

令和 2 年

富岡町議会会議録

第 9 回 定例会

12 月 16 日 開会 ～ 12 月 18 日 閉会

富岡町議会

令和2年第9回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 12月16日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会 (午前 9時00分)	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸報告	8
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	12
○一般質問	14
安藤正純君	14
渡辺正道君	24
佐藤教宏君	37
高野匠美君	47
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	56
○散会の宣告	60
散 会 (午後 2時14分)	60

第2日 12月17日(木曜日)

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	64
○出席議員	65
○欠席議員	65

○説明のため出席した者	6 5
○事務局職員出席者	6 6
開 議 （午前 9時00分）	6 7
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○会議録署名議員の指名	6 7
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 7
○散会の宣告	1 1 0
散 会 （午後 1時20分）	1 1 0

第3日 12月18日（金曜日）

○議事日程	1 1 3
○本日の会議に付した事件	1 1 3
○出席議員	1 1 3
○欠席議員	1 1 4
○説明のため出席した者	1 1 4
○事務局職員出席者	1 1 4
開 議 （午前 9時00分）	1 1 5
○開議の宣告	1 1 5
○議事日程の報告	1 1 5
○会議録署名議員の指名	1 1 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○委員会報告	1 4 4
○動議の提出	1 4 7
○閉会の宣告	1 4 7
閉 会 （午前11時28分）	1 4 7

第 9 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第9回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和2年12月16日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第 82号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 議案第 83号 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 84号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例について
- 議案第 92号 町道路線の認定について
- 議案第 93号 工事請負契約について
- 議案第 94号 工事請負契約について
- 議案第 95号 工事請負契約について

- 議案第 96号 工事請負契約について
- 議案第 97号 工事請負契約について
- 議案第 98号 工事請負契約の変更について
- 議案第 99号 工事請負契約の変更について
- 議案第100号 工事請負契約の変更について
- 議案第101号 工事請負契約の変更について
- 議案第102号 動産の取得について
- 議案第103号 動産の取得について
- 議案第104号 不動産の処分について
- 議案第105号 財産の出資について
- 議案第106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第107号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第108号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）
- 議案第109号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第110号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第111号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第113号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 82号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例について
- 議案第 83号 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 84号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 90号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例について
- 議案第 92号 町道路線の認定について
- 議案第 93号 工事請負契約について
- 議案第 94号 工事請負契約について
- 議案第 95号 工事請負契約について
- 議案第 96号 工事請負契約について
- 議案第 97号 工事請負契約について
- 議案第 98号 工事請負契約の変更について
- 議案第 99号 工事請負契約の変更について
- 議案第 100号 工事請負契約の変更について
- 議案第 101号 工事請負契約の変更について
- 議案第 102号 動産の取得について
- 議案第 103号 動産の取得について
- 議案第 104号 不動産の処分について
- 議案第 105号 財産の出資について
- 議案第 106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 107号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 108号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）
- 議案第 109号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 110号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 111号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 112号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 113号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会報編集特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

議案第 82号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

議案第 83号 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例について

議案第 84号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例について

議案第 92号 町道路線の認定について

議案第 93号 工事請負契約について

議案第 94号 工事請負契約について

議案第 95号 工事請負契約について

議案第 96号 工事請負契約について

議案第 97号 工事請負契約について

議案第 98号 工事請負契約の変更について

議案第 99号 工事請負契約の変更について

議案第 100号 工事請負契約の変更について

議案第 101号 工事請負契約の変更について

議案第 102号 動産の取得について

議案第 103号 動産の取得について

議案第 104号 不動産の処分について

議案第 105号 財産の出資について

議案第 106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第5号）

議案第 107号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第108号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第2号)

議案第109号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第110号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第111号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第112号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第113号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 82号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例について

議案第 83号 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例について

○出席議員(10名)

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君

福祉課長	杉	本	良	君
健康づくり課長	遠	藤	博	生
生活環境課長	黒	澤	真	也
産業振興課長	坂	本	隆	広
参事兼 都市整備課長	竹	原	信	也
教育総務課長	飯	塚	裕	之
参事兼 生涯学習課長	三	瓶	清	一
郡山支所長	斉	藤	一	宏
参事兼 いわき支所長	三	瓶	直	人
総務課 主幹兼課長補佐	猪	狩	直	恵
代表監査委員	坂	本	和	久

○事務局職員出席者

議事 会務局長	小	林	元	一
議席 会務係局長	猪	狩	英	伸
議席 会務係主任	杉	本	亜	季

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月9日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日からあさってまでの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和2年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、文書をもってお手元に配付させていただきましたので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書2件を受理し、この写しを委員会報告書の89ページから93ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 堀 本 典 明 君

2番 佐 藤 教 宏 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日からあさって18日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日からあさってまでの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、代表監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

2 監第15号、令和2年12月16日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和2年8月・9月・10月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和2年9月23日・10月20日・11月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6 番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第38号、令和2年12月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和2年12月9日午前9時、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同主幹、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件7件、条例の廃止案件1件、認定案件1件、工事請負等の契約案件5件、工事請負等の変更案件4件、財産の取得又は処分案件3件、財産の出資案件1件、補正予算案件8件、合計32件。

(2)12月定例会の会期及び日程について。12月定例会の会期日程については、会期を12月16日から18日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告4名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情について、議会事務局長より説明を受けた。③その他。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第39号、令和2年12月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第204号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第204号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は、記載どおりとなっておりますので、お読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第204号の編集について。とみおか議会だより第204号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、にこにこども園の園児の写真を候補とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、図書館にて勤務する職員に寄稿していただくことを決した。とみおか議会だより第204号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、

レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第204号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 改めまして、おはようございます。報告第40号、令和2年10月16日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和2年8月・9月・10月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過についてはお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和2年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。1号機天井クレーン支保の設置完了やPCV内部調査に向けた進捗及び原子炉注水停止試験の実施等について説明を受けた。多核種除去設備等処理水の二次処理性能確認試験にて濃度低減がなされていること

を確認した旨の説明を受け、議員からは、全ての核種において検出限界値未満を目指すよう三次処理も引き続き実施していく旨要望が出された。1号機PCVガス管理設備排気ファン全停に関する説明及び今後の対応について説明があり、議員からは再発防止や設備点検の再検討などを求めた。(2)その他。東京電力ホールディングス株式会社より福島第二原子力発電所の廃止措置計画の進捗状況に関する報告を受けた。議員から、ALPSトリチウム処理水の処理に関する東京電力ホールディングス株式会社の考えや対応方針等について質問がなされ、国の方針決定に基づき、会社としてできることを誠心誠意対応していく旨回答があった。3、その他。

以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対して1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。令和2年第9回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

ここ数年にない色づきを見せてくれた木々もすっかり葉を落とし、今年もあと僅かとなりました。本年は、新型コロナウイルス感染症の対応に尽きる1年となってしまいましたが、各種事務事業につきましてはおおむね予定のとりの進捗を確保することかできており、ひとえに議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力の賜物と深く感謝を申し上げますところではあります。また、職員の皆様のご精勤に対しましてもこの場をお借りして感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第3波の到来と言われるように、全国各地において感染の拡大傾向が続いており、手指の手洗い、マスクの着用、そして3つの密を避ける行動の継続が必要な状況にあります。窮屈な生活が続いておりますが、町民の皆様には引き続き所要の対応の徹底をお願い申し上げますとともに、コロナ禍の中においても、日々の生活を楽しむ工夫と心の余裕を持たれるようお願い申し上げます。町においては、目標としていたマスク40万枚、アルコール消毒液400リットルの備蓄をしたところで、災害時避難所における感染防止のための資材や備品などについても段階的に備蓄を進めているところです。また、季節性インフルエンザとの同時流行を可能な限り防ぐことが必要であることから、インフルエンザワクチンの接種費用全額を全町民に助成することといたしております。今後も感染拡大防止のための取組に可能な限り対応してまいり、町内における感染症の連鎖的な拡大の防止に努めてまいります。

福島第一原子力発電所に保管される汚染水処理水の処分につきましては、菅首相が9月26日に廃炉作業を現地で確認された後、丁寧に説明する中で、政府が責任を持って処分方針を決めていきたいと述べられましたが、方針決定に関する関係閣僚会議の開催が見送られたまま、今後についての説明などが何らない状態が続いております。私は、これまでと同様に、町民をはじめ国民の皆様に分かりやすく丁寧な説明を尽くすことが方針を定めるためには必要であると考えており、また汚染水処理水の

処分方針のいかんにかかわらず、これまでの10年間における継続した対策をもってしても原子力事故に起因する風評被害を払拭できない状況を鑑みて、さらに一步踏み込んだ徹底した風評対策を講ずるべきと考えるところでありますので、これらのことについて引き続き国に強く求めてまいりる所存であります。

また、福島イノベーション・コースト構想の核として、浜通り地域の復興をリードし、日本における究極の地方創生モデルを目指すとした国際教育研究拠点につきましては、福島県が浜通り地域の自治体に意向を聴取した上で、年内に立地地域を国に提案するとされておりましたが、県は国から具体的な枠組みが示されないとして、立地地域の国への提案を来年以降に延期するとしてまいりました。町といたしましては、今後予定されている意向聴取において、本町のこれまでの成り立ちや地理的優位性から、本町が国際教育研究拠点の効果を広く波及させることができる町であること、また研究者や学生などを積極的に受け入れる閉鎖的でない地域土壌が本町にあること、そして何よりも町民の皆様が熱意を持って立地を望んでいることをしっかりと訴え、立地地域として最適であることをご理解いただくよう、引き続き県の意向聴取に向けた準備を重ねてまいりますので、議員の皆様により一層のご理解とご協力をお願いいたします。

冒頭でも申し上げましたが、富岡産業団地、地域交流館、アーカイブ拠点施設やカントリーエレベーターなどの各種整備工事につきましては、請負者をはじめ工事に関係する方々のご努力により、おおむね予定の進捗を確保することができております。また、共生型サポート拠点事業においても、議員の皆様のご意見をいただくなどして建築設計が固まりつつあり、事業の要となる運営者を指定管理候補者としてご提示できる状態となっております。私は、雇用、医療、福祉、教育、交流、農業が本町を未来につなげ、将来を切り開くためのキーワードであると度々申し上げており、9月定例会以降においても全力を挙げた富岡産業団地への企業誘致活動や富岡町高齢者福祉計画第8期介護保険計画の策定などを進めるとともに、観光協会と連携したイルミネーションイベント、夜の森まち灯りの開催、スマート農業・先端技術フェア開催への協力、また富岡ホテル様や福島県LPガス協会様のご理解をいただいた災害時における宿泊施設の提供等に関する協定、災害時におけるLPガスの供給に関する協定の締結などに取り組んでまいりました。今後も町施策のキーワードにつながる取組を一つ一つ積み重ね、安心して潤いのある町づくりに努めることで移住、定住の促進につなげ、希望と笑顔あふれる本町の明日を実現してまいりたいと考えるところでありますので、議員皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

なお、令和5年4月の開館を目標に検討を重ねてまいりました健康増進施設整備事業につきましては、先月の全員協議会における議員の皆様のご意見などを踏まえ、町復興推進会議において協議した結果、今以上に踏み込んだ詳細な検討が必要であり、開館目標を後ろ倒ししても、その検討の時間を確保すべきとなりましたので、ご承知おきくださるようお願いいたします。健康増進施設事業に係る各種検討につきましては、検討の過程において、適宜議員の皆様にご報告申し上げ、ご意見を賜りた

いと考えますので、その際には忌憚のないご意見を賜りますようお願いをいたします。また、恒例の新年賀詞交歓会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、今年度は中止とさせていただきます、功労表彰などの伝達のみとさせていただきますこととしましたので、ご報告をいたします。議員の皆様をはじめ、本町の復興、創生にご尽力をいただく方々と一堂に会し、新年をことほぐることができないことは非常に残念なことではありますが、現下の状況ではやむを得ないこととご理解いただき、ご了承を賜りますようお願いをいたします。

さて、今定例会には条例の制定案件2件、条例の一部改正案件7件、条例の廃止案件1件、町道路線の認定案件1件、工事請負契約案件5件、工事請負契約の変更案件4件、財産の取得又は処分案件3件、財産の出資案件1件、補正予算案件8件の計32件の議案を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて3問ほど順次質問させていただきます。

大きい1番、放射性物質トリチウムを含む処理水について。（1）、政府は、海洋放出を軸に処分方針決定の最終調整をしているが、意見聴取会に寄せられた海洋放出への懸念の声が反映されるのか、厳しい視線が注がれています。町は、政府方針を打ち出す際には風評を絶対に発生させない万全の対策をと言っているが、具体的な案はあるのか伺いたい。

大きい2番、農業復興について。（1）、町内では避難指示が解除された地区から保全管理が終了し、営農が再開されていますが、今年度は作付可能面積約500ヘクタールに対し、12.7%の63.5ヘクタールであり、農地の荒廃が懸念されています。町は、営農再開に関する説明会、農業担い手座談会等を開催し、農業者との意見交換を活発に行っているが、有効な対策はあるか伺いたい。

大きい3番、町の将来の姿について。（1）、現時点の町内居住届出数は、富岡町災害復興計画第二次に目標として掲げた令和2年3月末、3,000から5,000人を大きく下回っております。令和7年からは自然減が推測され、財源確保が大変厳しい状況にあり、将来の町村合併も視野に入れるべきである

と思うが、町の考えを伺いたい。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、安藤正純議員の一般質問にお答えします。

1、放射性物質トリチウムを含む処理水について。(1)、政府は、海洋放出を軸に処分方針決定の最終調整をしているが、意見聴取会に寄せられた海洋放出への懸念の声が反映されるのか、厳しい視点が注がれています。町は、政府方針を打ち出す際には風評を絶対に発生させない万全の対策をとっているが、具体的な案はあるのか伺いたいについてお答えいたします。まず、議員のご質問に政府は海洋放出を軸に処分方針決定の最終調整をしているとありますが、町は政府から海洋放出を軸に処分方針決定の最終調整をしているとは伺っておらず、処分の現実的な方法が海洋放出及び水蒸気放出であり、国内での実績や放出設備の取扱いの容易さなどから、海洋放出のほうがより確実に実施できるというALPS小委員会の報告を受けた政府が処理水の取扱いに関し、慎重に検討を重ねているものと認識しております。政府は、処理水の取扱方針を決定するため、幅広い関係者の意見を伺う場を4月から10月にかけて計7回開催し、併せて4月から7月までパブリックコメントの募集も行いました。私は、4月13日に開催された第2回、関係者の意見を伺う場において、原発事故から10年を迎え、これまで様々な風評対策を国や県とともに行ってきたところ、風評の払拭に至っていないのが現状であり、これまでの経験を踏まえ、さらに一步踏み込んだ徹底した対策を具体的に打ち出していくことを強く望むとの意見を述べてまいりました。このとき具体案の提示は行っておりませんが、風評を絶対に発生させないという強い姿勢で検討を進めていかなければ、中途半端な対策となり、結果、風評がこれからも続くと考えた発言であります。現在も政府による検討が進められているところですが、私の意見も含め、幅広い層からの意見にしっかりと対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、2、農業復興について。(1)、町内では避難指示が解除された地区から保全管理が終了し、営農が再開されていますが、本年度は作付可能面積約500ヘクタールに対し、12.7%の63.5ヘクタールであり、農地の荒廃が懸念されています。町は営農再開に関する説明会、農業担い手座談会等を開催し、農業者との意見交換を活発に行っているが、有効な対策はあるのか伺いたいについてお答えいたします。これまで避難指示が解除された区域の農地は、福島県営農再開支援事業を活用し、耕起や除草などを実施してきましたが、避難指示解除後3年である昨年度をもって除染後農地の保全管理が終了となりました。町は、農業・農地再生に向けた方針において、先行的な営農再開を目指す地域や、そのための具体的な取組に加え、営農再開の目標面積を280ヘクタールと昨年度お示しいたしました。このことから、段階的な営農再開の拡大を図るため、福島県営農再開支援事業の特認による農地保全を行いながら、米のカントリーエレベーター整備事業をはじめ、各地区での基盤整備や水利施設補修

工事などのハード部門と各種支援メニューの周知、案内や担い手と貸手のマッチングによる担い手への農地の集積、集約などのソフト部門の両面の施策を鋭意進めておりますが、長期避難の影響により、従来の農業者による町内全域での農業再開は困難であると認識しております。このため、新規就農者の確保や町外農業法人などの参入促進にも注力し、既に町外の農業生産組合による町内での作付が開始されております。また、複合被災地に特化した品目として、放射性物質を吸収しにくく、鳥獣被害の少ないタマネギの産地化を目指し、必要となる施設整備についても関係機関による協議、検討を重ねております。町といたしましては、これらの取組を継続して推し進め、国、県、JA、農業復興組合、農業委員会や土地改良区などのあらゆる機関と連携、協力し、段階的かつ着実な営農再開の拡大により農地の再荒廃の防止に努めてまいります。

次に、3、町の将来の姿について。(1)、現時点の町内居住届出数は、富岡町災害復興計画第二次に目標として掲げた令和2年3月末、3,000から5,000人を大きく下回っております。令和7年からは自然減が推測され、財源確保が大変厳しい状況にあり、将来の町村合併も視野に入れるべきであると思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。一部地域の避難指示解除から3年8か月が経過する中、生活関連サービスやインフラ環境の整備など、町内の生活環境の向上に努め、12月1日現在の町内居住届出者数は1,567人、1,104世帯となっており、少しずつではありますが、人口は増加し、着実に復興の歩みを進めております。しかしながら、帰町計画において目標とした人口を下回っていることは事実であり、町民にとっての6年という歳月は避難先での生活拠点を形成させざるを得ない時間である一方で、帰還を悩む時間でもあり、長期避難の影響を改めて強く感じております。こうした中、私は地域の魅力を高め、町の復興、再生を支える新たな活力を呼び込む移住、定住の推進を後期計画の重点施策として掲げ、今年度においては町営住宅王塚第2、第3団地の入居開始や借り上げ型町営住宅の継続による住宅提供、移住専門誌や地域おこし協力隊を活用した地域の魅力発信、コロナ禍においてはオンラインによる移住相談対応などに取り組んでおります。また、国や県では被災地の極めて厳しい状況だからこそなし得る究極の地方創生創生モデルを目指した国際教育研究拠点の設置や移住、定住の促進、関係人口の増大に資する施策への支援など、被災地の居住人口の増加やにぎわいの再生、創出、行財政基盤の強化に取り組む方針を示しており、町といたしましてもこれまで以上に国や県と連携し、取り組んでまいります。

議員ご提案の町村合併については、合併すれば行財政の効率化になり、財政基盤が強化されるとの考えから出発していることと認識しますが、震災、原発事故から間もなく10年が経過しようとする中で、双葉郡では次の復興のステージを目指す町村がある一方で、いまだ帰還困難区域を抱え、本格復興に向けた準備を進めている地域もあり、震災以降の社会動態や人口動態、それに伴う財政基盤の状況など、双葉郡8か町村が置かれている状況にはそれぞれ大きな違いがあり、多様な状況にあります。このような状況下においては、昨年9月に双葉郡8か町村においては双葉郡の震災前以上の繁栄を目標とする絵姿となるふたばグランドデザインを策定し、ふたばの夢ある未来づくりを目指して人材育

成や町づくり、交流人口の拡大など、様々な分野において広域での連携に向けた取組の検討を始めたところであります。町といたしましては、まずは各自治体の置かれている現状を相互に理解し、共通する課題解決に向けた広域連携を実施してまいること、町外生活を続ける町民を含めた住民サービスを維持しつつ、新たな行政ニーズに対応してまいることが即時的な効果を見込める方法と考えており、現段階ではこのことに力を注いでまいるべきではないかと考えますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございました。まず、今回の質問の意図なのですが、将来発生し得る可能性の高い難題に対し、あらかじめ対策を取るべきであるということを経験的な考えとして質問させていただいています。

まず、質問の1番の放射性物質トリチウムを含む処理水についての1番に入ります。6月定例議会一般質問の答弁において、高橋副町長から4月13日に町の考えを述べる機会に、国に対し風評被害が起きないように万全な対策を取ることを、この意味はもともと風評被害が発生すると見込んで対策を取るのではなく、風評被害を出さないという前提の下に、国はしっかりとした対策を取ることを申し述べたと発言されております。処理水を海洋放出すると、漁業、農業を中心に被害が出ますし、このまま構内に長期保管すれば40年で終了予定の廃炉作業に支障を来し、住民帰還に影響を及ぼすと主張される方もおります。どちらの道を選択しても、町の言っている風評被害を出さない前提というのは私はないように思われますが、風評被害を出さない案というのはあるのでしょうか。その辺あれば聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） ありがとうございます。安藤議員の再質問にお答えいたします。

風評被害を出さない具体的な案、先ほど町長の答弁でもさせていただきました。4月13日の意見を伺う場の席上においても、具体的にこれをやってくださいというふうなことでその発言をしたものではございません。改めての発言になってしまうところありますが、町長が風評を絶対に発生させないということをお願いしたことについては、風評を発生させ、もともとどうしても風評が発生してしまうから、これをそのためのセーフティーネットとしてやっていくというふうなことをあらかじめ考えるのではなく、まずは風評を絶対発生させないというふうなことの気持ちを持って進めていただかないと、もともとの対策自体がやはりどこかには風評を発生させる余地が出てきてしまうだろうというようなところから発言をさせていただいたものでございます。安藤議員おっしゃるように、風評被害が絶対ゼロになるというふうなものは、もしそういうものがあるとすればこの東日本大震災、それから原子力発電所の事故で福島県民、富岡町民、多大なる風評被害を受けているわけですから、そういったものが、特効薬があればそれにこしたことがないと当然考えます。ただ、今回改めて発生

する事象に対しての国の取組というものをしっかり示せというふうなことでこのような発言をさせていただいたものと考えていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。

それから、1F構内にあるタンクの約7割のALPS処理水濃度は海洋放出する際、国の基準を超えていると東京電力から説明を受けておりますが、私は告知濃度比1以内であれば風評被害が発生しないのか、大変疑問があります。さらに、5月、町長は1F構内に貯蔵してある処理水は高濃度で、トリチウム以外の放射性物質も含まれており、現状のままでは万が一漏水した際の危険性が非常に高いので、一刻も早い対策が必要と発言されています。12月に入ってから、知事は、処理水について国の責任で県民、国民の理解が十分深まるよう、丁寧な説明を行うよう求めると発言されました。こういった町長とか県知事の発言を基に、私提案したいのですけれども、海洋放出する、しないにかかわらず、タンクに保管してある処理水は全て二次処理、三次処理をし、トリチウム以外の核種は多核種除去装置ALPSによりNDになるまで処理すること、これは東京電力は技術的に可能だと言っておりますので、やる気があれば私はできると思うのです。これは、私は原特でも代表に強く申し入れました。やはり米の例なんかも取って、私は国の基準が全て安心だよと、そういうものではないと。やはり国の基準はこうであっても、さらにワンランク上の対策を取ることによって安心感が得られる、そういう発言をさせてもらっています。町でもできれば東京電力、国に、やはり海洋放出する、しない、長期保管する、しないにかかわらず、ここまでやってほしいと、技術的に可能であればここまでやるべきだと、そういうふうな発言をしてほしいと思うのですが、その辺の考えはあるでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 安藤議員の再質問にお答えいたします。ご質問ありがとうございます。

先日の原子力発電所等に関する特別委員会の席上で、東京電力、大倉代表としては、NDは確定、確約できないけれども、考え方を理解するというふうなコメントがあったかと思えます。さきに安藤議員、今もおっしゃっていただきましたが、関係者のご意見を伺う場において、宮本町長より、福島第一原子力発電所内に保管されているタンク群の中で告知濃度比1を超えるものについては地震や大雨などによる倒壊、流出の危険をはらんでいると考えており、住民の安全、安心な廃炉を目指す立地地域にとっては一刻も早い処理を求めてまいるというふうな発言をしております。NDか、NDでないか、第三次処理ができるかどうかというふうなことについては、現状東京電力からできるかどうか、意見については受け止めるというふうなことでありましたので、三次処理した場合どのような結果となるかについて現段階では不明であります。また、その処理方法につきまして、技術的にしっかりできるものか、それに対してどれだけの費用がかかっていくのかといった様々な情報が現状共有されていないというふうなことになっております。現状ではNDにすべきか、すべきでないかというふ

うなところの議論は避けたい、言及は避けたいと思いますが、先ほど申し上げましたように住民の安心、安全な廃炉を目指す立地地域にとっては、一刻も早く安全な状態にしてほしいというふうな訴えは続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今やれる技術で最大のことをやっていただきたいということは、国、東電に申し上げるべきだということをお願いして、次の質問に移ります。

質問の2番目の農業復興についてに移ります。町が行った農地所有者の農地利用に関する意向調査結果によりますと、質問の農業後継者はいるかに対して、いないが80.8%、富岡町で営農再開する意向はあるかの質問に対して、営農再開はしない、78.2%、同じく質問の営農再開しない農地をどうする意向ですかに対しては、貸したい、売りたいを合わせ66.2%。町は、再開目標面積280ヘクタールの実現に向け、人・農地プランの作成、新たな担い手の確保、方策、富岡町農業連携推進協議会の立ち上げ、加えて農地の整備事業、米乾燥調製施設の整備など、数々の支援事業並びに整備事業を行っております。アンケート結果から町内の既存農業者による再開を期待するのは大変難しいものと思われるが、町はこれに対してどのように受け止めているか聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。ただいまのご質問ですが、アンケート結果については確かに厳しい結果となっております。長期避難によりまして、どうしても農家の方が高齢化しているということで、そのような結果となっております。そのような状況の中で、現在県の補助事業等を活用しまして、いろいろと担い手の確保について努めているところであります。こちらにつきましては、引き続き関係機関と協力をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） そこで、農業復興に関しての最重要課題は、私は担い手の確保にあるのではないかと、そのように思っております。

そこで、再エネ復興まちづくり基金についてちょっと述べさせてください。この基金の目的なのですが、第1条に再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金、その他の収入等を農業復興及び環境保全をはじめとする復興まちづくり事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するとあります。それで、今までこの基金は何にどれくらい使われていたか、それを具体的に説明してください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、町の再エネ基金につきましては、平成28年度より積立てを開始しております。これ昨年度末

の数字となりますが、基金額としましては約4億3,000万円となっております。そちら、これの使用ですが、まず産業振興課でやっております出荷販売を必須としない農業者への機械の購入等の補助ということで、がんばる農業支援事業ということで、そちらについて昨年度約1,400万円ほど支出しております。また、こちら現在整備を進めております地域交流館の事業費としまして、こちらの土地、建物の購入費といたしまして約1億2,000万円ということで、過去これまでに支出をしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。私が頂いた資料によりますと、2037年、令和19年までの間、発電事業者から寄附金、配当金の積み上げ合計は12億2,769万円になります。

そこで、町に提案申し上げたいのですけれども、この基金を使って、やはり富岡町、新規就農希望者を募集する財源に充ててもらいたいと思うのです。これは、広告代理店のような専門家に依頼してPR動画を作成したり、主に関東圏なんかにはテレビ放映、SNSを使った募集、こういったものを行って、最近政府で移住支援金とか企業支援金、こういったものが、昨日の新聞で見させてもらったのですが、こういったものと絡めながら、やはり大々的に富岡で農業やりませんか。やはり最重要課題は、私担い手不足だと思っていますので、それをやるべきかなと思うのですが、町の考えを聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、ご提案いただきまして、ありがとうございます。現在町でもいろいろと就農フェアとかで、町内の担い手の確保に努めております。本年度より新規就農者の支援事業ということで、一部基金使わせていただいております。ご提案のあったテレビ放映等の事業ですが、確かに効果はあると考えております。町としましては、現在雑誌等への記載といえますか、移住者の確保というところで、農業と移住関係のそちらをミックスしたような形で検討を進めております。基金につきましては、あくまでも貴重な一般財源ということもありますので、そちらについてはしっかりと効果を確認しながら、事業を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 担い手を確保するための大々的なPR活動を行った場合に、富岡町で引き受けてくれる現在農業行っている方との話合い、例えばJAだったり、生産組合だったり、法人だったり、個人の農業者だったり、そういったところで私のところではこれくらい必要だとか、そういう具体的な話は進めることは可能なのでしょうか、また進んでいるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 現在町外の農業法人等の参入についても検討させていただいており

ます。また、新規就農者の確保に向けては、地元の農家の方とも調整をしながら、研修等の受入れ等について検討を進めております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。

それでは、質問の3番目に移ります。3番目は、町の将来の姿について移ります。先ほど町長答弁にもありましたけれども、住民課による12月1日現在の町内居住届出数は1,567名、町の人口は1万2,431人となっております。町内居住届出人の約半数は帰還した住民で、残り半数が新しい町民だと聞いております。新しい町民の方は、廃炉、除染、復興関連等の工事関係者が多く、作業終了後は戻っていくことが予想されます。町民の方も原発避難者特例法に基づいて、居住市町村において特例的に一定のサービスを受けることができますが、措置が終了すれば住民票の移動について考える時期が来ます。今後の税収見通しについて教えてください。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、税の見込についてお答えいたします。

今議員がおっしゃったのは、個人町民税のことかと思うのですが、税全体について申し上げます。税目ごとに申し上げます。まず、個人町民税ですが、震災前と比較しまして、課税人員が約2,100人減となっております。今後も議員ご指摘のように避難先への転出による課税人員の減少、あるいは現下の新型コロナ等による個人所得の減収等も懸念され、漸減と推測しております。

次に、法人町民税でございます。復興、廃炉関連事業等に伴う企業収益の増収により、平成26年度以降は震災以前より増額となっております。ただ、これら事業の縮小等に伴い、平成27年度の約3億3,500万円をピークに、毎年度減額に転じております。今後も減少傾向で推移すると考えておりますが、産業団地への企業誘致等による増額要因もあり、減額幅は徐々に小さくなっていくのではないかと考えております。

次に、固定資産税です。土地、家屋につきましては、地方税法の特例規定による避難指示解除区域の土地、家屋の2分の1減額課税が令和2年度をもって終了するため、令和3年度以降は増収見込となっております。償却資産につきましては、大規模償却資産の減価償却に伴い、毎年度大幅な減額となっております。今後も残存価格に至るまではこのような状況が続くものと推測しております。これらによりまして、固定資産税総額では令和3年度は土地、家屋の通常課税により、一時的に増額となるものの、その後は減収見込みで推移していくと考えております。

次に、軽自動車税です。ここ数年2,200万円程度で推移しており、今後も同程度で推移するものと考えております。

次に、町たばこ税です。震災や原発事故避難により、たばこの販売先や購入者が減少し、震災以前と比較すると大幅な税収減となりましたが、ここ数年は徐々に増額傾向に転じておりまして、今後も

微増となると見込んでおります。

これらによりまして、町税全体でいいますと、総体的には減収基調と推測しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 細かい説明、ありがとうございました。あまり大きく増加するというか、震災前の町の予算から見て、今の予算規模を比較すると、全然もう60億円、70億円だった町が200億円の今予算でやっていますので、本来であればもっともっと増収すべきかなとは思っているのですが、一方どれだけ今お金かかっているかについてちょっと質問させてください。

施設別ランニングコスト及び職員の給与のような義務的経費、この……

○議長（高橋 実君） 7番、続けて質問してもらっても、答弁用意してあるかどうか、通告内容とそれ突き合わせしていますので。

○7番（安藤正純君） そうですか。継続していいのですか。

○議長（高橋 実君） 質問はいいですけども、してもらって構いませんけれども、答弁ができないかもしれませんので、その旨理解してください。

○7番（安藤正純君） 分かりました。施設別ランニングコスト及び義務的経費の合計を分かる範囲で、概算で結構ですから、総務課長、お願いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 義務的経費というような表現をされました。経常収支比率を算定する際に、経常経費というような捉え方をして算出してしておりますので、その概要を申し上げたいと思います。

経常経費につきましては、令和元年度決算額、決算ベースでいきますと経常経費31億1,000万円程度でございます。経常経費の内訳といたしまして、人件費が7億円程度、物件費が4億7,000万円程度、それから扶助費1億9,000万円程度、繰出金が約10億円、補助費が5億7,000万円、公債費1億円程度、それから維持補修費等々で7,000万円というような形で、義務的経費といわれるものについては経常経費31億900万円というようなことになっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 本筋に戻してください。今の答弁に対する質問ではなく、本筋に戻した質問をお願いします。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。本筋、将来の姿、分かりました。私が今の質問の意図というか、今議長からも注意ありましたが、やはり財政的にちょっと厳しいものがあるから、町村合併をと、すべきではないかというような、財源が大変厳しい状況にありということを経常経費を通告させてもらったつもりですので、その財源の厳しさを今指摘させてもらっていますので、あまり大きく通告から離れているとはちょっと思わなかったのですが、そういうことであればまた元に戻しま

す。

経費が31億円かかって、町税は令和元年度で22億円ですから、やはりかなり厳しくなっていくのかなと想定されます。それで、将来の人口減少及び第二原発の廃炉による東京電力からの固定資産税等の大幅な減収により、財政状況は悪化してきます。こうした背景にあって、行財政基盤を整えるため、将来の町村合併は私は避けられないのかなと考えております。先月、11月26日、復興庁の有識者検討会では、12市町村の将来像について、持続可能な地域生活の実現、広域連携などに重点を置く見直し案の骨子が示されました。翌27日には復興大臣から、町村合併は今後の検討課題の一つに入るとの認識を示し、住民の意向を踏まえて慎重に検討する、決めるのは住民の皆さん、反応を見たいと発言されております。

そこで、町に1つ提案させてもらいたいのですが、将来の町村合併の準備段階、今すぐするとか、しないとか、そういうことではなくて、準備段階として毎年富岡町住民意向調査が実施されていますが、来年は原発事故から10年目の一区切りを迎えることから、町民の皆さんは町将来の姿をどう考えるか、アンケート項目に町村合併を入れてはどうかと考えますが、町はどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） これまでも町民の意向調査関係については、住民意向調査、10年継続してやらせていただいております、企画としても小さき声も少なからず受け止めたいと考えてございます。

合併に関する質問でございますが、この住民意向調査については復興庁、それから福島県、富岡町の3者が協働して実施しているものでありまして、合併に関することをこの住民意向調査に含めるかということはちょっと別問題かと思っております。実施するのであれば、当然のことながらその合併する範囲だったり、地域だったり、その財政規模等であったり、いろんなことが考えられますし、富岡に限らず、合併に関することを各自治体がいろいろと検討した中で質問するべきだと私は考えてございます。となれば執行部内での議論も必要ですし、議会内の議論も必要ですし、ある意味昭和から始まった合併についてのメリットとデメリット、数々分析されておりますが、その点についてしっかり議論した上で、改めて町民に説いていくということが必要かと感じております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほど町長答弁から、双葉郡8か町村は、銘々今第2ステージに向かって進んでいるところであり、置かれている状況が違うというお話がありました。今企画課長からも、それはちょっとアンケートに入れる項目ではないというお話がありまして、ただ復興大臣も、それを決めるのは住民だということをおっしゃっていますので、町単独でやっていけるということであれば、これはその議論に入るまでもないのかなと思いますけれども、だんだんと財政的だったり、あとは人口だったり、そういったことでそろそろ準備段階に入るべきではないのかなと思って質問させてもらったのですが、そういうふうな考えでないということを今聞きましたので、少しがっかりはしましたけ

れども、取りあえず町は町の今の進むべき道を模索というか、やっていかれるのだらうと思いますので、私は今日の質問はこの辺で終了させていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご質問終わるということではございますが、1点ご了解というか、認識を共通にしていきたいと、いったほうがいだろうということでお話をさせていただきます。

総務省が行財政改革というようなことをうたい文句にして、平成の大合併というのを進めてきましたが、結果的に、例えば第32次の地方制度調査会、国の制度調査会ですが、この総会の中で国会議員や地方六団体の委員などから、合併したことによって、行政サービスが大きく低下した周辺の市町村の現状というものは悲惨な状況があるとか、それから合併において住民の地域づくりのモチベーションがなくなるのを目の当たりにしてきた、それから人口規模が大きければ行政運営が効率的でよいという考え方は違うのだ、加えて平成の大合併では、その弊害として住民の声が届かなくなった、様々弊害を委員の方々がおっしゃっています。我々は、この状況、現状をしっかりと捉えて、それから共通認識として市町村合併に対してどういう意義を求めるのか、効果を求めるのかというところをしっかりと共通認識に立った上で議論しなければならないだろうと。その上で住民に問うということは必要なのだろうと、企画課長のお答えはそのような背景があつてということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 総務課長からの細かい説明、ありがとうございます。

これをもちまして、私の一般質問を終了します。お世話になりました。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

10時35分まで休議します。

休 議 （午前10時20分）

再 開 （午前10時31分）

○議長（高橋 実君） 35分までは早いですがけれども、そろっていますので、再開いたします。

続いて、4番、渡辺正道君の登壇を許します。

4番、渡辺正道君。

〔4番（渡辺正道君）登壇〕

○4番（渡辺正道君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

まず1番、町内の生活環境について。（1）、町内さくらモールにおける利用状況と今後の運営の在

り方について町の認識を伺いたい。

(2)、総務省のICT地域活性化ポータルの中に事例100選が掲載されている。今後富岡町は、ICTをどのように取り入れ活用し、町民生活の向上に努めていくのか考えを伺いたい。

大きな2番、町の桜に対する認識について。(1)、現在の桜の保安全管理、育成状況について伺いたい。

(2)、今後の復興政策での桜の位置づけについて伺いたい。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長(高橋 実君) 4番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 4番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、町内の生活環境について。(1)、町内さくらモールにおける利用状況と今後の運営の在り方について町の認識を伺いたいについてお答えいたします。さくらモールとみおかは、毎月9万人の皆様にご利用をいただき、来場者総数が330万人を超えており、町民の皆様、近隣町村の方々にとっても重要な商業施設として大きな役割を担っております。現在の管理運営につきましては、指定管理者制度により定期的な設備の保守点検や警備、防火体制を整えるとともに、集客イベントの開催、電気自動車充電設備の設置などを行っております。また、これまでの3年間減免していた施設使用料を今年度から徴収するなど、出店者の自立した運営に向けた取組も進めております。今後につきましては、出店者や指定管理事業者などとの協議、検討を重ね、より多くの皆様に快適にご利用いただけるよう、施設の安定運営に努めてまいります。

次に、総務省のICT地域活性化ポータルの中に事例100選が掲載されている。今後富岡町は、ICTをどのように取り入れ活用し、町民生活の向上に努めていくのか考えを伺いたいについてお答えいたします。ICTの活用は、今や行政情報の発信をはじめ教育や医療、介護、農業など多様な分野で活用されており、情報技術の急速な進歩が暮らしやすさへとつながっております。本町においては、教育分野で取り入れており、富岡校と三春校、また他校などとの双方向の授業展開を実践し、児童生徒の身近に情報端末があることがごく当たり前になっております。また、町消防団においても、出勤人数の把握や消防水利情報の共有などに役立つアプリを導入し、活用しております。今後はパソコンやタブレットなどの情報端末を使いこなす高齢者も増え、AI化を含む情報技術の進歩も期待されており、買物の支援や行政サービスの申込み、遠隔健康相談システムなど利用の幅が大きく広がるとともに、省力化や効率化が図られ、より便利な生活へと情報通信技術が活用されていくものと考えられます。町といたしましても先進事例を参考に、この地域に合い、安価で時代に即した取組を継続して検討してまいります。

次に、2、町の桜に対する認識について。(1)、現在の桜の保安全管理、育成状況について伺いたい

と(2)、今後の復興政策での桜の位置づけについて伺いたいについては関連がありますので、一括してお答えいたします。当町の桜は先人より受け継がれ、地域全体で育ててきた優良な地域資源であり、特に桜並木は県内屈指の桜の名所となり、その存在は震災後においても町民の心の支えとなっております。町は、震災以前より樹木医の助言を受けながら、樹木の長寿命化を図る施肥や消毒、交通の安全を確保するための枯れ枝の剪定などを定期的実施してはいましたが、100年を超える老木がある中で、しっかりとした保全管理をすべき時期に全町避難となり、いまだ震災前の美しさと優雅さを取り戻す状況には至っておりません。私は、桜を守り、育むことが地域を越え、時を超えた町づくりにつながると考えており、本年3月に策定した第二次復興計画後期では重要施策の一つに新たな人の流れの創出を掲げ、桜を代表とする地域資源を生かした観光スポットの整備などにより観光コンテンツを創出し、将来的に移住へとつながる交流、関係人口の創出、拡大を図る取組を進めることとしております。また、特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランにおいても、桜を生かした交流人口の拡大による新たなにぎわいを創出することを掲げ、桜などの街路樹管理や新たな桜の植樹、桜保全管理計画の策定などを進めております。本年は、夜の森つつみ公園、曲田地区富岡川河川敷、総合スポーツセンターなどへの新たな桜の植樹を実施するとともに、来年以降も枯れ枝除去や病害虫防除などの保全管理に継続的に取り組み、さらには毎年恒例の桜まつりや今年度初めて実施した夜の森まち灯りなどの桜に関するイベントの開催により、町民の心の復興はもとより、交流人口拡大による町内のにぎわいの創出に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(高橋 実君) 再質問に入ります。

4番、渡辺正道君。

○4番(渡辺正道君) 答弁ありがとうございました。まず、1番からちょっと確認の意味で質問させていただきたいと思います。

指定管理者の件、さくらモールに関して了解しました。ただ、その中でちょっと確認したいのですが、来場者の数等々は今町長答弁の中で理解しました。その中で来場者の年齢層であるとか、男女比であるとか、いわゆる行動動態とか、あと小売物価等々の調査もしくは認識はおありですか。

○議長(高橋 実君) 産業振興課長。

○産業振興課長(坂本隆広君) お答えいたします。

まず、町長答弁にもありましたように、現在さくらモールについては毎月9万人ほどのご利用いただいております。利用者につきましては、基本的に現在作業員が多いということで、そういう方の利用が大分多いと思っております。男女比の利用率ということですが、そちらについては数字化というか、確認をしておりませんが、基本的には男性の利用客が多いと認識しております。

あと、施設の商品の価格帯といたしますか、そこにつきましては、私も毎週三、四回施設の利用させていただいておりますが、なかなかほかの地域と比べて、それほど価格の差はないものと考えております。ただ、人件費等が多少高騰しているということもありますので、そういう関係で商品によって

は一部高いというか、そちらについて商品が高くなっているものもあると考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。課長答弁、細やかな答弁ありがとうございます。まず、ちょっといろいろ聞いてしまうと一問一答形式からそれてしまうので、ちょっと切って質問させていただきます。

まず、単純に感覚的な問題ですが、私もよく買物に行きます。その中で、世間話の中で、ご婦人方や来場者の中でふだんの会話の中で聞くと、まずよそといいますか、ほかよりはちょっと高いよね、あと選択肢がないよね、あとは開店、閉店時間の短さ、やっぱり不便を感じている。これまだ町内居住者や若い世代で移動手段のある方は、町外もしくは選択肢は広がるわけですけども、いわゆる生活弱者に対して、生活弱者は選択肢がないわけです。もうあそこだけということになってしまうわけですが、その辺の認識は町サイドとしてはおありですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在解除前より施設をオープンさせていただきまして、利用をいただいているところであります。確かに町内唯一の店舗ということで、利用者の皆様からすれば商品を選べないというようなところもあると思いますが、現在まだ人口も少ない中で唯一の施設でありますので、そちらについてはいろいろと利用者の皆様のニーズに応えられるような商品ぞろえをするように協議はしていきたいと思いますが、そちらについては今後継続して協議をさせていただきます。また、高齢者の方ということで、当然町内でしか買物ができないということになると思いますが、そちらにつきましてもいろいろと店舗で店長会議等もありますので、そういうところをいろいろとご意見いただきまして、町からも商品についてはいろいろとそろえるような形で調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。僕は、質問を1つ1つ区切ってしているつもりなのですが、いろいろ課長から詳細、詳しく答弁されているので、ちょっともう一回再質問というか、同じような繰り返しになると思いますが、順序立てて質問させてください。

まず、私もそういう先ほど私が申し上げたように利用者の声を聞いて、私自身も実際町内のお店と、正直申し上げますと郡山の同じお店の価格帯を総務省が消費者物価指数を算出する上で列記してある商品を30品目近くをチョイスして、同じ日に調べさせてもらいました。野菜や生鮮食品等々は、ちょっと乱高下というか、季節的なものもあるので、そういうものは除いて調べさせてもらいましたが、やっぱり1割程度高いものが、それは1割は許容範囲なのかどうなのかというと、これは個人のずれがありますから、致し方ない部分があるのだとは思いますが。ただ、その中で物価の上昇要因というの

は、経済学的にいうとまずやっぱり賃金の上昇、先ほどの答弁の中にもありましたが、あと原材料とか流通経費の増加というのがやっぱり高くならざるを得ないのかもしれないかもしれません。そういうことを勘案して、やっぱり許容できる範囲と、私個人としてはそのぐらいは仕方ないのかなど。何度も言うようですが、町民の生活弱者に対してもう一度、同じようなお答えになるのかもしれませんが、行政側として方法というか、考え、今後の在り方というものの考えを聞かせてほしいのですが、よろしく願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

議員で価格調査をされたということでございますが、私の認識というか、あれであります、商品によって、地域、地区地区での多少価格差というものはあると思いますが、町内において全体的に商品が高いという認識は持っておりません。そこで、高齢者の方々についてご利用いただいているということですが、現在店舗に行かなくても、携帯等での商品の購入などもできますので、そういうところなども利用しながら、いろいろと現在は買物というのはできると考えておりますので、そういうところも含めて行っていければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。やっぱりこれ以上、変なといいますか、一応というのも変ですね。課長の答弁で納得いたしました。

あと、(1)番の最後に、どうしてももう一つ言っておきたいことがあるのですが、重々承知しております。さくらモール、帰還のためのインフラ、生活インフラとして、また帰町者のセーフティネットとして、または集客やにぎわいの場、町民交流の場、重要な施設として認識しております。ただ、2017年にオープンだったと思いますが、やっぱり被災地だから、仕方ないのかという施設という認識、被災地だから、仕方ない、しょうがない、これあるだけいいのだなというような認識だけではそろそろいけないのではないかと、そういう時期に来ていると私は考えております。それで、提案といいますか、これはできればお答えしてほしいのですが、指定管理者を通して企業努力をある程度求める。これは、先ほども言いましたが、賃金上昇や流通経路というのは、この次の(2)番とも関連するのですが、やはりいろいろな情報技術等を使って、やっぱり企業努力をしてもらって経費の節減とかに努めてもらう、そういう努力の時期に来ているのではないかと。あとは、それは企業にはそういう努力を求める一方、町民に対しては、いい制度だと思っておりますが、プレミアム商品券、これはある程度期間を限定されているのですが、先ほどやっぱり選択肢がない生活弱者である町民に対しては、やっぱりプレミアム商品券の期間を延ばすであるとか、購入者を限定したような施策を講じることによって、不利益の軽減につながるのではないかと私は考えます。ですから、プレミアム商品券の件について町のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、モールの指定管理者等において、経費削減への努力ということですが、こちらについては当然企業の皆さんやられていると思いますので、そちらについては引き続き町といろいろと調整をさせていただきます。

2点目ですが、プレミアム商品券でございます。こちらにつきましては、昨年度より販売枠を広げまして、町民のほか町内の事業者の方、あと住民票がない方で住まれている方、そういう方を対象としまして、昨年度から2万セットの販売をしております。現在補助事業を使って実施させていただいておりますが、こちらについて来年度についても継続できるというような見込みになっておりますので、改めて内容等決まりましたら周知をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） プレミアム商品券に関しては、答弁の中で私も聞いて安心しました。ただ、内容等については、また大筋、大枠が決まった段階で詳しくご説明聞かせていただければ、そのときに質問させていただきたいと思っております。

それで、(2)に移らせていただきますが、今申し上げたとおり人材不足や人件費の高騰の中で、買物環境の変化であるとか、あと町長答弁の中にもありましたが、見守りや介護等の医療や福祉、あとは道路や河川の防災を含めた消防のお話がありましたが、維持管理、あと現下のコロナ禍での働き方であるとか、もうちょっとギアアップして、ICTを積極的に導入すべきと考えるのですが、その辺の認識についてもう一度お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今回のご質問でいただきました100の事例ということをご案内いただき、改めてその100件を拝見させていただきました。100件拝見する中で、これはこの地域に合うというものもあるし、どのくらい費用がかかるのだということも想定しながらいろいろ拝見したところでございますが、既に当町においては、先ほど町長答弁のとおり活用している事例もありますし、ただいま整備しているテレビ会議等もございます。活用できるものから順次取り入れていくというのが現段階の町の考え方でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 町のスタンスは理解できました。トータルで、また総論の話からちょっとずれるかもしれませんが、やはり居住している町民と避難している町民、情報格差や地域格差というのは否めないと思うのです。あと、何度も申し上げますが、このコロナ禍でのさらなる弱体化といえますか、そういう状況の解決のために、交流ツール、いわゆる情報手段としてもっとICTを利用すべきと思うのですが、その辺の認識についてもう一度お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員おっしゃるとおり情報の格差、それから地域での情報が入手しにくい部分を解消していこうという策は様々取り組んでおり、こちらは当町に限らず、全国でも山間部等々でも離島でもその話を進めております。現在当町におきましては、ホームページやSNSを使った情報発信、それから紙媒体の発信もしてございますが、可能な限り情報は提供させていただきたいと、いただくというか、そのように努めているところでありまして、情報ツールについては可能な限り整備をしていきたいなと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ちょっと遡って、かつてのお話を聞かせてほしいのですが、情報ツールというか、情報発信ツールとして、震災後富岡町ではタブレット端末の、総務省の事業だったかもしれませんが、貸出しをしていました。その辺の終了した経緯といたしますか、理由といたしますか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 震災後でございますが、NTTのご協力いただきまして、タブレット貸出しという形をさせていただきました。当然新品というか、新しい型のモデルではなくて、3G、第3世代の情報通信という形のやつを無償で貸していただきまして、そちら活用させていただいた経緯がございます。これまで情報通信環境では、今でこそ第5世代という形になっておりますが、進化していく中、やはり機器のメンテ関係とか、動画だとかくかくしてスムーズに見られないなんていうことの不具合もあり、また避難先で新たに購入したという経緯もございまして、意向を確認し、中止とさせていただいたということでございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。実際私も使ってみて、見づらい、遅い、使いづらいという認識、私だけではないと思うのです。こういう状況の中では、確かに町長答弁の中にもありましたが、使う側の理解、活用能力、かっこよく言えばITリテラシーというのですが、理解を求めなくてはいけないのですが、やはりなぜタブレット端末の貸出しが終わってしまったのかというものを、よく行政の中で使われる言葉にPDCAサイクルというのがあると思いますがというか、ありますが、その中でもう一度その原点で考えてみると、計画をして、実行して評価で終わっているはずなのです。ですから、先ほどの買物環境の件に関してでもそうですが、ちょっとこれ事例の中の幾つかを紹介、事例は既に目を通してということなのですが、なのでちょっと事例に載っていない他県といたしますか、他地域のお話をさせていただきたいのですが、長野県に伊那市という市があります。行政規模からいったら市だし、こっちは富岡町だし、事業規模も違うしというようなお話をされてしまうと話が終わってしまうのですが、まずそこはどういう状況かということ、簡単に言うとテレビのリモコンスイッチでヨーグルトを注文して、ドローンで配達してもらうような状況が今既に今年の8月から行われているわけです。ですから、課長答弁の中身も十分分かります。理解はできるのですが、

やはり高齢者だから、もう使い勝手は分からないし、アナログな人間だからという認識でなくて、もう使えないというか、教育というか、活用能力をアップする、携帯電話のスマホの講習会を開くであるとか、それもうやっぱり限られた人しか来ないわけですから、それじゃなくて、やはり行政には従来の生活を守るような、また新しい生活を取り入れるような認識でデジタル社会の導入を図るべきだと私は考えるのですが、その辺の認識についてももう一度お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 事例にないご紹介ということでありまして、私もちょっと戸惑う部分がございますが、まず平成30年度に出しております総務省のちょっと調査というのがありますので、ちょっと参考までに答弁させていただきますが、インターネットの広がり方というところと現在80歳以上でも48.4%が利用しているという状況でございます。ということは、何らかの形でネットには触れているという部分があります。一方で、どこからネットの情報収集していますかというところ、10代から40代までは80%以上がスマホからアクセスしている。60代になってくるとパソコンに移っていくと。80代になってくるとだんだん下がってきて、37%以下となっております。そのような形で、やはり機器が進化していくのだけれども、その機器を使いこなすことができるという年齢層もだんだん年を重ねていくことによって、非常に厳しいものになっているなというふうのは十分に理解しております。

議員おっしゃるとおり従来の生活を守りながらも新しい生活の導入ということは、非常にタイミングというか、切り替わりも非常に難しいところではありますが、こちらは従前から行っている取組、勉強会なり説明会などやらせていただきながら、いかに高齢者となって、限定的におっしゃられておりますが、そこを守っていくかということが行政の務めだと思っております。様々な事例を検証しながら、町でできるものは採用していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。おおむね今までの経緯というか、話は理解できました。ただ、その中でもう一つ、今後町がICTを取り入れるに当たって、やはり一番、さっきのタブレットの話ではないのですが、やっぱり双方向、単方向、いろいろ町の聞き取りとかもして、町でもいわゆるICTというのかどうか、ちょっと富岡では高齢者の見守りサービスとか、アイネットとかあるようですが、結局そういうものって意外と単方向、片方向、一方的なのです。それで、今後はやっぱり双方向、お互い認識ができるというか、通信できるような情報環境整備も必要ではないかなというように考えております。たまたまですが、何日か前の新聞で、ちょっとこれもまた他県の話で恐縮なのですが、神奈川県松田町というところに今度会話ロボットというのを高齢者1人、独居世帯に貸し出しています。これは、へえと思ったのですが、まず会話ができるし、ラジオのようにニュースや天気予報も聞ける。あとはテレビ電話もできる。あとはある程度、これはちょっと監視という意味になってしまうのかもしれないのですけれども、室内をモニターできると。これは今後はやっぱり高齢者やそういう人たちにとっては、すごく介護や福祉の面で使えるようなものになるのではない

かなと。その辺のそういう認識、もう日々日進月歩、どんどん、どんどん成長をしていますので、その辺アンテナ高くして、町としても情報収集に努めていただきたいと思います。おおむねICTに対する必要性の確認と今後の導入に対する町の考えは、ある程度理解できました。

そこで、同じようにICTとしても、住民生活における社会インフラとしての認識についてもう一回ちょっとお聞かせ願いたいのですが、さっきの3Gというお話が課長の中にもありましたが、やっぱり通信モードの変化とか需要の伸びは、電波の利用を確保するために、やっぱりスマホにしてもそうですが、適切な電波環境であるとか、システムの整備であるとか、コストとか、繰り返しになりますが、電波の利用環境については本町においてはある程度整っているという認識ですか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 現在企画課においては、地デジ関係の難視聴地域関係の整備を進めておりますが、当町においては数か所ちょっとその地域があるということは知ってございます。そのほかについては電波として、テレビでございますが、そちらは確認できているというものでございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。数字的に数か所というお話でしたが、とにかく携帯というか、5Gあるとか、IoT、物のインターネット等のそういうものを利用しやすいような環境、あとはスマート農業であるとか、スマート建築であるとか、スマート教育であるとか、いろいろスマート何たらかんたらというのが結構、スマート交通とか、やっぱりそういうものが徐々に整備されていくとは思いますが、ただ、そういうものを利用するに当たっても、やっぱり地理的条件の不利がないような、または無線局の整備であるとか、その辺恐らくやっていないというのを分かっている聞くなという話にもなりますが、その辺の整備を大手の通信機器会社といいますか、通信会社等々と協力や参画を得て、もう徐々に整備していくべきと考えるのですが、その辺の認識はおありでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 先ほど来からご質問いただいている行政のデジタル化、ICTの活用というところにつきましては、私どもも今後の行政において大変重要な事項であるという認識はあります。今ほどご質問いただいた件については、この活用のためのインフラ整備というのが日本国内全域において、喫緊の課題であるというようなものに捉えております。この課題については、私ども基礎自治体が行うというようなものではなくて、基本的には国において全国的な統一の考え方に基づいてインフラ整備されるべきであろうと考えておりますので、今後において必要な行政ツールであるというところを踏まえて、国にも県にもこのようなインフラ整備を早急に行っていただくよう求めてまいるのが町の考え方になります。その上で町が町内において通信、情報の活用をしっかりとするために、どのような整備、どのような対応ができるかというところを考えていくというのが町の考え方、基本的な態度になるのだらうと思っておりますので、そここのところをご理解をいただきたい。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 課長の答弁理解いたしました。確かに国の判断、考えを待ってみたいなスタンスなのかもしれませんが、やはりイノベーション構想や国際教育拠点構想とかいろいろな話がある中で、やっぱりほかの地というか、他の自治体に先んじてその辺はきちっと富岡町、浜通りはこういう状況にありますよというのは、整備を前向きにすべきと私は思いますので、今後国や県との対応を含めて、前向きな対応をお願いしておきます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ちょっと誤解があるかもしれませんが、4G、5Gの世代の対応ということになりますと、基礎的なものについては全国一律、統一的な考え方の下、大きな資本というか、大きな力をもってインフラ整備をしていくことになるのだろうと考えています。それでないとインフラ整備はできないのだろうと思っています。それらの考え方を踏まえて、町の中において積極的に活用するための体制であったり、インフラ整備、基本のところではなくて、それを活用するためのところについては我々としても重要な事項だと捉えて、積極的に考えていきたいというお話をさせていただいたところですので、そのように捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 了解しました。

2番の最後に、ちょっともう一つ確認させていただきたいのですが、富岡町の災害復興計画後期中にはWi-Fiのスポット整備計画、5年で5か所という数字が出ておりました。Wi-Fiの認識、これはやはり今後重要な、必要課題だと思っております。万が一災害時とかの場合は携帯電話ではやっぱり通じづらいとか、万が一災害が発生した場合には電波環境といいますか、通信手段としての機能を果たせなくなると。そうなると、やっぱりそのWi-Fiといいますか、そういうものの利用価値というのは高くなると認識しておりますが、これを前倒しで、どんどん、どんどん町内のWi-Fiポイントですとか、アクセスポイントを増やすであるとか、整備するお考えはおありでしょうか。もちろんその中にはセキュリティーとか、有害サイトへのアクセスを制限するであるとか、青少年のフィルタリングであるとか、そういうものは当然必要なのですが、Wi-Fi環境について、その辺最後に1つだけ、もう一度だけ答弁お願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 後期計画におきまして、Wi-Fi環境を整えていこうというのは5か所ということを目標として上げさせていただきました。その5か所というのは、まさに今議員おっしゃったとおり万が一に備えた、避難所等において活用できるような形で5か所とさせていただいたところでございます。当然のことながら、これだけ技術が進んでいるということは、安価になってくる可能性もありますので、その環境については5か所に限らず、伸ばすのであればしっかりと伸ばしてい

きたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

それでは、大きな2番の桜に移らせていただきたいと思います。桜に関しては、なかなかうまくいかない状況が続いているのだとは思いますが、町長答弁の中にも植樹の件、桜の木のつつみ公園や富岡川河川の植樹の件、お話を聞いて、少しずつではありますが、進んでいるのだなという認識はしております。ちなみに、桜に関する保全や植樹等に関する年間の維持管理費はどのぐらいか教えていただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 都市整備課として桜を管理しているのは街路樹ということでございます。街路樹に関しましては、今年度も本数的には約700本ですか、こちらの消毒並びに育成の管理をしております。これ年2回の消毒を行っております。また、施肥についても今年度につきましては約267本ですか、こちらを1回施肥を行っております。街路樹の管理につきましては、一応700本と、あと施肥260本、こちらを管理しているところでございます。金額についてでございます。金額については、施肥とかそちらの管理としまして、約2,600万円ほどかけて管理しておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 産業振興課はないの。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 産業振興課として、町内の桜の維持管理費というものについては現在計上しておりませんので、あくまでも産業振興課としては植樹で予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 産業振興課長の植樹の計上というか、金額的なものをちょっとお聞きしたかったのですが、それは結構です。金額的なものは、細かい数値は後ほど分かれば、また私でも決算書、予算書等々読み解いてみたいと思います。

ただ、今桜とって、桜に関するポールを町サイドに私が投げた場合に、結局担当課が都市整備課であったり、あと植樹に関しては産業振興課であったり、あとは支障木という観点からすると生活環境課も関連してくるのだと思うのですが、何度も言うようですが、先ほどの町長答弁の中には樹齢100年を超えるような老木、あとは震災とか、樹齢とか、そういうものを勘案しても、やはり年々震災以降朽ちているといいましようか、桜並木に関しては何か衰退していつているように感じてならないのです。だから、結局片方では植樹で増やそう、それはそれでしょう。あとは片方では管理、支障

木や倒木の危険があるので、管理といって枝木をどんどん、どんどん払っていく。そういう中でのバランスというものがうまく課内で連携、協調は取れているのですか。何か衰退というか、何か桜繁茂している4月のイメージが、もう年々、年々僕の頭の中では何か寂れていっているというか、そういう認識しかないのですが、だからその辺をうまく人為的なもので朽ちていっているというか、桜の花が衰退してというのであれば、それは改善の余地があるわけで、連携という点でもう一度お答えください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 現在町では道路管理者の樹木、街路樹としての管理、あとまた産業振興課としては観光面としても植樹ということでやっております。町長答弁にもありましたように、町では後期計画に基づいて、桜を生かした町づくり、交流人口の拡大等をうたっておりますので、今回計画に基づいて事業を進めていくということで、まず計画をつくった企画課、街路樹を管理している都市整備課、あと植樹を担当しております産業振興課で随時調整をしながら、今後どこにどんなものを植えていくとか、どれを植え替えしたらいいだろうというようなところで何度も協議をさせていただきながら、本年度の植樹箇所等も決定をさせていただいておりますので、庁内においては十分に調整をしながら桜について事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 各課の縦割り行政の弊害というか、ゆがみなく、各課連携して、桜に限らず、全ての行政に取り組んでいただきたいなと思います。

この桜の件に関して、もう一つ私案といいますか、私考えていることがありまして、先ほど答弁は結構ですということをおきながら、言うのも変なのですが、単刀直入に、遊休農地や里山であるとか、今後やっぱり荒廃していく、荒れていくことが懸念されるわけですが、その中で樹齢100年の、樹齢例えば30年、40年の桜の木をそのまま購入するのもいいのかもしれませんが、やはり苗木の段階から遊休農地を使って育てていくというような考えはいかがかなと思うのですが、その点に関しては何らかの認識か考え、お持ちですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

農地等を活用しまして、苗木等を育てて町内に広めていくということでございますが、現在のところはいろいろと寄附をいただくような桜もありますので、そういうものを活用して町内に植樹をさせていただいております。まずは議員よりご指摘もありましたが、夜の森周辺の桜が大分老木になっておりますので、まずその植え替え等を優先してやっていくということで、将来的にはこういう苗木を育てて町民に配るような事業というのも考えられますが、現在のところはまず老木の植え替え等を重点に置いて実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） やぶから棒の質問になったところをご丁寧に、課長、答弁ありがとうございました。今後僕は、こういう考えがありますので、折に触れて、機会をあるたびに、ちょっと折々の考えを述べさせていただきたいと思います。

それで、(2)の最後になりますが、桜に対する認識、位置づけ、先ほどの町長答弁の中にもありました。本当にやはり切っては切れない富岡町の桜。これは、やっぱり観桜の時期といいですか、花見の時期、確かに先ほども12月、イルミネーションの話がありましたが、どうしても一時期だけの交流にとどまってしまうという認識なのです。それで、情報発信等々はされているのでしょうか、かつて富岡町観光協会主催の桜文大賞であるとか、そういう桜にまつわる通年で行われるようなイベントといいですか、催事があったはずなのですが、そういうものを考えてみてはいかがかなと私思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、4月の桜の時期だけということですが、庁内においてもいろいろと議論されておりまして、1年間楽しめるような種類を植えてはどうかといった、いろいろ案は出ております。また、以前桜の委員会による桜文大賞といいですか、そういうものを実施しておりました。こちらについては、ある意味ボランティア団体として観光協会の下部組織として活動しておりまして、いろいろと年間を通して事業等を行っていたところです。現在避難してしまったというような状況で、団体は活動しておりませんが、今後桜の維持管理等、そちらについても行政だけでやっていくのではなくて、やはり町民の方と一緒にできるような体制はつくっていきたいと考えておりますので、そういうところでまたいろいろと桜に関する事業を企画できればと考えておりますので、そちらについてはいろいろとご指導いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。とにかく富岡は桜、桜と何度も口を酸っぱくなるまで言っておきますが、心の復興、抽象的なもので終わりたいではないのですが、富岡町民の中にはいつも桜は咲いていると、思いの中には桜が深く刻まれているという認識を持って、町サイドにも特に桜、全ての行政に取り組んでいただきたいということをお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

11時35分まで休議します。

休 議 （午前11時26分）

再開 (午前11時30分)

○議長(高橋実君) 時間早いですけれども、再開いたします。

続いて、2番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2番、佐藤教宏君。

[2番(佐藤教宏君)登壇]

○2番(佐藤教宏君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、町の財政状況についてでございます。(1)、震災以降、復旧復興事業などにより財政規模が大きくなりましたが、現在の町の財政状況はどのように推移しているのか伺いたい。また、財政状況を分析した結果、今後の町政運営にどのように反映させていくのか伺います。

(2)、今後人口減や原子力発電所の廃炉などにより、町民税や固定資産税などの地方税や交付金及び交付税が減収となり、財源確保が困難になると懸念されますが、富岡町の将来を見据えた財源確保についてどのように考えるか伺います。

大きい2番、町職員のメンタルヘルスケアについてでございます。(1)、震災以降、町職員の早期退職や休職が多く見受けられるように感じます。仕事や職場環境及び自身の将来を悲観するなど、強いストレスを抱えながら職務に当たっている職員が増加しているのではないかと思います。労働安全衛生法改正による義務化された年に1回のストレスチェックだけでは不十分であり、さらなる対策が必要と考えますが、町の考えを伺います。

以上、大きく2点、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長(高橋実君) 2番、佐藤教宏君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 2番、佐藤教宏議員の一般質問にお答えします。

1、町の財政状況について。(1)、町の財政状況はどのように推移しているのか伺いたい。また、財政状況を分析した結果、今後の町政運営にどのように反映させていくのか伺いたいと、2、(2)、今後人口減や原子力発電所の廃炉等により、税や交付金及び交付税等が減収となり、財源確保が困難になると懸念されるが、町の将来を見据えた財源の確保についてどのように考えているのか伺いたいについては関連がありますので、一括してお答えいたします。

ここ数年間における当町の予算規模は、震災並びに原子力発電所事故以前の約3倍となる200億円を超えるものとなっておりますが、国県交付金や補助金などを効果的に活用するなどして新たな起債借入を行うことがないなど後年度に財政負担を強いるような財政運営を行わずに済んでおります。また、経常収支比率は高比率の状態にあり、財政の硬直化は否めないものの、公債費は大きく減少する

傾向にあり、財政調整基金なども震災以前以上の積立額を保つ現状にあります。しかしながら、住民登録の動向や町内への居住の実態、また新型コロナウイルス感染症に端を発する経済の大きな落ち込みなどから、今後において税収入の大きな減少があるものと見立てて、財政支出を考えることが必要と危機感を持って認識するところで、加えて町有施設の維持管理費や運営費の増大なども今後の財政運営の足かせになるものと懸念するところです。これらのことから、町といたしましては、国県交付金や補助金の効果的な活用をこれまで同様積極的に行うとともに、財政調整基金の計画的な活用などを行いながら、歳入に見合った歳出となるよう、行政事務のスリム化や選択と集中によるめり張りのある財源配分を行うなどの努力と取組を続けてまいらなければならないと考えております。

地方公共団体の主たる収入は、税収入と地方交付税交付金であり、税収入の安定的な確保のためには継続的に税をご負担いただく方々の存在を欠くことはできません。私は、雇用を確保し、医療、福祉を充実させ、魅力ある教育を実践し続け、多様な方々との交流を活発にさせ、基幹産業である農業を活性化させるための取組を一つ一つ積み重ねることで良好な生活環境を創出し、充実させていくことが移住、定住の促進につながり、ひいては税収入の安定的な確保につながるものと考えますので、今後も雇用、医療、福祉、教育、交流、農業をキーワードとする政策の展開に全力を挙げ、努めてまいる考えであります。また、本町が未曾有の複合災害から復興、創生を果たすためにはまだまだ長い時間が必要ですので、切れ目なく、安心感を持って取組を進めるために、本町の実情を丁寧に訴えながら、国や県に対して十分な税源確保がなされるよう求め続けてまいらなければならないと考えております。

次に、2、町職員のメンタルヘルスケアについて。(1)、震災以降、町職員の早期退職や休職が多く見受けられるようになったが、仕事や職場環境及び自身の将来を悲観するなど、強いストレスを抱えながら職務に当たっている職員が増加しているのではないかと。労働安全衛生法改正により義務化された年に1回のストレスチェックだけでは不十分であり、さらなる対策が必要と考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。職員のメンタルヘルスケアについては、厚生労働省が作成した労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づき、ラインケア、セルフケア、事業所内産業保健スタッフ等によるケア、事業所外資源によるケアの4つのケアを効果的に進めるよう町産業医とも連携し、外部専門機関への業務委託による全職員のヘルスチェックやその後の指導保健福祉士の面談によるカウンセリングを行っているところです。また、外部専門機関に専用コールセンターを設け、職場では相談できないというような職員も気軽に相談できる体制を整えるとともに、全職員を対象としたセルフケア研修や管理職を対象としたラインケア研修を継続して実施するなどして、職員おののけがご自身の心の状態を客観的な目と主観的な目から確認いただけるよう取り組んでいるところです。加えて複雑化し、増大する事務事業に職員が不安なく対応するためには、職員一人一人のスキルアップも大切なことと、財務、契約や法制執務などをはじめとする行政の基礎についての内部研修を継続して行っているところで、これらを通じて不慣れな業務に対する不安を和らげ、職員おののけのモチ

バージョンの維持、向上につなげているところです。残念なことですが、このような取組をしても、なお昨年度においては休職中であった2名が退職し、現在においても心因性の体調不良から2名が休職し、3名が病気休暇を取得しております。職員がお互いの心の変化を感じ取り、心安く相談できる職場雰囲気を醸成することも心因性の体調不良を防ぐには大切なことであり、このことを全職員に理解いただき、職員の心身の健康が保たれるよう様々取り組んでいるところですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 町長、答弁ありがとうございます。福祉、教育、農業の発展などでこれから富岡町よくしていくということで、そういったもので町の発展に寄与していただければと思います。

それでは、大きな1番、町の財政状況について再質問をさせていただきます。（1）の町の財政状況がどのように推移しているか、また財政状況を分析した結果、今後の財政運営にどのように反映させていくのかについてですが、私は現在の富岡町の財政状況は決してよくないと考えており、これ以上財政状況を悪化させないためには町政に関わる全ての人が町の財政状況を共通認識し、新規事業や新たな公共施設の建設など、今まで以上に慎重な検討をして、大きくなり過ぎた予算規模縮小を目指した予算編成をすることが必要であると考えまして、今回質問させていただきました。どうして今まで以上に事業を精査し、予算規模縮小を目指した予算編成をしなければならないかと申しますと、理由を2つ挙げさせていただきます。1つは、先ほど来からも話がありました、経常収支比率が高くて、柔軟な事業展開ができない非常に危険な状況に既にあること。もう一つは、既存の公共施設なども有形固定資産減価償却率も高く、大規模な改修や設備の交換など、近い将来多額の支出を強いられるということでございます。もちろんこれ以外にもございますが、今回はこの2つを挙げさせていただきます。

それでは、1つ目の理由であります経常収支比率につきまして、9月の定例会で監査委員からも意見書が出されましたが、経常収支比率が99.6%で危険範囲を超え、財政構造は硬直化している状況にあるとありました。町民税や固定資産税などの経常的な収入より人件費や施設管理費などの経常的支出が上回ってしまいますと、経常収支比率が100%を超えまして、赤字体質の財政運営となります。こういった状況になりますと、新しい事業ができなくなってしまいます。借金等しなければ事業はできなくなってしまいます。幸いなことに富岡町は、財政調整基金や町勢振興基金などで補填できる基金がありますので、当面对応ができるかと思えます。しかし、根本的な問題解決にはなっていないのかなと思っているところでございます。これからアーカイブ施設や地域交流館や共生型サポートセンターなど大きな施設が続々と開館しますので、さらに多額の施設維持管理費などがかかってしまい、経常収支比率は上昇する一方です。復興していかなければならないとはいえ、経常収支比率が高い状態で次々と新規事業や新しい施設を建設し続ければ、復興する前に財政破綻となってしまうおそれが

あります。まずは柔軟な事業展開ができるように、少しでも経常収支比率を下げる必要があるのではないかと理由の1つでございます。まず、このような経常収支比率が高い状況をどのように考え、どのように解消されるのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 経常収支比率が高比率の状態が続いているということにつきましては、議員質問の中で財政の硬直化であったり、柔軟性がないというようなお話をされました。我々財政担当としては、危機感という言葉で認識しなければならないと考えております。経常収支比率を改善させるということにつきましては、単純に経常一般財源を増加させ、経常経費を減らすということで改善されるものではありませんが、福島第二原子力発電所の廃炉に向けた設備投資などにより、今後において大規模償却資産税の増があるのではないかと期待はあるものの、住民登録の動向や町内居住の実態から、また社会経済情勢から大幅な減収があるものと見立てて財政運営をしていかなければならないと考えております。このような状態でありますので、可能な限り早急に公共施設の統合管理や複合的活用による維持管理運営費の縮減であったり、復旧、復興事業の落ち着きを見定めた人件費の抑制や公用車管理台数の縮減、また町外事務所の段階的な縮小も必要であろうと。加えて、関係団体への補助費のさらなる精査、縮減なども必要であろうと考えているところで、このような考え得る手段全てを講じてまいらなければ経常収支比率の改善というのは非常に難しいところだろうと認識しているところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。確かに外部団体等の補助金等も恐らく増えていくのではないかと考えているところでございます。上水道の修繕であるとか、そういったものに関してももしかしたら補助金等増えていくのかと考えておりますので、ぜひそういったところも含めて検討していただいて、経常収支比率の減少に努めていただければと思っております。経常収支比率が高いと新しい事業を抑制するだけではなくて、災害など有事の際に早急な対応が、借金等をしなければならぬ状況になりまして、早急の対応ができにくくなります。経常収支比率をこれ以上悪化させないために、ぜひ経常的な収入を増やすか、先ほど答弁にもございましたが、経常的な支出を減らすしかありません。ぜひ早急な対応をお願いいたします。

続きまして、もう一つの理由でございますが、既存の公共施設の減価償却率が高くなっていくという問題です。減価償却率が高くなりますと、耐用年数の経過に伴い老朽化による大規模修繕などが、多額の支出が発生してしまうということです。平成30度の富岡町の有形固定資産減価償却率の分析を見ますと、道路や体育館や学校施設、役場庁舎など減価償却率が高くなっております。特に道路につきましては90%を大きく超えております。計画的に修繕しなければならない状況にありますが、既に計画的に改修されていると思っておりますので、現在減価償却率は下がっていると思っておりますが、これらの施

設の改修となりますとやはり多額の予算が必要となりますので、財政を圧迫する要因となります。こちらにつきましては今後どのような対応をされるのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 議員ご心配いただきました道路につきましてはでございますが、道路につきましては町道の機能を良好な状態に保つために、舗装や路肩、あと側溝などの維持修繕は計画的に進めているところでございます。また、特定復興再生拠点区域内の道路におきましては、令和4年の準備宿泊に向けて、災害復旧工事や維持管理を計画的に進めているところでもございます。このほか町が管理する道路、橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検や修繕を計画的に行うことで長寿命化を図り、中長期的な維持管理コストの縮減に向けた取組を進めているところでございます。今後も施設の老朽化に向かい、修繕が必要な箇所が増えてくることが予想されますので、引き続き日常的なパトロールを実施し、効率的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

都市整備は以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 1つ皆様に謝罪というか、謝らなければならないということがございます。道路の老朽化率が96.7%、これ平成30年度の財政状況資料として公表したものでございますが、全国平均値や類似団体からすれば非常に高いもの、数値でございます。このことにつきましては、震災並びに原発事故以降、災害復旧事業であったり、大規模修繕であったりと重ねてまいりましたが、この結果を固定資産台帳に反映していなかったというのがこの96.7%の原因であります。これを反映すれば、当然のごとく改善傾向に、全国平均に近い形にはなっているところでございます。これをしていなかったことについては大変申し訳ないということで、謝罪を申し上げたいと思います。

その上で施設の改修や修繕に対する財政的な対応ということについて少しお答えさせていただきますが、都市整備課長も回答の中で計画的にというお話をされておりました。このことについては、やはり修繕、改修ということには計画的にというのがキーワードになるのだらうと思います。同一期間内に複数施設の修繕、改修が固まらないようにという、そういう配慮であったり、そういう配慮で改修、修繕の平準化を図るということが1つ必要だらうと思っております。加えて施設の設備機器点検を日常的に丁寧に行うということも、施設の長寿命化という観点からすれば大変大事なことだらうと思っております。これらのことを繰り返ししっかりと行いながら、大きな修繕、大きな改修が必要となる時期を少しずつでも先延べしていくというところが実は必要なのだらうと思っておりますので、定期的な点検をしっかりとやる、丁寧にやるというところをまずは努めていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私も既存の公共施設などにつきましては、修繕等に関しては平準化を図ることも必要ですし、新しいものを建てるのではなくて、なるべく長寿命化をさせて、その施設をしっかりと使っていくというような形で、財政をなるべく健全化というか、していただきたいなと思っているところでございます。

道路の老朽化、減価償却率につきましては理解させていただきました。こちらにつきましては、公会計でしっかりと精査していただいて、公表していただければと思います。

こちらの固定資産減価償却率につきましては、町としても公共施設等総合管理計画等に基づきましてしっかりと維持管理計画や予算計画についても検討されているかと思っております。今現在も同じ時期にアーカイブ施設や地域交流館など建設されておりまして、順次供用が開始されます。数十年後にも同じような老朽化による改修問題等発生すると思っておりますので、次の話でもいたしますが、財源の確保と施設の維持管理計画をしっかりとしていただきたいと思っております。以上、これら2つの理由から、これ以上財政状況を悪化させないためにも町政に関わる全ての人が町の財政状況を共通認識し、新規事業や新たな公共施設の建設など、今まで以上に慎重な検討をし、大きくなり過ぎた予算規模縮小を目指した予算編成をしていただきますようお願いいたします。決して職員の人件費を削減しなければならないような状況だけは避けていただきたいと思っております。

続きまして、(2)番、今後人口減や原子力発電所の廃炉により、町民税や固定資産税などの地方税や交付金及び交付税が減収となり、財源確保が困難になると懸念されますが、町の将来を見据えた財源確保についてどのように考えられているのか伺いましたが、私たちは今の富岡町の復興事業を進めると同時に、未来の世代のために、財源を確保できる町づくりが必要だと思っております。そういったことで今回伺わせていただきました。

また、理由を2つ挙げさせていただきます。1つは、税収や交付金などの減収がこの先見込まれ、財源の確保が今以上にも難しくなること、もう一つは先ほども申し上げましたが、このまま経常的な支出が増えてしまうと赤字体質となり、足りない収入部分を補填することで今ある基金を早い段階で大きく減らしてしまう、そういったおそれがあるということでございます。

1つ目の理由につきましては、税収や交付金などの減収が見込まれ、財源の確保が今以上に難しくなるということですが、人口減や福島第二原子力発電所の償却資産の減少によります地方税の減収に加えまして、地方税や廃炉交付金などの減収が見込まれます。このまま何も対策せずに新規事業や公共施設の建設など実施していきますと、財政調整基金や町勢振興基金などの財源がなくなり、未来の世代が町を反映させるために事業展開をしようと思っても、できなくなってしまいます。私といたしましては、国際教育研究拠点の誘致活動をやっているように、学校跡地やリフレ駐車場などの町有地を活用して企業誘致などを積極にすることで、人口増加や町の活性化はもとより、町民税や固定資産税を納めていただける仕組みをつくる必要があると思っております。現在は原発避難者特例法のおかげで町外に避難されている町民の皆さんからの税収もあります。また、震災復興特別交付税により税の減免分

は補填されていたこともあり、震災前と大きく変わることなく収入がありますが、特例法がなくなれば、当然避難している方は避難先に住民票を移動させることとなり、実際に富岡町にいる方の税収のみで町政を運営していかなければなりません。また、人口が減ってしまうことで普通交付税も減額されるおそれもあることから、税収を上げる施策は急務となります。まさに、国際教育研究拠点の誘致につきましては重要な施策だと思っております。しかしながら、誘致できなかった場合のリスクを回避するために、同時にそのほかの企業誘致活動も積極的に展開するべきだと思っております。この件につきましてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 午後1時まで休議します。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 午前中にいただきましたご質問でございますが、税収入アップにつながる経済活性化、またはにぎわいづくりにつながっていく企業誘致を積極的に取り組むべきではないかというご質問かと思えます。

まず、現在の富岡町における企業誘致の現状を申し上げますと、産業団地、現在年度内の完成目指し、整備を進めているところでありますが、土地賃貸借契約を締結した5社以外にもその準備を進めている企業を含めると産業団地内の57%が既に立地が決定しているという状況であり、残りの43%については引き合いがあり、全ての区画において調整を今現在しているという状況でございます。これも国庫補助金、それから担当者の熱意があって、これまで実現可能にできたかと思っております。また、これらを踏まえますと富岡工業団地、さらに第2工業団地等々がありますが、こちらになると、ころれから進出してくる企業の受皿というのではないのではないかということもあり、さきの常任委員会でも次のステップ、さらなる発展を目指して土地の利活用も含めた企業誘致についても積極的に取りかかるべきではないか、早急に取りかかるべきではないかというご指導いただいたところでもあります。常任委員会の後でございますが、ただいま企画課内で協議という形で、課題で今もんでいるところでございますので、これからも土地活用も含めた企業誘致についてもしっかりと検討させていただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。企業誘致につきましては、今現在も進めていただいているということで、このまま継続して進めていただければと思っております。そういったことも含めてなのですけれども、今後今までのように財政調整基金などの基金を積み立てられることはあまり想像できません。こちらにつきまして、先ほど答弁にもありましたが、財政調整基金は今80億

円程度積まれておりますが、今回これだけの金額を積み立てられたのは東電賠償であったり、震災復興特別交付税であったり、そういったものが起因とされているものかと思っております。今後そういった東電賠償も減っていきますし、震災復興特別交付税についても減っていくものかと思っております。先ほど申し上げましたが、税収を上げることは急務だと思っております。企業誘致につきまして、企画課長の答弁にもございましたが、産業団地におかれましては職員の皆さんが全国を回っていただいて、営業を頑張ってもらった。そういったことのおかげで早い段階で多くの区画が調整であったり、決まっていたり、そういった状況でございますので、町職員の皆さんにはまたさらに企業誘致ということによってしまいますと、大きな負担となってしまいますが、ぜひ学校跡地などへの企業誘致等をしていただきまして、移住施策も国から出されましたので、そういったものも併せまして税収の増額と町の活性化の実現をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、2つ目の理由だったのですけれども、経常的な支出が増え続けると赤字体質となり、足りない収入部分を補填することで今ある基金を早い段階で大きく減らしてしまうのではないかというおそれですが、これから町政運営を行う上で基金をなるべく減らさないようにすることは重要なことと考えております。監査委員の意見書にもございましたが、地方自治法の趣旨であります最少の経費で最大の効果を上げるということを各課実践しなければならないと思っております。例えば管理する公共施設が多くなりますと、何十年も維持管理費が発生してしまいまして、多額の費用がかかります。施設を使ってもらえず、負の遺産と言われるようなことにならないように実施していただきたいところでございますが、簡単に事業、施設を建ててしまいますと、簡単に事業を中止し、施設を取り壊すことはできずに多額の費用がかかり続けるような状況が続きます。絶対に失敗することはできない事業になるかと思えます。私は、富岡町には既にすばらしい施設がたくさんあると思っております。これからは新しい施設を建てるのではなくて、既存の施設を最大限に活用していただき、イベントや生涯学習事業などのソフト事業を充実させることが富岡町の発展に重要だと思っております。失敗しないことにこしたことはございませんが、ソフト事業であればハード事業とは違ひまして、大きな費用をかけなくて事業を実施することが可能です。何よりも中止することもできますし、中止した代わりに新しい事業を改めて検討して、実施することができると思えます。町政運営を柔軟に実施することができるということですので、この件につきましてどのように思われるかお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 施設整備事業についてでございますけれども、この検討については可能な限り正確な維持管理費や運営費というものを積み上げた上で事業の実施を慎重に検討すべきということは、これまで同様考えていかなければならないと思っております。近時においては、近い時間帯においては、健康増進施設事業について開館目標時期を後ろ倒しするというににしても、しっかりと検討しなければならないということで、そのような対応を取らせていただいております。しっかりと検討ということをし、それから慎重に検討していくというところについては、これまで同様継続

してまいりたいと思います。加えてですが、既存施設の複合的な活用というところも施設を計画する際に、そこも視野に入れて総合的に見ていかなければならないとも思っております。このような態度で今後も臨んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、前段で最少の費用をもって、最大の効果を得るといような公務の基本をおっしゃっていただきました。これについては、管理職のみならず、職員一同全員がそこを認識しながら事業を執行していくということが続けてまいりますので、この点もご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ただいま答弁いただきましたが、健康増進センター施設につきましても後ろ倒しになって、さらに検討されていくということでもございました。こちらにつきまして、あくまでも例えになるのですけれども、こちら健康増進施設が建設されますと、毎年1億円弱の運営管理費がかかるそうです。利用料もございますので、一概には言えませんが、この1億円弱の予算があれば、桜まつりのような大きなイベントが複数回できる予算となっております。こういった桜まつり、麓山の火祭り、えびす講市のような大きなイベントを回数を増やすことが可能となっております。町外に避難されている方が富岡町に帰ってくるきっかけを増やし、富岡への思いを強めてもらう、そのような事業展開ができるのではないかなと思っております。こういった事業展開等いかが思われるでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まずは健康増進施設につきましては、先ほど申し上げましたようにしっかりと検討していく、その時間を取らせていただいたというところでございます。特定復興再生拠点区域というところに立地するというところの施設でございますので、特定復興再生拠点区域にとどまらず、帰還困難区域のシンボリックな施設になると。それから、全ての帰還困難区域の希望というところの観点もあると思っておりますので、しかしながらということもありますので、そこはしっかりと調整、検討をさせていただく。それから、可能な限り心の復興を実現する、それから町とのつながりを保っていくという観点から、今ほど議員がおっしゃられたような事業も可能な限り展開していくというふうな考えは変わりませんので、そのようにお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。帰還困難区域の復興につきましては、私もしっかりと、私も帰還困難区域に住んでおりましたので、そういったところの復興についてもしっかりとやっていただきたいところではございますが、財政状況等を鑑みながら検討していただければなど、いろいろと検討していただいて、予算の縮小であったり、そういったものを検討していただければなどと思っております。ありがとうございました。

今回収入を増やすということと支出を減らすということの2つの理由を挙げさせていただきましたが、経常的な支出を減らすことはもちろんですけれども、新しい施設の建設にかかる普通建設費のようなものは臨時的経費で出てしまいますので、そういったところの支出も抑えなければ基金の減額は免れませんので、そちらについても併せてお願いさせていただきます。改めまして、未来の世代のために、財源が確保できる町づくりをお願いしたいと思っております。

以上で大きな1番は終わらせていただきます。

続きまして、大きな2番の町職員のメンタルヘルスケアについてです。震災以降、町職員の早期退職や休職が多く見受けられ、年に1回のストレスチェックだけでは不十分であり、さらなる対策が必要ではないかと町の考えを伺いました。職員一人一人が心の不調を未然に防ぐ対処法を身につけたり、組織全体が不調な職員のケアができる職場環境をつくるなどの体制強化が心身の不調による早期退職や休職を減少させるために必要であると考え、今回伺わせていただいたところなのですけれども、町長答弁にもございました4つのケア、私がまさしくそれを提案させていただくつもりでございましたが、答弁いただきましたので、ぜひこの4つのケアの強化をしていただきたいと思いますと思っております。

特にラインケアと呼ばれます管理職のメンタルヘルスケア、こちらの研修がとても重要だと思っております。人事担当課だけに任せるのではなくて、管理職も含め、職員全体で苦しんでいる職員をケアしてあげられる体制を整えていただければなと思っております。現在はどこの職場でも職員のメンタルヘルス対策は、大きな課題となっているようです。メンタルヘルスマネジメント検定というのもあるようです。大変かと思えますけれども、人事担当する職員の方には検定を受験するまでいかなくても、メンタルヘルスケアについて十分に知識を取得していただき、適切に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ありがとうございます。我々も町長答弁にもありましたように、ラインケア研修をしっかりとやって、管理職のケアに対するスキルを上げていくという取組をしっかりと継続してやっているところでございます。もしかすると管理職が所属職員へ心を配ることが当然のことだけれども、それができていないのではないかというふうな感じをもしかするとお受けになっているかもしれません。そのことについては真摯に反省するところでございますが、管理職もしっかりとラインケア、それから通常の業務を通して職員の状態を見ている、そのようにご理解をいただければと思います。加えて、職員をしっかりと見るというところについては、やはり管理職だけではありませんけれども、特に管理職がそのことを意識しながら日々業務につかなければならないというところでございますので、その意識をしっかりと持つように、研修、その他を通して、ただちょっと上からになりますが、植え付けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。町職員の皆さんの頑張りなしに町の復興、繁栄はないと思っております。ぜひ職員の心身の不調、そういったものによる早期退職であったり、休職されている職員をなるべく減らすように、引き続き町としても職員の心のケア、そういったものに、職員を見守っていただければなと思っております。そして、引き続き町の復興に寄与していただきたいと思っております。

以上で大きな2番について終わらせていただきます。

最後になりますけれども、改めまして富岡町の財政状況につきましては、私を含め、全ての町政運営に関わる人は常に意識していく必要があると思います。復興を急ぐあまり、深く議論することなく、事業を展開することは、復興が進まないだけではなく、財政破綻に導いてしまう可能性がございます。今の世代で財源を使い果たすことのないよう、未来の世代のことも考えながら事業を展開していただきますよう最後お願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

ちょっと時間ください。暫時休議します。

休 議 （午後 1時14分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、5番、高野匠美君の登壇を許します。

5番、高野匠美君。

〔5番（高野匠美君）登壇〕

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1、子育て支援対策について。昨今の新型コロナウイルス感染症をはじめ、当町においては震災及び原発事故に伴い、様々な子育てに対する環境整備、不安払拭へのより一層の取組が求められます。特に産後鬱予防や新たに町民となり、生活する子育て世代の方々が抱えている様々な悩みについて、幅広く継続して相談できる窓口、体制の確保についてどのように考えているか伺いたいです。

(2)、子育てに関する悩みを書き込み、相談できるようなアプリの開発や電子母子手帳等の活用が有効であるとするが、町の考えについて伺いいたします。

大きなところで、2、町内の大規模な空き地の有効活用についてでございます。(1)、公共施設等の解体に伴い、町内に大規模な空き地が散見されるが、そういった空き地の活用の際し、例えばキャンプ場を整備する等の周辺の自然環境を生かした土地利用を検討すべきとするが、町の考えを伺いたい。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、子育て支援対策について。(1)、昨今の新型コロナウイルス感染症をはじめ、当町においては震災及び原発事故に伴い、様々な子育てに対する環境整備、不安払拭へのより一層の取組が求められています。特に産後鬱予防や新たに町民となり生活する子育て世代の方々が抱える様々な悩みに対して、幅広く継続して相談できる窓口、体制の確保についてどのように考えているか伺いたいについてお答えいたします。子育てに対する不安は、単に育児についての問題ではなく、仕事や家事、さらには虐待など、家庭生活全般に影響する問題となっております。本町の現状においても、子育て世代の方は、避難に伴って核家族化した世帯が多く、また新しく町民となられた方も核家族が多いため、家庭内で子育てに関する相談がしにくい状況であり、妊娠、出産、子育てに至るまで、不安解消に向けた継続した支援が必要であると認識しております。町といたしましては、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた支援や情報提供が必要であることから、母子保健法に基づき、子育て世代包括支援センターを設置し、相談のためのワンストップ窓口を明確にするとともに、機会を捉えて小まめな訪問を行うなど、幅広く対応しているところであります。今後につきましても積極的に声かけを心がけるとともに、相談しやすい体制の確保と信頼関係の構築に継続して努めてまいります。

次に、(2)、子育てに関する悩みを書き込み、相談できるようなアプリの開発や電子母子手帳などの活用が有効であると考えますが、町の考えはについてお答えいたします。電子母子手帳につきましては、国においてもデジタル環境に慣れ親しんだ子育て世代に対するICTを活用した支援が議論されており、様々な機能を持ったアプリが民間ベースで開発されております。電子母子手帳では、これまで手書きで行ってきた母子手帳の記録をデジタル保存することにより、成長の記録を視覚的に確認できるとともに、医療機関との連携や必要な情報を適切なタイミングで提供できること、また災害等で母子手帳が滅失しても、サーバー上にデータが残るなど利点も多く、全国でも導入する自治体が増えているものと承知しております。しかしながら、県外に居住する妊婦については、原発避難者特例法の規定に基づき、母子手帳の交付を含め、避難先市町村に対応をお願いしているために、町として避難先の情報を詳細に把握することが困難であることなどから、現段階において導入に対する具体的な検討には至っておりません。引き続き町の状況をしっかりと検証するとともに、被災地域特有の事情など、近隣自治体と情報共有を図りながら、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

次に、2、町内の大規模な空き地の有効活用について。(1)、公共施設等の解体等に伴い、町内に大規模な空き地が散見されるが、そういった空き地の活用の際し、例えばキャンプ場を整備するなど

の周辺の自然環境を生かした土地利用を検討すべきと考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えをいたします。震災並びに原子力発電所事故の影響により解体もしくは解体予定とする公共建築物等の敷地は、現段階で44施設分、13.6ヘクタールと把握しているところです。これらの町有地については、本町の復興、創生に資するよう活用することが基本と考えるところではありますが、現時点においては、そのほとんどについて明確な活用方法を定めることができておりません。これらの土地をどのように活用するかにつきましては、今後における本町を取り巻く状況をしっかりと見定めることが必要であり、それぞれの土地の位置や周辺の状況、面積や土地の形状などを勘案し、ご質問の中で例示いただいたような活用も含めた幅広い視点で活用方法の検討してまいりたいと考えているところです。

なお、今後において明確に公共用地として活用しないと決定できる土地については、売払いを基本として、財産処分をしてまいりたいと考えているところですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。子育て世代包括支援センターを健康づくり課に設置していただけるということは、大変うれしく思います。窓口が1つになるということは、やはり町民にとっては大事だと思います。

それで、改めてお聞きしますが、子育て支援に関する施策をさらに積極的に進めていただけていると思いますが、改めて子育て世代包括支援センターの設置に当たっての目的と今後の取組についてお伺いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、町長答弁にもありましたとおり妊娠、出産から子育てに至るまで、幅広い支援が必要であることから、自治体において保健師等の専門職を配置したワンストップの窓口を設けることということが目的になっておりまして、当町におきましては健康づくり課を窓口として設置をしているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。町は、早い時期に訪問活動やっているとっております。戸別訪問、全戸訪問をしていると思います。状況をきちんと視察され、問題がないか、子供が大きく育てていただけるようにお母さんたちにアドバイスができないのか、そういった活動をやっていっていると思っております。

今、初めて妊娠、出産、育児において不安を抱えているお母さんもこの町にはいっぱいいます。このうまくいかない不安は、時に母親を、先ほど町長も言ったとおり産後の鬱にしてみたり、赤ち

ゃんへの虐待を招いたりします。ましてや、第2、第3の子を産もうという話にもなりません。昔は本当に大家族の中で出産、子育てをしてきたのです。いろいろアドバイスももらいながら、赤ちゃんの扱い方を体得してきました。周囲の頼りになる地域のおばさんたちが助けてくれたということもありました。しかし、今富岡町ではこういったことがなくなりました。核家族が多くなり、地域にも友達はいない。顔見知りの世話好きなおばさんもいない。出産後も旦那さんは仕事に出かけて、母親と子供2人きりになってしまいます。それで、やはりコロナで里帰り出産もできない。親も来れない。加えて、今産後は、産院では通常4日で退院する。私たちのときは1週間だったのですけれども、もう随分時代が変わったなと感じます。それで、退院するのに当たっても、授乳がうまくいっても、いかなくても退院となります。こうした状況を支える支援が必要だとは言われております。先ほど訪問とか、そういうのをいっぱいしているというのは分かります。でも、現実的にはうまくおっぱいをあげられない、抱き方がうまくいかない、あやし方が分からないという悩みをいっぱい抱えております。そういう悩みを抱えると、本当に煮詰まる一方なのです。そこで伺いたします。町ではこうした産褥期の産後鬱のお母さん、家庭などへのケア、母乳指導などはどのようにされて、どのような体制でされていますか。伺いたします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

産後ケアということでございますが、町では産後ケア事業といたしまして、県の助産師会と契約をいたしまして、子育てに関する不安のケア、例えば授乳であったりとか、子育てであったりとか、そういった全般において指導する体制を整えているところであります。一方で、同じような事業を福島県でも行ってございまして、町の制度に対する希望は今のところ実績はなくて、大体の方は県の指導制度を使っているというふうな状況であります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。町の対応を伺って安心しましたが、比較的余力のあるお母さんたちは、ご自分で必要な支援を探し出せると思います。でも、つらい状況のお母さんほどそういう余裕はありません。幾ら母子手帳とかホームページに載っていても、それを見る、探し出す余裕はないのです。そういうところをやはり町でももう少し周知をしてほしいのです。

1つお願いなのですが、母子手帳を渡すところから私は支援が始まると思っております。母子手帳を渡すときに、やはり困ったらもうここの場所に相談しに来てください、そして産後のフォローの必要性などをただ情報流すだけではなくて、やはり早めの関係機関との連携をこちらから、やはり出産後、きっと必ず訪問に行っていると思いますので、そのときにきちんとお母さんにお知らせしていただきたいというのが私のお願いです。

そこで、この件に関してのちょっと最後の質問になりますが、産後ケアの体制の一つとして提案い

たします。働いていない看護師、保健師、助産師の有資格者に母子子育て相談員として臨時で雇用し、役場への常勤ではなくて、訪問専門家として従事してもらいたい。報告、連絡業務など必要なときだけ登庁してもらおう。働きたくてもフルタイムだと無理という人的資源の有効活用プラス住民サービスの向上にも値すると思いますが、町ではどのようにお考えですか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。まず、前段で母子手帳交付時からのケアというお話がございました。町では母子手帳交付の際にアンケート調査などを実施いたしまして、妊婦さんの家族の状態やサポートの要望などを伺うとともに、そのときに面談をしながらアセスメントを行いまして、その後の支援の内容などを課内で話し合いをしまして、どういった方向で支援をしていくかというふうな検討をしております。また、町長答弁の中でも小まめな訪問というふうな表現ございましたが、機会を捉えて訪問しまして、例えば最近ですと政府からのマスクの配付なんかがございますが、これ妊婦さんには通常の枠とは別に配付をしておりますが、それもただ発送するだけではなくて、それを持っていくというふうな理由づけをしながら訪問するとか、そういった形で訪問をしながら、ケアが必要な状況になっていないかとか、そういった確認をするようなことも行ってまいりました。一方で、支援が必要な家庭につきましては、いち早く専門機関につなぐということが必要でありますし、そのための状況を聞き出すためにも町との信頼関係を築くという部分、これは非常に重要なことになっておりますので、引き続き訪問などを行っていきたいと考えております。

また、ご質問にございました有資格者の臨時雇用という点でございます。これ提案として非常にありがたい内容でございますので、どの程度の人材があるのかという深掘りの部分からこちら検討させていただきまして、必要であれば制度化をしていきたいと思っております。ご提案ありがとうございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ちょっと最後と言ったのですけれども、もう一点だけもう一度質問させていただきます。

今母子手帳を受け取る時にアンケート用紙をお配りして、そこの場で書いてもらうということなのですが、富岡の町ではやはりお聞きしたところ、お母さんが日本人ではない方とかが何人かいらっしゃるということをちょっと耳に、聞いたのですけれども、そういう人たちに対しての説明、日本語が分からない人たちに対しての対応というのはどのようにされていますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

相手の方、実際町内でもそういったお母様いらっしゃいまして、その方の場合はたまたま旦那さんが、旦那さんも外国人の方であったのですが、日本語が分かるというところで、旦那さんがいらっし

やるところでは意思の疎通ができると。ただ、いらっしゃらないところの場合は翻訳のソフトが入った機器などを持って行って、面談のときに使うとかということもしていたのですけれども、町でのそういうところに対するサポート、今のところ制度化しているものがないもので、現在ボランティアで通訳をお願いしている状況であります。そのボランティアの通訳につきましては、町から依頼ということではなくて、お母さん側から依頼をしていただくということで、通院など病院に行くときなどに同行していただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。なかなか言葉というのは、1字違っただけでも大分違うように受け取りますので、その辺は細心の注意を払って、大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、やはり産後ケアは大事です。産後4か月の時期は、本当に大切な時期なのです。これから多くの方々に富岡で生活していただき、お子さんを産んでもらい、この町に定住していただくことが大事です。それにはやはり女性、妊婦さん、子育て世代への支援が重要です。本当に大変でしょうが、これからも切れ目ない支援、一歩前へ進んでいくことをお願いして、次の質問に入ります。

(2)、電子母子手帳について。改めて母子手帳に関する質問をさせていただきます。妊娠時における母子健康手帳、通称母子手帳ですが、母親になったあかしとして大切な記念になるものです。お母さん方の活用状況と課題があるか伺います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

現在のところ町独自のものではなくて、市販の母子手帳を利用しております。その中で母子手帳の中身とか記載の内容、それから利用の仕方についてのご意見等が出ているという話は、私では承知はしていないところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） そうですか。あまりそういう話はないということで、母子手帳というのは昭和17年に日本が世界で初めて妊婦さんに配付するシステムで、妊娠から出産、予防接種、母子の健康状態などを1冊にまとめております。これまで時代とともに、いろいろ改正されてもきています。行政からの最初の贈物です。お母さん方によく活用されることを期待しているわけですが、今いろんなこういうものが使えるものの内容のことがあまりちょっとお聞きできなかったのですけれども、そうなる母子手帳の実際に利用されている利用実態調査ということはしていないということですよ。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

調査という形で、母子手帳をどういったふうにご利用されているか、それについてどういったご意見があるかというふうなことは行ってはおりません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） やっぱり母子手帳は、子供が幼児期からあらゆる機会に母子手帳を提出することが多いです。子供が大きくなると、小中学校での授業でも利用するときがあります。本当になかなかプライベートなことは書けないのです。必要最低限なこと以外は、あえて記入しないと思います。そういう話は、やはりお母さん方からもお聞きしております。実際私も奥深いところから母子手帳を出してみましたけれども、数字ばかりなのです。残念なことに、思い出になる書き込みがなかった。毎日本当に子育てに必死で格闘しているときは、書き込むことに面倒だったり、書く時間がなく、後になって忘れてしまって余裕がないものです。紙なので、長くなればなるほどぼろぼろになります。

そこで質問ですが、先ほど一人一人に母子手帳を渡すときの注意というのは分かりましたが、一番気をつけてやっているということは、どういうことで母子手帳を渡していらっしゃるのだから、そういう対応をちょっともう一度再度お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

母子手帳交付の際には、当然ながら妊婦さんということですので、まずは健康状態がどうであるか、またアンケート、それから面談の中で例えば経済面であったりとか家族の支援、お手伝い、支援であったりとか、そういうところに問題があるかないか、そういったところを総合的に判断をしまして、この後どういう形で訪問であったり支援をして、専門家につなげていくかというところに重点を置いて面談をしているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。本町では、本当に丁寧に保健師や担当課の皆さんが一人一人お母さんに母子手帳手渡して、お話をしていただいたり、状況を聞いていただいたり、子育てのアドバイスをしてくださっていることは本当に伺っていて、とても素晴らしいことと思っております。それが基本ですので、やはり紙の母子手帳は継続していただき、なおかつ現在の若いお母さんたちはITとか何か、SNSの時代で育ってきております。常に身近にスマホとパソコンを使った生活をされている方がほとんどだと思います。

そこで質問ですが、若い方はなかなか字を書くことに不慣れになっているように感じます。でも、スマホならばそれこそ速く書けるのです。それで、町としては今ホームページとか、一方的な情報ばかりなのです。であれば1対1の対応ができるライン、そういうのをお母さんたちの悩みが聞けるようなことというのは町としては考えていただくということはできるのでしょうか。よろしくお願

ます。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。今のラインを使った相談の窓口というふうな提案であったと認識をしております。今のところ町健康づくり課サイドとしては、ラインであったりとか、そういったもの、SNSの活用というところについてはまだ手が届いていない状況でございます。一方で、議員ご指摘のとおり、昨今のお母様方につきましてはSNS、それからスマホ、IT、ICT、こういったもの通常、常に身の回りにあるというところで、そういったものの活用がお母さん方の悩みの解消、不安の解消につながるということであれば、これは非常に有効なことであると思いますので、議員の提案も含めまして、こちらにつきましてもどういった形で実現できるか、実現の有効性があるかどうかというところを検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。検討されるというお言葉を聞いて、大変うれしく思います。とても期待が膨らみます。電子化の時代は、もう来ております。こういうあらゆる可能性を考えて、ぜひ前向きに検討していただけますようお願いいたします。

次の質問に入ります。空き地利用についてです。先ほど町長の答弁で、これから考えていくということで、前向きに考えているということで希望が持てます。そこで、少し詳しくお聞きしたいのですが、町としてはやはりこういう空き地利用で、もういろんな町でもそういう斬新な考えで、モトクロス場とか、キャンプ場とか、そういうのを考えて結構まちおこしとか、町を活性化するのに使っているのですねけれども、富岡の町については何かその動きがちょっと遅いような気もしますが、いろいろ決まりがあるのだから分かりませんが、その辺をもう少しちょっと詳しく説明お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 町長答弁の繰り返しになって、恐縮でございますが、町有地の活用につきましては復興、それから創生というところの観点でしっかりと使い方を考えていくというのが基本だと思います。なかなか定まらないというところに、議員ご質問の中で遅いというような単語も出てまいりましたが、今刻々と我々を取り巻く情勢動いておりますので、安易に使い方を決めていくという状況でもないだろうと思っております。必要なものに使われるというところについては、そういうことが明確になれば、それはスピード感を持って決定はしてまいりますが、町有地全てを何か早急に使い方を決めていかなければならないということではないと思っておりますので、基本は復興、創生に資するという使い方がどういう形でできるかというところをしっかりと見定めていく。

それから、もう一つご認識いただきたいのが町有施設、今13.6ヘクタールということで、敷地が、すみません。空き地ではなくて、更地状態になっているというふうな話です。44施設分なので、一番例えば大きなところでいきますと小学校、中学校の敷地というのが2ヘクタールを超えるような形で

ございます。今ほど自然環境をとというような例示をいただいた使い方になると、今ある町有地ではなかなか環境が整わない立地にあるとも思われますし、広さ的にもそれほど大きな広さはない。全部集めれば13.6ヘクタールになりますけれども、個々の施設の面積で大きいところはやはり2ヘクタールちょっとぐらいだと、そのようなことでございますので、そのところをご認識をいただきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。今答弁の中に小学校、中学校の更地になっている土地があるとおっしゃって、なのですけれども1つ提案というか、考えていただきたいということが1つあるのです。二中の土地、あそこは桜まつりでもお使いになるとは思いますが、桜まつりの2日間くらいで、あとはあその土地、せつかく桜咲いているときに活用できないかと考えております。なぜそう言うかというと、オートキャンプ場みたいな感じで開放するというのも一つの考えではないでしょうかと私は思います。キャンピングカーで来たら、水とかトイレというのは皆さん常備なさっております。せつかく桜があるのであれば、そこに夜のライトアップも見てもらって、そこで富岡町のことを知ってもらって、毎年毎年足を運んでもらって、ここはいいところだと、富岡に住んでみたいという人も願わくばあってほしいのですけれども、やはり人を呼んでそこに住んでもらう、富岡をPRしてもらおうということに関しては、私はもう早くやってほしいと思っておりますが、この考えについてちょっとお伺いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 度々繰り返すようになって、大変恐縮でございますが、町長答弁でもありましたように、今ほどご例示いただいたような使い方、活用の仕方も含めて、幅広い視点でしっかりと考えていくというのが基本になろうと思っております。いろいろ例示をいただくことになるのだろうと思いますが、それが町の復興、それから創生にしっかりと資するものになるのであろうかというところも検討の観点として入れていかなければならないと思っております。スピード感は大事ですが、拙速な状況にもならないようにと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど議員から例示をいただきましたような使い方ですが、今中学校、小学校の空き地ですと、どうしても市街地にあるということもありまして、なかなかここにお戻りになった方が騒音とか、光とか、そういう様々なことで将来的に町に苦情が来るような施設を町が造るということにもいきませんので、その辺は十分にこれから検討重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。いろいろと事情、問題があるということなので、あまり詳しくはお聞きしないことにします。ただ、やはり町を変えるというのは斬新な考えとか、やはりいろんな考えを若い人からも、お年寄りの方からも、そういう意見をやっぱり吸い上げて、今ここに住んでいる人たちを対象にしてどう変えていきたいかという、富岡の町に住んでいる町民の声というのは私は大事だと思いますので、そういうことを怠らないで、私は富岡町の再生を私たちがやらなければいけないので、その辺はやはりきちんと物だけではなくて、やはり横の線、横の広がり、いろいろな思い、そういうことをやはり今一番聞くべきだと、行政が今聞くべきだと私は思っています。縦割りではなくて、横の線も必要だと思いますので、その辺をお願いして、私の質問終わらせていただきます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

2時まで休議します。

休 議 （午後 1時52分）

再 開 （午後 1時58分）

○議長（高橋 実君） 時間早いですけれども、再開いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第82号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての件を議題といたします。

この件についてはさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第82号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての内容をご説明申し上げます。

本条例は、本年6月12日公布、12月12日施行の公職選挙法の一部を改正する法律により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における立候補環境の改善のために選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を選挙公営の対象とすることと、また選挙公営の対象が拡大

されることに伴う立候補の乱立を防止するために、町村議会議員の選挙においても供託金制度を導入することと公職選挙法が改正されたことを受け、本町の選挙においても選挙における候補者の費用負担の軽減、候補者間の選挙運動の均等な機会の提供などにより、立候補する人材の裾野が広がるものとして選挙運動に係る費用の一部について公費負担を可能とするよう制定するものであります。

本条例は、全12条で構成しており、第1条では本条例の趣旨として富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における法第141条第1項の選挙運動用自動車の使用、法第142条第1項第7号の選挙運動用ビラの作成及び法第143条第1項第5号の選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるとしております。

第2条から第5条は、法第141条第1項の選挙運動用自動車の使用に関する規定であり、第2条においては富岡町議会議員選挙及び富岡町長の選挙における候補者は、既定の金額に規定の日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用できることを規定し、ただし当該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により、町に帰属することとならない場合に限ると規定しております。

第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について、第4条では選挙運動用自動車の使用の契約種別ごとの公費負担額及び支払い手続について、第5条では選挙運動用自動車の使用の契約の指定についてを規定しております。

第6条から第8条は、法第142条第1項第7号の選挙運動用ビラの作成に関する規定であり、第6条では選挙運動用ビラ作成の公費負担の範囲と第2条ただし書の規定を準用することを、第7条では作成の契約締結の届出を、第8条では公費負担額及び支払い手続について規定しております。

第9条から第11条は、法第143条第1項第5号の選挙運動用ポスターの作成に関する規定であり、第9条では選挙運動用ポスター作成の公費負担の範囲と第2条ただし書の規定を準用することを、第10条では作成の契約締結の届出を、第11条では作成の公費負担額及び支払い手続について規定しております。

また、第12条はこの条例の施行に関し必要な事項を富岡町選挙管理委員会が定めることとする委任条項となっております。

なお、この条例は附則において公布の日から施行すること、また条例の公布の日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

条例の内容の説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第83号 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についての内容をご説明いたします。

子育て世代の支援と子育て環境の充実を図るため、今年度中の開館を目指し建設を進めております富岡町地域交流館につきまして、その設置や運用に必要な条項を定める条例となっております。

第1条において、地域交流館の設置目的を規定しており、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、子育て世代の支援と子育て環境の充実を図るためとしております。

第2条において、地域交流館の位置について規定し、位置は富岡町大字小浜字中央384番地の3としております。

第3条において、交流館の構成を規定し、交流館の構成は子供たちが遊具を使うなどして体を使って遊ぶ屋内遊び場と保護者や小さな子供たちが交流できる交流テラスとしております。

第4条において、交流館で行われる業務を規定しており、第1号、屋内における子供の遊び場の提供に関する事、第2号、子育てに関する情報の収集及び提供に関する事、第3号、前各号に掲げるもののほか、その設置目的を達成するために必要な業務に関する事とする3号立てで規定しております。

第5条において、交流館の開館時間について規定しており、開館時間については日中の時間帯を基本とし、午前10時から午後6時までとしております。また、開館時間を変更することができるよう、ただし書として町長が特に必要があると認めるときには、臨時に開館時間を変更することができる

しております。

第6条において、交流館の休館日について規定しており、学びの森は月曜日の休館であることなども考慮し、第1項第1号において休館日を火曜日とし、同項第2号において年末年始についても休館としております。また、遊具や館内の安全点検、緊急時の対応などで臨時に休館日を設けることができるよう、第2項において町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができるとしております。

第7条においては、利用者の範囲を規定しており、第1号、中学生以下の者及びその保護者、第2号、子育てに資する活動、研修等を行う個人、または団体、第3号、その他町長が適当と認める者と規定しております。

第8条においては、交流館の利用料について規定しており、福島県内の同様の施設の状況や多くの子供たちに本施設を活用していただくため、無料としております。

第9条において、交流館を利用する際の遵守事項として、第1号の交流館の施設、設備を毀損し、または汚損しないことから第4号の他の利用者に危害、または迷惑を及ぼす行為をしないこととするまで一般的な事項を規定し、今後の運用において必要がある遵守事項が発生したときに備え、第5号において町長が指示する事項を規定しております。

第10条において、入館の制限について規定しており、施設内の秩序を乱すことやそのおそれが認められる者、施設内の付属設備を損傷、汚損やそのおそれが認められる者について入館を拒否すること、退去を命ずることができることとしております。

第11条においては、損害賠償について規定しており、利用者が交流館の施設、設備、備品等を損傷、滅失したときには損害を賠償しなければならないこととしております。また、ただし書において、特別の理由がある場合には減額、または減免できることとしております。

第12条から第15条までは、指定管理者による管理について規定しており、第12条においては交流館の管理を指定管理者に行わせることができるとする管理規定を、第13条においては指定管理者が行う業務の範囲を、第14条においては指定管理者が行う管理の基準を、第15条においては指定管理者の指定の手続について規定しております。

第16条において、条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定めるとする委任規定を設けております。

最後、附則において、施行日を規則で定める日から施行するとしております。

内容の説明については以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日17日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時14分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 堀 本 典 明

議 員 佐 藤 教 宏

第 9 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和2年第9回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和2年12月17日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 84号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例について

議案第 92号 町道路線の認定について

議案第 93号 工事請負契約について

議案第 94号 工事請負契約について

議案第 95号 工事請負契約について

議案第 96号 工事請負契約について

議案第 97号 工事請負契約について

議案第 98号 工事請負契約の変更について

議案第 99号 工事請負契約の変更について

議案第100号 工事請負契約の変更について

議案第101号 工事請負契約の変更について

議案第102号 動産の取得について

議案第103号 動産の取得について

議案第104号 不動産の処分について

議案第105号 財産の出資について

議案第106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

- 議案第 1 0 7 号 令和 2 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 0 8 号 令和 2 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第 2 号）
議案第 1 0 9 号 令和 2 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 1 0 号 令和 2 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 1 1 号 令和 2 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 1 2 号 令和 2 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 8 4 号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
議案第 8 5 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 8 6 号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例について
議案第 8 7 号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 8 8 号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
議案第 8 9 号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 0 号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
議案第 9 1 号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例について
議案第 9 2 号 町道路線の認定について
議案第 9 3 号 工事請負契約について
議案第 9 4 号 工事請負契約について
議案第 9 5 号 工事請負契約について
議案第 9 6 号 工事請負契約について
議案第 9 7 号 工事請負契約について
議案第 9 8 号 工事請負契約の変更について
議案第 9 9 号 工事請負契約の変更について
議案第 1 0 0 号 工事請負契約の変更について
議案第 1 0 1 号 工事請負契約の変更について
議案第 1 0 2 号 動産の取得について

議案第103号 動産の取得について

議案第104号 不動産の処分について

議案第105号 財産の出資について

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君

参 い	事 わ	兼 き	所 支	長	三	瓶	直	人	君
総 主	務 幹	兼 課	長 補	課 佐	猪	狩	直	恵	君
産 業	振 興	課 長	補 佐	課 佐	大	森	研	一	君
代 表	監 査	委 員			坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議 事	会 務	事 務	局 長	小	林	元	一
議 席	会 務	事 務	局 長	猪	狩	英	伸
議 席	会 務	事 務	局 任	杉	本	亜	季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 佐藤 啓 憲 君

4番 渡辺 正道 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第84号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） おはようございます。それでは、議案第84号 富岡町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、固定資産税の前納報奨金について、口座振替の普及等納税環境が変化し、導入時の目的は既に達成されており、全国的にも制度の廃止が実施されていることから、本町においても令和2年度課税分をもって前納報奨金を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。議案第84号別紙資料、富岡町税条例新旧対照表、1ページを御覧ください。固定資産税の納期前納付の報奨金に係る現行第70条第1項第2号、第3号、第4号を削るものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第85号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しにより、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、軽減判定所得基準を改正するものであります。

それでは、議案第85号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。資料2ページから3ページを御覧ください。本則第23条第1号及び第2号の柱書き中、それぞれ「33万円」を「43万円」に改正し、記載のとおりの括弧書きを追加するものであります。

また、附則第2項中、「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加えるなど、記載のとおり条文を改めるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第86号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、地域再生法の一部を改正する省令の施行に伴い、課税の特例を受けようとする事業者が地方活力地域特定業務施設整備計画を県に申請し、認定を受ける期間を延長する改正内容となっております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。議案第86号別紙資料、富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表、4ページを御覧ください。第2条条文中、「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第87号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、権利の制限に係る措置の適正化を図る成年被後見人等の権利の制限に係る土地の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、印鑑の登録資格に係る条文を改正するとともに、併せて事務処理要領に合わせる文言の整理をするものでございます。

それでは、別紙資料5ページ、議案第87号 富岡町印鑑条例新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。印鑑登録の資格がない者を規定する第2条第2項第2号について、成年被後見人本人に法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときには、その成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑の登録ができるものとするために、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と改め、併せて文言の整理といたしまして、第2条第1項の「富岡町の」を「富岡町が備える」に、第6条第1項第4号の「、氏名及び通称」を「、氏名及び当該通称」に改めるものです。

施行期日は、附則において公布日からとするものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第88号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明いたします。

本条例は、上位法であります指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことによりまして、指定居宅介護支援事業所の管理要件を見直すとともに、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置を延長する改正となっております。

議案第88号別紙資料6 ページ、富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。第2章、人員に関する基準の中で、第5条で管理者について規定しておりますが、第5条第2項におきまして、「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加えた上で、管理者の要件を緩和するため、同項に主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合などについては介護支援専門員を管理者とすることができるとするただし書を加えております。

次に、制定附則において管理者要件の適用の期間を延長する改正を行っております。今回の改正では、第3項が追加され、第2項との共通見出しを設定する必要があることから、制定附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中、「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、用語の定義を明文化するため、「介護支援専門員」の次に「(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護専門員を除く。)」を加え、第3項として令和3年4月1日以降の経過措置の読替規定を追加しております。

なお、本条例の施行日を附則において令和3年4月1日とし、制定附則の改正については公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第89号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての内容につきましてご説明いたします。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、令和3年1月1日以後の期間に対応する後期高齢者医療保険料の延滞金及び還付加算金に関して所要の改正を行うものであります。

それでは、資料8ページ、議案第89号別紙資料、富岡町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。第8条につきまして、見出しにおいて「又は充当」を削るとともに、同条第1項から第3項におきましてそれぞれ「又は充当加算金」を削るものです。

続きまして、制定附則第3条第1項において、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、「(当該年の前年に)」を「平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」にそれぞれ改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改めるものです。

また、同条第3項を第4項に、第2項を第3項にそれぞれ改め、第1項の次に第2項として、還付加算金特例基準割合が年7.3%に満たない場合の地方税法の適用についての一文を加え、第3項において第2項に規定する還付加算金特例基準割合が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とすることと改め、第4項において「前2項」を「第1項又は第2項のいずれか」に改めるとともに、「並びに充当加算金」を削るものです。

以上が本改正条例の内容であり、改正附則において本改正条例の施行日を令和3年1月1日とするとともに、改正後の制定附則第3条第1項から第4項の規定は令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日より前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による旨規定しております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についての件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第90号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について内容を説明いたします。

今回の条例改正は、現在の町立小学校2校、町立中学校2校を令和4年度にそれぞれ統合し、新設校とするため、条例第2条及び第2条関係の別表を改正するものです。学校の統合、新設につきまし

ては、県との協議のほか様々な準備があり、相応に時間を要します。その初めとして必要でありました学校名につきまして、公募結果を踏まえた決定をしましたので、このたび条例改正案を提出するものです。学校名につきましては、さきの全員協議会で公募結果と併せて説明したとおり、富岡町立富岡小学校、富岡町立富岡中学校であります。

改正内容について説明いたします。議案第90号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。第2条におきましては、名称及び位置を表す現行の別表第1、別表第2を改正案の別表に改めるものです。別表におきましては、現行富岡校の名称及び位置を別表第1に、三春校を別表第2に規定しておりますが、改正案では学校が統合すること、また三春校を閉じることから、別表第2を削り、別表第1を別表として、名称を富岡町立富岡小学校、富岡町立富岡中学校とし、位置を富岡町大字小浜字中央237番地の2とするものです。

この条例の施行日は、附則におきまして令和4年4月1日からと定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 富岡町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第91号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例についての内容につきましてご説明いたします。

本条例は、本年9月の全員協議会において議員の皆様にご説明差し上げましたとおり、とみおか診療所の開設者変更により、9月30日付で富岡町立とみおか診療所を廃止し、10月1日より医療法人社団邦論会とみおか診療所となったことに伴い、令和2年度分として一括で支出していた指定管理料の返還等様々な手続が完了したことから、富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止するものでございます。

条例本文につきましては、富岡町立とみおか診療所設置等条例（平成28年富岡町条例第8号）は廃止すると規定し、附則において本条例を公布の日から施行するものとしております。

なお、診療所の開設者変更に当たりましては、町ホームページへの掲載に加えまして、町広報においてもその旨記載し、周知を図っておりますが、診療科や診療日など、その運営につきまして従前との変更はなく、町民からも特段の問合せなどはありませんでしたことを申し添えます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔なし〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 富岡町立とみおか診療所設置等条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第92号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回認定する路線は、路線番号3317号、路線名は駅前西原線で、起点を大字仏浜字西原232—1番地先、終点を同西原233番地先とする延長41.2メートル、道路施設幅員8メートルから20メートルの

道路であります。

別添、議案第92号別紙資料を御覧ください。今回認定する道路の路線図になります。本道路の認定については、曲田土地区画整理事業の設計変更とJR跨線橋の新設に伴い、JR富岡駅駐車場へのアクセスが、今回認定しようとする道路の起点となる交差点の方向から進入しようとした場合、右折による区画道路へのアクセスができないこと、また駐車場から区画道路を通過して都市計画道路駅前本町線に出る場合においても右折ができないことにより、これらの規制に伴い、駅前ロータリーを通過しなければならない車の流れを緩和し、交通の安全と駐車場へのアクセスの利便性を図るため、今回本町道を認定し、整備しようとするものであります。

また、曲田土地区画整理事業の設計変更前におきましては、従前のフードセンターとみおか西側の法定外道路の整備も計画であったため、これに代わる道の役目も担っております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第93号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

本事業は、東日本大震災による津波被害により被災したサケふ化施設を新たに整備し、従前同様のサケふ化放流事業を再生させるため、実施するものであります。11月24日に指名競争入札が執行され、工事請負契約を仮契約いたしました。

それでは、別紙資料3ページ、議案第93号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係

る工事請負契約書です。工事の番号、名称は第20—0610—15055号、サケふ化施設建築工事であります。工事場所につきましては、富岡町大字本岡字上本町地内。工期は、議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成は令和3年3月31日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め3億7,400万円であります。契約相手方、桂建設株式会社、代表取締役社長、渡邊正義です。

4ページには本契約の特約条項を、5ページには入札状況調書を添付しております。

次に、7ページ、議案第93号別紙資料2を御覧ください。ふ化施設建設位置につきましては、資料左上、位置図のとおり、関根浄水場第3水源跡地であり、その下に敷地配置図をお示ししております。配置図内の赤着色部ですが、こちらが今回建築をする施設となります。

次に、資料右側上段にあります施設整備内容についてご説明を申し上げます。施設面積は2,200平米であり、建築物として事務室、加工室、倉庫などを備えた管理棟、電気室、配水棟を附属構造物といたしまして、稚魚育成池、畜養池8池を建築いたします。下に管理棟平面図を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、本工事の完成工期につきまして、現在、翌債承認の手続を実施しており、承認が得られるまでの間は令和3年3月31日とし、承認が得られた場合は議会の同意をいただき、令和3年7月30日まで工期を延伸する予定であります。現在、実施しております敷地造成工事と工程を調整しながら、後戻りのないように施工を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっとお聞きします。

震災から10年がたとうとしている中で、やっと次の議案にもありますやな場とこのふ化場が建設されるということで、非常にうれしく思っております。この場所に決定するに当たって、飲み水に使っていた井戸があったからということでここに決定したみたいなのですが、その井戸の水質調査が完了しているのかどうか。といいますのは、飲み水に適しているからサケふ化場の水質にいいとは限らないものですから、多分水質調査していると思うのですが、その辺の水質調査した結果を教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 答弁につきましては、担当の大森補佐より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） 回答させていただきます。

水質調査につきましては、実施しているところでございますが、今手元にこういった数値でというふうなものがないものですから、こういうふうな水質ですというふうなものはできてはいないものの、

大丈夫であるというふうなものは受けてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） サケのふ化場の水には十分大丈夫だという答えが出ていればそれでいいのですけれども、そうではないとすれば後から水質調査して、問題ありであればもう一度井戸を掘り直すとか、そういうことになりますので、その辺は大丈夫なのですね。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 課長補佐がお話したように、調査は終了しております、組合とも水質の内容について確認をさせていただいて、大丈夫だということで了解を得ております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。いよいよ11年、もうすぐ11年に入りますが、その中ですばらしいものを造っていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 議会の議決があって、それから今度また変更ということで、7月31日ですか、そうすると来年の秋からは使えると思うのですが、実際木戸川なんか見てもかなりサケの遡上が今年が悪かったみたいで、稚魚を放流して、また遡上してにぎやかになってくるというか、サケが上って実際に使えるようになるのはいつ頃。あと4年くらいかかるのでしょうか。その辺の大まかな見通しを教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） お答えをいたします。

令和3年の秋からこちらの遡上したサケの親を捕まえて、それで何とか増殖というふうなことにしながらいくのですけれども、約4年ほどたってから戻ってくるというふうなことになりますので、そのぐらいのスパンで考えてございます。見通しとしては、毎年取って、育て、そして放していくというふうなサイクルにしたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。ちょっと工期の件でお尋ねします。

今、敷地造成の工事も来年3月までの予定で進めていると思うのですが、その後もう少し早く終わるのかもしれませんが、今予定されて延長をする工期が6月ということで、ちょっと厳しいのかなという感じするのですが、その辺りのお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） 工期の設定についてでございますが、今のところ設計の段階で検討した結果このぐらいというふうな形で、6月というか、7月末までというふうな予定ではあります。翌債承認がまだ得られていない状況なものですから、このような工期設定になってしまって大変申し訳ございませんが、交付金の性質上このような形で取らせていただいております。翌債承認が取れた場合には、また議会の同意を得て工期の延伸をしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。秋からの稼働ということで、6月、7月に焦らずともきちんとしたもの、品質を確保できるように、その翌債が得られた場合の工期設定、再度議会にかかると思うのですが、そのときにはきちんと余裕を持った工期設定をしていただきながら提案していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） ありがとうございます。今言われたとおり、もう一度確認して、それで少し余裕を持ったような形で工期は設定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第94号 工事請負契約についてご説明を申し上げます。

本事業は、議案第93号でご説明をいたしましたサケふ化施設同様、津波被災により被災をしたサケやな場施設を復旧し、サケふ化放流事業の再生を図るものであります。11月24日に指名競争入札が執行され、工事請負契約を仮契約しました。

別紙資料9ページ、議案第94号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号、名称は、第20—0610—15068号でございます。サケやな場整備工事であります。工事場所は、富岡町小浜地内となっております。工期は、議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成は令和3年3月31日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め5,311万9,000円であります。契約相手方、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。

10ページには本契約の特約条項を、11ページには入札状況調書を添付しております。

次に、13ページ、議案第94号別紙資料2を御覧ください。まず、資料左上に位置図を表示しております。ふ化施設整備場所につきましては、震災前同様の富岡川の河口付近であります。写真にある既設構造物を利用しまして施工をしております。資料の下にやな場側面図と平面図を添付しております。黒色着色部につきましては既設の構造物、赤着色が今回の工事施工範囲でございます。

次に、右側上段に工事内容を記載しております。既設護床コンクリートを利用し、破損箇所の補修を行い、鋼製やな場を設置、やな場下流部側には河床の保護を目的としました護床ブロックを設置しております。仮設工としましては、大型土のうを使用し、川を半断面ずつ締め切り、作業を実施いたします。完成工期につきましては、サケふ化施設建築工事と同様であります。ただいま翌債承認の手續を実施しており、承認が得られるまでの間につきましては令和3年3月31日とし、承認の得られた場合は議会の同意をいただき、令和3年6月25日までの延伸を予定しております。現在、福島県富岡町土木事務所が発注しております河川工事と調整をしながら、後戻りがないよう施工し、安全第一に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） これも前の議案と同じです。やな場ということで、これ海に非常に近い場所にまた再度やな場になるわけですけれども、前も言ったかもしれないのですけれども、この測量で地盤沈下していないのかどうか。地盤沈下しているとすれば、海の塩水がここまで入ってこないのかどうかお聞かせください。

あと、これ下流に向かって、左側のこの赤い四角い囲みの中に、やなに来た魚がここに入っていくのかと思うのですが、ここに入っていくと、ここで捕まえて採卵場まで運ぶに当たって、これ階段上っていくのですよね。これ組合の人たちも年々高齢化していく中で、ここでサケを捕まえて箱か何か

に入れるかなんかして、階段を上げて水槽か何かに入れるのだと思うのですが、そういう作業的に大丈夫なのですか、これ。作業的に大丈夫かどうか、その辺よく検討したのかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

まず、地盤沈下していないのかというふうなところですが、既設の構造物、こちらが残ってございますので、こちらについては地盤沈下はないと思います。河口付近でございますので、満潮なんかのときには多少の塩水なんかはこちらには入ってくると思います。

続いて、組合の方がこちらで作業するの大変ではないかというふうなところですが、今までこのような形でやってきたものですから、このような設計をさせていただいてございます。こちら運用を開始した上で何かあれば、また改善が必要であれば、また考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 地盤沈下はしていないということで、本来だとサケのやな場というのは塩水が入ってくるところは適さないのです。といいますのは、塩水が入ってくる場所まではサケが採卵にまだ適さない若いうちに入ってきてしまうものですから、できれば塩水入らない場所が本来はいいのです。昔からここにあったからここという設定したのだらうと思っておりますけれども、既存の構造物が使えるとすれば工事費も安く上がりますから、ただせっかく造るのにちょっともったいないなと思っております。もう少し上げてやれば塩水も入らなくなる、塩水が入らなくなれば魚もいい状態で上がってくるといことになりますから、その辺は十分検討したのかどうかと。

あと、魚を捕まえて上がっていく場所、昔からこうやっていたといえばそれはそれで仕方ないのかなと思うのですが、今も言ったようにせっかく造るのにということになるともったいないと思うのです。その辺、組合が高齢化していく中で、何でもう少しスムーズに、この捕まえる場所まで車が行けるようにするとか、まだまだいい方法はあったのかなと思うのですが、私分らないですけれども、河川敷ですので、河川との協議とかいろいろな部分でこうなった可能性もあろうかと思っておりますから、その辺はどうなっているのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

十分に検討したのかというふうなところですが、まず既存のところにあるというふうなところで、実はこちらはここありきというふうなところはございました。ほかに候補地はというふうなところ、特に良いところが今思いつかなかったものですから、こちらというふうなことありきで進めたところがございます。せっかくこちらの施設を造るのに運用の仕方としてもったいないところがあるのではないかとこのふうなことでございましたが、こちらにつきましても組合の方と一度お話をさ

せていただいて、最初のうちはこれでやっていこうというふうなことでこのような形になってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 課長、補足がある。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） すみません。ただいまの質問でございますが、場所の設定、あと設備の設置につきましては、事前にまず組合と協議を十分にさせていただきまして、あちらでの施工となっております。既存の階段を使って上り下りということになりますが、そちらにつきましても組合の了解の下、整備を進めております。ただ、高齢化というようなお話もありましたので、そういうところにつきましては今後いろいろと町で調整ができるものについては十分に対応していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私組合員ではないですから、これに携わるわけではないですけども、地盤沈下を起こしていないとすればそれはそれでいいのですが、やっぱりちょっとでもいいものを造るのが行政だと思いますので、その辺もう少し配慮してほしいかなと思うのですよね、この位置もね。あと、サケを捕まえて車に乗せるまで階段上っていくと、その辺はやっぱり今回の工事でももう少し検討課題にすべきかなと思います。スロープにして下まで車下がるような状況をつくって、池から、網ですくって多分入れるのしょうから、網ですくったらすぐ車の水槽に入れられるようにしないと作業がすごく大変になると思います。私はそう思っていますので、ぜひできるのであればそうしていただきたいと。お願いしておきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在の計画では、こちらのとおり、河川協議等も実施しまして、まずは工事を着手させていただきます。スロープ等につきましては、河川協議等のあれですが、現在のところ既存での復旧ということになっておりますので、この形で工事を始めさせていただければと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。やな場の整備工事ということで、秋のイメージしてみますと、子供たちが護岸のところに来てみたりとか、あとは町外の人も遡上しているところを見に来たりといった部分で、かなりその宣伝効果もあるのかなと思いますけれども、そういった部分で1つ確認をしたいのですが、既設の護岸のところから見るようになると思うのですけれども、今、状況的に安全性という面では大丈夫かどうか、それを1つ確認したいと思います。お願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） ありがとうございます。まず、県道の広野小高線のところから下を見るとそういったところが見れるようになると思います。今年是不漁だったものですから、そんなに遡上がなかったというふうなことなのですが、例年だと見えるのかと思います。また、左岸側のところから見るところはございますので、そういったところは安全かなと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。その周辺のところの調査をされているということで、安全性確認されている。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第95号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

初めに、ため池放射性物質対策事業の全体概要についてご説明をさせていただきます。今回の工事は、昨年10月に発生した台風19号や豪雨の影響により、再度放射性物質により汚染された町内9池の対策工事を実施するものであります。11月24日に指名競争入札が執行され、工事請負契約を仮契約いたしました。

別紙資料15ページ、議案第95号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号、名称は、第20—0610—15061号、北郷第2ため池ほか放射性物質対策工事

その2であります。工事の場所は、北郷第2、第3ため池。工期は、議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成は令和3年9月30日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め1億3,970万円であります。契約相手方は、株式会社丸東、代表取締役、西山由美子です。

16ページには本契約の特約条項を、17ページには入札状況調書を添付しております。

次に、19ページ、議案第95号別紙資料2を御覧ください。資料右側上段に施工箇所の平面図を記載しております。図面中、赤着色の箇所はポンプしゅんせつ除去工、青色の部分につきましてはバックホーによる直接掘削除去工となります。対策面積は、北郷第2ため池で3,538平方メートル、北郷第3ため池で1,420平方メートルです。ポンプしゅんせつは、ため池に台船を運搬し、ポンプカッターにて底質土を汚染度合いに合わせて吸い取り、除去していくものであります。バックホーによる直接掘削は、ため池落水後、現地を確認しながら重機にて掘削します。図面の中で、黄色の着色につきましては仮設道路を表しており、鉄板を設置し、重機の搬入路を確保して施工位置まで移動いたします。吸い取った底質土は、凝集沈殿処理を行い、脱水処理の後、大型土のう袋へ詰め込みます。詰め込んだ土のうにつきましては、環境省で運搬処理をいたします。また、ため池に戻す水質及び除去作業の底質土の放射性物質濃度分析を実施してまいります。

資料左下に第1回工事完了時と事後モニタリング調査時の放射能濃度を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。まず、資料下側に工程を記載しておりますが、工事請負者と打合せを実施しながら、後戻りのないよう施工し、安全第一に工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ただいまの課長の説明なのですが、台風19号とか、そのほかの大雨とかで再度の除染ということで、それで放射性物質濃度の推移というところを見させてもらって、前回、平成30年度施工のときの最終的で最大1,200ベクレルかな、今回は3月測ったときに3万6,790と。これイタチごっこになるような感じ、毎回、やりました、雨降りました、また上がりました、何回も何回もこれいたちごっこになってしまうのかなという心配もあるのですが。これまた雨降って上がれば、また3回目、4回目とか、その考え方。その除染に対する考え方、これを教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

ただいまの質問ですが、町としても同じような認識を持っております。大雨になれば周辺からの土砂の流入によりまして再度汚染されるというような考えを持っております。そのようなことから、町といたしましては、国にため池周辺の除染等の実施を要望しておりますし、また大雨が降れば実施ということになりますので、国につきましては根本的な対策方法について国からしっかり示してほしいということで、町長からも強く要望をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時35分まで休議いたします。

休 議 （午前10時21分）

再 開 （午前10時32分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第96号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第96号 工事請負契約についてご説明を申し上げます。

11月24日に指名競争入札が執行され、工事請負契約を仮契約いたしました。

別紙資料21ページ、議案第96号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号、名称は、第20-0610-15062号、椿屋第1ため池ほか放射性物質対策工事その2であります。工事場所は、椿屋第1、第2、第3ため池。工期は、議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成は令和3年9月30日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め1億4,386万3,500円であります。契約相手方、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。

22ページには本契約の特約条項を、23ページには入札状況調書を添付しております。

次に、25ページ、議案第96号別紙資料2を御覧ください。資料右側に施工箇所の平面図を記載して

おります。図面中、赤着色の箇所はポンプしゅんせつ除去工、青色の箇所はバックホーによる直接掘削除去工となります。対策面積は、椿屋第1ため池で628平方メートル、椿屋第2ため池で2,308平方メートル、椿屋第3ため池で2,276平方メートルです。施工内容については、施工数量が異なりますが、先ほどの説明と同様となります。左側下に概略工程を記載しておりますが、工事請負者と打合せを実施し、後戻りがないよう施工し、安全第一に進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ため池除染の議案がこれ3件上がっているわけですが、その中で先ほどの関連するとか、課長の説明の納得とか、ちょっとまだ不明な点が残っているからお尋ねしますが、国にはきちっとした基準を示せということで町のスタンスとしてお話ししているということではございますが、ちょっと突っ込んでお聞きしますが、再度災害が来たら何度も何度もこの除染を繰り返していくのか。さらに、エンドレスで続いていってしまう。幾ら国の予算と事業とはいえ、結局それも血税ですから、いつまで続けるのかと。そういう期日を切っているのか、その除染の基準の内容です。

あと、今回もこの3件上がってきているわけですが、確かにさっきの課長の答弁の中で山林除染を併せてしてくださいということを国に陳情とか、話しているということではございますが、らちが明かないわけなので、そのスタンスは崩す必要はないので、今回の3件の事業の中でも例えば里山除染のように1つのため池だけでも周辺何メートルの土地を除染しておくとかいうような、その対案ではなくても、国に話すスタンスとか、内容は考えていなかったのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、議員ご質問のとおり、大雨が降ればまた汚染されるということでありまして、先ほども答弁させていただきましたが、町でも認識は持っております。先ほども国に要望ということですが、まずは周辺からの土砂が流入して高くなるというようなところを想定しております。そこに対しましては、除染ということで環境省の分野になると思いますが、そちらで除染ができないのかということで町から言っております。現在のところ、環境省では対象外というような判断をしておりまして、今のところできる状況にはありませんが、また事業の主体となっている農林水産省につきましても同じようなことが懸念されるので、国として周辺の除染であったり、あと現在基準としては8,000ベクレル以上の対策ということになります。そういうところで、基本的に今後この事業についてどう考えるのかというところをしっかりと国として示してほしいというところで要望をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまのご質問でございますが、今年6月に国に対し要望活動をさせていただきました。要望書手交先は復興大臣、それから環境大臣、経産副大臣と、この3名でございますし、また自民党の加速化本部にも要望させていただいたことでございます。具体的にこの数値が上がったということも数値化しまして、きちんと示させていただき、問題提起という形ではございますが、これは堂々巡りではないかという形でさせていただきました。その中で、町が考えるに当たっては、ため池周辺にある森林というものが影響を及ぼしているだろうということになれば、当然里山除染に始まり、森林除染にもしっかりと国として対応すべきではないかということで問題提言させていただきました。原因につきましては、今、国で調査をもう一回しているということでございますが早急の対応としてこの放射性物質対策工事を着工するという形で予算なっておりますが、加えて農林関係、それから環境省、林野庁、様々関係していることで、現在国で調整していると思っております。引き続き、このようなことがまた継続するおそれもあることですので、しっかりと町として対応させていただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長、何かある。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまの企画課長の答弁のとおりでございますが、生活環境課といたしましても環境省と直接やり取りのできるという立場もございますので、引き続きため池周辺の里山の除染に関して強く申入れをしておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。各課の課長の答弁の中に、原因はあくまでも調査中というお話があったのですが、明らかな里山除染といいますか、山林除染まで結びつけるといいますか、何とか実行してほしいところではございますが、その中でお願いしておきたいのが、やはり一か所でもため池周辺、5メートル、20メートルの除染をしておけば、万が一今後また災害があって雨水が流入した場合、そこだけはやはり放射能濃度が上がらなかった、ほかと比べて増加率が低かったとか、そういう一つの証拠の提示になるわけですから、町が国に要望するスタンスも分かりますが、その中でやっぱり腹案といいますか、一つの方法としてこういうことも考えられませんかということで、ぜひとも国にも要望していただきたいのですが、やり取りの中での一つの手法として。そして、そこできちとした証拠、証明がなされれば、今後の山林除染であるとかため池周辺、繰り返しになりますが、山の除染まで広がる可能性がつながるわけですから、一つの考えとして今後国と折衝する中でぜひとも頭に入れておいてほしいのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ご提案ありがとうございます。今後、国に要望等を行う際に、モデ

ル的な事業になりますが、そういうところでまず数値をしっかりとつかんで、しっかりと下がるという状況が出ましたら拡大していくというようなことで、そういうところで国にはしっかりと要望を伝えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件ですが、これ山を背負っているため池であれば、全く私が要望したことが合致するわけですけれども、この後出てくる家老のため池、これは周りに山はありません。滝筋からの水が入るというため池ですから。そういうことを考えれば、全体的な山林除染をしないと放射性物質は除去できないと思えます。このことは環境大臣にもしっかりお話をして、大雨のときにため池に水が入らないような方策は取れないのかというような話もされました。なかなかこれ難しく、ため池って高いところなくて、ほとんどは低いところで、先人はそこに水をためるためにそういう場所を選んだわけですよ。そういうことを考えれば、大雨のときにこのため池に流入する水を阻止するというのはなかなか難しいのですよということを私からも言わせていただきました。ただ、環境省はもともと山は除染をしないという根本的な考えを持っていますから、今回農林水産大臣が本町を訪れたときに、このことをしっかり私は北郷ため池、先ほど議決をいただきましたが、これを、流入口になっている里山除染の富岡のモデル除染をやった地域。ただ、これについては、道路的なものから上5メートル、下5メートルぐらいなもので、全くこれらの除染に対するものには程遠いかなと思って、そのことを農林水産大臣にも言わせていただきました。ただ、農林水産大臣も、この急斜面ではなかなか除染ができませんよねというような話でありますから、国に幾ら言っても、線量が上がればもう一度やればいいのではないですかと、こういう国の考えですから、この辺については町の考えではなくて、町ではその水を利用して将来的に田畑を潤すということで、そのときに放射性物質が流入したらこれ元の木阿弥でしょうということをお願いしているものですから、この辺についてはしっかりと理解していただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の町長の発言を受けてなのですけれども、今はため池の話なのですけれども、先ほど課長から例えばどういう基準だという質問に対して、8,000ベクレル以上という話がありました。ため池に今入ってきた話で、ちょっとまた脱線してしまいますけれども、例えば雨が降って河川に流れたとか、そうすると河川の川底だったり、いろんな部分はその濃度が上がっている可能性があると思うのです。そういったものをやはりエビデンスというか、立証して環境省に、里山再生プロジェクトの中に下草刈ったぐらいでは駄目なのだよと、町全体が後ろに山しょっている家の宅地なんかはまたこれ上がってしまったよとか、いろんな材料を提供して環境省に再度、ため池だけではなくて、いろんなところの除染をさせる検証、これもやっておくべきかなと。材料です。その辺を提案したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

町全体の線量を下げるという意味でのご助言と捉えました。一つのご提案として、我々もそういった事例といたしますか、そういったものをできるだけ集めて環境省に提示をして、積極的に除染を進めていただけるように我々も取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 関連しますけれども、先ほど町長が言ったこと、まさに私もそのとおりなのかなと思うのです。ただ、今ため池の水の線量の議論していますが、このため池の水の……

〔「下だね」と言う人あり〕

○9番（渡辺三男君） 下の。ヘドロの線量。この線量が下がらないということは、地域の里山が高いということですから、そこに住んでいる人も困るのです。だから、急勾配であろうが何だろうが、一回除染をして、それで下がればよし、下がらなかつたらまた再度違う方法を考えるとかしないと、ため池の停滞のヘドロイコールその近くに住んでいる町民がいますので、ぜひその辺はとにかく一回やってくれというお願いして、やってもらってモデルつくらないと方法ないのかなと思うのですよね。実際やろうとしてもやれないため池出てくると思います、先ほど町長言ったように。山しょっていなくても線量が上がるということもありますから。それは、いろいろ今から手法を考えるのでしようけれども。北郷ため池とか、今の議案はやればできるのです。全部里山と捉える場所ですから。その辺をぜひ早急にやっていただくようなお願いを再度していただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご提案、非常にありがとうございます。我々といたしましても、そういった事例を増やして、それを環境省に提示して、こういうことで付近の住民が困っているのだというようなところの材料として、それを国にぶつけて、できる限り除染を進めていただくような方策を取っていただけるよう提言してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そのようにお願いしたいと思います。国は、里山の除染、試験除染と称して体育館の周りとかいろいろやったわけですが、その後1回説明に来て、きちっとした説明できなくて帰ったままで宙に浮いているのです。本来であれば里山の本格除染に入っていなければならない、もう期間はとっくに過ぎていていると思うのです。その辺はどうなっていくか不思議でしょうがないのですけれども、今回の議案には関係ないですから、その辺も強く要望してください。願います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ありがとうございます。引き続き要望を強く進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第97号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

11月24日に指名競争入札が執行され、工事請負契約を仮契約いたしました。

別紙資料27ページ、議案第97号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号、名称は、第20—0610—15063号です。家老ため池放射性物質対策工事その2であります。工事場所は家老ため池、工期は議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成は令和3年9月30日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め1億3,860万円であります。契約相手方、有限会社光建設、代表取締役、坂本光幸です。

28ページには本契約の特約条項を、29ページには入札状況調書を添付しております。

次に、31ページ、議案第97号別紙資料2を御覧ください。資料右側に施工箇所の平面図を記載しております。図面中、赤着色の箇所はポンプしゅんせつ除去工、青色の箇所はバックホーによる直接掘削除去工となります。対策面積につきましては、ポンプ新設工が3,448平方メートル、直接掘削除去工が3,116平方メートルです。施工内容については、施工数量が異なりますが、先ほどの説明と同様となっております。下に工程表を記載しておりますが、工事請負者と打合せを実施しまして、後戻りがないよう施工し、安全第一に工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第98号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回提出しました本工事請負契約は、本年6月18日、第5回定例会で議案第50号として工事契約の同意をいただき進めておりました大原地区基盤整備工事に係る変更契約であり、変更内容としましては契約金額の減額であります。

資料33ページ、議案第98号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る第1回工事請負契約変更契約書です。工事の番号、名称は、第20—0610—15016号です。大原基盤整備工事であります。相手方は、株式会社丸東、代表取締役、西山由美子です。本契約書における本変更契約書における条項につきましては、第2条で、工事請負代金8,658万9,800円を減額するものです。

資料35ページ、議案第98号別紙資料2を御覧ください。資料下に変更数量を記載しております。耕土剥ぎ取り、戻しの数量が変更した理由は、既に作付をしていた箇所が含まれていたものと、町の計画に合わせ、施工数量を減らしております。基盤材投入は、現地試掘の結果、基盤の大半の部分で耕土に適した土質であったことから、基盤部の土を耕土に利用したことによって購入土を減らしております。暗渠排水工は、水はけのよい箇所においても暗渠排水の施工を要望されている箇所があり、現地で確認した結果、不必要である箇所については数量を減らしております。排水調整器は、施工面積

が減少したことによる設置数量の減、同一地権者の農地の拡大化による数量の減となっております。湛水均平は、上記の耕土剥ぎ取り、戻しと数量が同じでございます。工事施工に当たっては、同業者の意見も確認し、施工する前に地権者に説明しながら、施工同意をいただいております。現在、施工同意をいただく中で、当初営農を計画していた方でも取りやめたいという意向の方もありますが、再度説明を尽くしまして、実施をしていきたいと考えております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。減額変更ということなのですが、ちょっと減額の金額が非常に大きいことから、確認させてください。

まずは、耕土の剥ぎ取り、戻しが7ヘクタール減ったというところは、作付されているところとか、あと当初はこの工事賛成されていた方がまだちょっと迷われているのかなというような印象を受けました。その辺りの詳細をお聞かせいただきたいのと、一番大きいのはこれ基盤材の投入が大幅に減になっているところかなと思うのですが、なかなか土の下に潜っている部分なので難しいところではありますが、これどういったところでこういう設計をされたのかというのをお聞かせください。

それと、減額率が約3割ということで、これは契約上特に問題ないのかという3点、ちょっと答えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

当初から数量が減ったというふうなところでございますが、もう既にタマネギなどを栽培していた箇所がございまして、現地施工しないことから、数量を減してございます。また、カントリーエレベーターの西側に町の計画なんかが出てまいりましたので、こちらの数量を減してございます。

続いて、基盤材投入の数量の減の話でございます。当初設計の中でおきましては、すみません、設計変更の内容といたしまして現地試掘をさせていただきまして、耕土に適した土質であったため、購入土の必要がないと判断してございます。設計の段階で地権者の同意を得ながら、試掘を実施し、設計に反映するというふうな方向でやると時間がかかるというふうなことで、今回につきましては先進事例であります榎葉町なんかでこのような設計をしていたというふうなことで、それを参考にこのような当初設計をさせていただいてございます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） すみません。後段で契約のお話がありました。この事業につきましては、大原地区、それからその他の地区ということで、全体として大きなエリアを事業としていただいているものでございますので、単件で例えば大きな変更がある、減額がある、増額があるというところが全体でのみ込めるものであれば、契約上は問題がないと。今、3割云々というお話をされましたが、

例えば大分前、電源交付金事業で電源交付金をいただいて事業をいろいろしていた時期がありますが、それだと単件申請、工事ごとの申請で大きな増減がある場合についてはその都度、当時だと経産省に協議をくださいというようなことがあったということをお話だと思えます。今回は、契約上何も問題がないというところですよ。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。面積が減ったというところは理解します。基盤材の減というところは、確かに試掘してみないと分からない部分がありますので、あれだけの面積、では設計段階で試掘できるかということ、ある程度大きな工事みたくなくなってしまうので、そこはなかなか難しいので、他自治体の状況を確認しながら設計へ反映したというところなので、ある意味やむを得ないかなというところは感じます。契約上問題ないということなのですが、やはり特に基盤材投入のような変更があるものが予期できるものに関して、設計というか、入札の段階で何かしらの条件付しておいたほうが受注者側もある程度準備して臨むと思いますので、その辺り今後について何かこういう大きな変更がある可能性のあるものについては、特に掘ってみないと分からないものとかということもあると思いますので、そういったところの何かお知らせをするようなお考えはありますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 契約上、入札のお話になりますので、私からお話をさせていただきますが、まずは何かそういう懸念があるという場合については契約特約をつけると、特約条項で明確にうたうことなかなか難しいかもしれませんが、そのような場合もあるというような、もしある場合はこういう対応をしますというような特約をつけるというのが一つ方法かと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっと2点ほど聞かせてください。

今現在、場所を見ますと、タマネギ植わっている場所ありますね。この部分は減ったのでしょうかけれども、私タマネギ植える前に早急に工事を行って、それで植えたのかなと思っていたのですが、その辺の、どうなのですか。打合せ不足か、工事に着手するの遅くて、もうタマネギ待ってられなくなったのだから、その辺お聞かせください。

あと、基盤材が大きく減ってこれ減額になっているわけですけどけれども、当初の目的は表土が少ないと、少し下に下げると砂利が出てきて、もうどうにもならない状況なので、基盤材を50だか70入れて新たな農地づくりをするという考えだったのだと思うのですが、これだけ基盤材減るということは本来田んぼの部分をいじる必要なかったのではないかなと思うのですよね。今これを見ますと、暗渠排水とかいろいろやりますので、そこの部分をむいてやるのだよということかもしれないのですが、暗渠

なんかもそんなに増えてもないし、ではなぜ田んぼ全体むいて、あれをまた戻すだけになるのか。何か工事がそこに関わってくるのか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

タマネギが、既に作付されている箇所につきまして、当初から分かっていたのではないのかというふうなご指摘でございます。こちらにつきまして、設計におきましては地権者の要望に沿って設計をしておいて、現地のすり合わせがなされていなかったというのは事実でございます。ですので、そのところ、最初から抜いておかなければならなかったのは大変申し訳なかったと思います。

あと、基盤材につきまして、こちらについて、先ほどの答弁と同じくになってしまうのですけれども、試掘した結果、耕土に適しているというふうなことが分かったためにこのような減をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私ここ二、三年見ていたところでは、現在タマネギを植えているところ、あれが非常に石出てきて、あの場所が、耕作者が苦勞して石拾いをやっていた光景が見えるのです。あと、環境省でも何回も何回も業者入れて石拾いしていたのですよね。だから、あの辺が一番ひどいかなと思っていたら、現実的にあそこは工事施工しないで、もうしないうちにタマネギを植えたという状況なのですよね。その辺がちょっと理解できないのと、あと基盤材減ったのは、それはそれでいいのですけれども、基盤材入れない田んぼを何でいじる必要があるのですかということなのです、私聞いているのは。基盤材入れないところも、多分表土はブルで押して集めていると思うのです。そのほかに何か工事が絡むのですかということなのです。絡まないとすれば、いじる必要なくなってくるのですよね。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、タマネギの場所ですが、こちらにつきましては、先ほど話がありました、まず所有者の意向を確認して施工しているというところなんです。その後工事が始まりまして、大原の農家の方と調整を十分させていただいてるのですが、そちらについて作付が間に合わないという状況にありまして、今回はこの箇所を抜かしていただいているということでございます。

あと、基盤材ということで、何もやらないところはやらなくていいのではないかとということですが、こちらの図面の中でピンクになっておりまして、紫色と言えいいのですかね、で囲っているようなものがあります。そちらについて、当初段差等があってもあまり広くできないではないかというような話もあったのですが、現地を確認しながら、できるだけ地権者の希望によって、大きくしてほしいというところについてはまず拡大をさせていただいております。また、湛水均平を希望されている田んぼ等もありますので、そういうところで現在その内容に沿った形で工事は進めさせていただいております。

ますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そうしますと、当初言っていた現状の田んぼを大きくしたりはしないのだよと多分言っていたと思うのです、当初は。それも変更して、持ち主の希望で2枚を1枚にしてくれというのは全部1枚にしたり、そういう工事の施工内容に変わってきているということで理解していいですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 当初の説明では、段差の関係であまりできないというような認識でございましたが、現場で流入と排水の高さがクリアできれば広げられるということでしたので、所有者の意向に沿ってできるだけやるようなことで対応をしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第99号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回提出いたしました本工事請負契約は、本年6月18日、第5回定例会で議案第51号及び第1回変更契約として本年9月17日、第6回定例会で議案第68号として工事契約の同意をいただき、進めてお

りました富岡町カントリーエレベーター敷地造成工事に係る変更契約であり、変更内容としましては契約金額の増額であります。

資料37ページ、議案第99号別紙資料1を御覧ください。工事請負契約の変更に係る第2回工事請負変更契約書であります。工事の番号、名称は、第20—0610—15014号でございます。富岡町カントリーエレベーター敷地造成工事であります。契約相手方は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。本変更契約書における条項につきましては、第2条で工事請負代金1,796万9,600円を新たに増額するものです。

資料39ページ、議案第99号別紙資料2を御覧ください。資料の右側に変更内容を記載しております。変更内容は、当初設計において環境省から提供をいただいた遮蔽土を造成盛土材に使用するものでございましたが、地下水位が比較的高い現地には使用できませんでした。そのため、購入土により施工を進めるものとしております。また、地下水位が高いことから、防火水槽の掘削時に掘削斜面が崩れてきた状況が確認されたため、当初設計では掘削土を再利用して埋戻す設計でありましたが、不良土と判断し、残土処理として埋戻し材を再生骨材に変更するものであります。また、下水道の埋戻しも同様に判断をしております、その数量を計上しております。

今後とも安全第一に工期内の完成を目指し、工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の課長の説明で地下水の影響という言葉が出てきたのですけれども、この地下水もできれば水質調査、どういったものが含まれているか。あそこカントリーエレベーターだから、食べ物を扱うとか、米を扱うので、できればそれをやってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

地下水というふうなことなのですが、これボーリング調査で出てきたものでございまして、それをくみ上げて何かに使うというふうなものではございません。上水を使って施設は運営していく予定でございまして。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） であれば、相当下で、箱物とか、上物には全然影響はないという考えでいいのですか、それとも何メートルくらい下か、その辺も教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） 現在の地表面から1.5メートル、2メートルぐらいのところ

で地下水が出てくるような状況でございました。ですので、掘削したときに地盤なんかが崩れやすくなっているというふうな状況でございました。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 1.5メートルでも、もしそのモニタリングでもどこでも、水質できるのだったら少しはかけてみたらどうかと思いますので、これは提案しておきます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） ご提案のとおり、一度調査はさせていただきます。町の検査にはなりますが、そういったのでは確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この赤字でかかっているところを読みますと、まさに地下水が影響したということなのですからけれども、今の答弁で盛土の上場から1.5メートルくらいで地下水が出ているということなのですからけれども、それで購入土に変わって大きな要因になっているのですね、設計変更の。隣のアーカイブ施設は、こういう状況は生まれませんでしたよね。全く同じような状況なのかなと思うのですが。アーカイブ施設は、そういう状況生まれなくて、こっちだけこういう設計変更の内容が生まれているということ、ちょっと理解できない部分はあるのですけれども、これどうしようもなかったのですか。造成地の購入土。また下水の部分の採石ということで変更になっているわけですが、その辺ちょっと教えて。あと、防火水槽の埋戻しね。その辺もう一回ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） 地下水位が高いところについては、先ほども申したとおり、ボーリング調査の時点で分かっていたところではございました。比較的楽観視していたところがあることは事実でございました。次回以降につきましては、こういったことがないようにしっかりと設計の時点でやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） それは理解できるのですけれども、本来建築構造物のときにそういう状況で下まで入替えるよとかどうのこうのというのであれば話分かるのですが、造成工事の中で田んぼだった場所を200なら200の表土を取り除いて、それでそこに水が出てくるようであれば当然駄目だと思うのですけれども、そこまで水が上がってきているような状況では私はなかったのかなと思うのですよね。あの辺は大原地区とって非常に水に困る地区であって、水を引いてきて田んぼに入れられるようになって初めて大原地区は水で潤った地区ですよ。そんなに地下水位が高いと私、造成するために影響するとは思わないのですが。建築だったら、それはいろいろ出てくると思うのですけれども。

防火水槽の場所を掘った部分なんか見ますと、2インチのポンプ1台くらいかかっていた程度ですので、そんなに影響はなかったのかなと思うのですが、その辺もう一回お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

現地では、やはり水は多く出ているようなことは確認されてございました。今までの経緯となりますとちょっと私も不明なところはございますが、ただ現地でそのようなことがあったことは事実でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） アーカイブ施設のご質問もあったかと思しますので、アーカイブ施設を造成担当した所管として当時のこととお話しさせていただきますと、あそこのところについてはほぼ盛土ということだったもので、下を掘削というのはほとんど影響していなかったもので、水位が高かったかどうかというのは分からなかったという、水位のところは影響なかったということで造成したところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっと話ずれてしまいますが、アーカイブ施設もあれだけのものを造っていますので、ボーリング調査していますよね。当然水位高かったか、低かったか出ているはずなので、分からなかったという話はちょっと理解できないです。当然カントリーエレベーターも建築までいきますから、多分ボーリング落として調査しているのだと思うのです。それで水位高いということなのだと思うのですが、ちょっと逆ではないですか。アーカイブ施設は建築やっていますから、水位きちっとボーリングで分かっているはずなのです。こっち造成地は、カントリーエレベーターは例えばボーリング落としていなくてもいいのです、まだね。建築発注するときにボーリング調査もして、結局基礎の工法を決めるのだと思うのです。ちょっと理解できない部分あるのですが。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 言葉足らずですみません。私のお話しさせていただきましたのは造成に関わる場所だったもので、当然建築に関してはボーリングはやっております。造成に関しては、そこのところボーリングで地下水位、同じく1.5メートル辺りで出てくるような形だったと思いますが、そこの部分まで掘削しなかったもので、造成の段階ではそういうような水替えというのはなかったことになっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。
これより議案第99号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第100号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。
総務課主幹の朗読を求めます。
総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。
都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第100号 工事請負契約の変更についての内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負契約の変更は、富岡産業団地整備工事に係る工事請負契約の変更であります。本工事につきましては、本年6月18日の令和2年第5回定例会で、盛土材の見直しに伴い、2回目の工事請負変更契約について議決をいただき、今年度末の竣工に向け工事を進めておりましたが、関係機関との調整に伴い、工事数量に変更が生じることになったため、3回目の工事請負契約の変更を行うものであります。

別添資料41ページ、議案第100号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事の番号、名称は、第2-2-16号、富岡産業団地整備工事であります。請負者は、西松建設株式会社北日本支社です。本変更契約書における条項につきましては、第1条で設計内容を変更することを、第2条において工事請負代金を1億1,495万9,900円新たに増額することを記載し、第3条でその他は原工事請負契約書に変更はないことを記載しております。また、特約条項についても現契約と変更はなく、資料42ページのとおりであります。

次に、資料43ページ、議案第100号別紙資料2、「富岡産業団地整備工事」の第3回変更についてを御覧ください。今回の工事請負契約の変更に係る工事内容の変更概要となります。本資料の上部の土地利用計画平面図及び工事の概要については変更はございませんが、資料下側に今回の変更契約に係る主な工種ごとの変更内容を記載しておりますので、御覧ください。まず、①の敷地造成工ですが、当地に残置してあった3,000立方メートルの不良土を建たない公園で活用するための運搬費や

1 期供用部で建築が始まった残土の流用などに伴い、敷地造成工としましては約200万円の減額であり、次に②の給水設備工事ですが、水道企業団との調整により、側溝の伏せ越し配管において角度調整に伴う継手材や弁類が増となったこと、また施工時の遊水対策も必要となったことより、給水設備工で約700万円の増額となり、次に③の公園工ですが、国道管理者との協議に伴う土地交換により、公園のり面が減となったものの交換した平地へのグラウンド舗装が増となったこと、また案内看板の設置位置が国道のり面から公園敷地となったため、看板の足が長くなり、基礎の強化等が発生したことなどにより、公園工で約1,600万円の増額となり、次に④の国道工ですが、国道管理者との協議に伴い、移転補償としていた光ケーブルの移設を改良工事と一連で施工することになったこと、また工事中の車線切替えに当たって仮区画線を設けるよう指示があったことなどにより、国道工で約3,600万円の増額、なお今回本工事に係る移転補償費の予算では2,400万円を減額しております。次に、⑤の町道工ですが、現地精査により舗装の劣化部分の改修面積が増となったことにより、町道工で約600万円の増額となり、次に⑥の仮設工ですが、1 期分の敷地仕上げが盛土材の山砂のままであったため、風の強い時期には外周ネットを越えて周辺に飛散してしまったことより、山砂仕上がり部に固化剤を散布したことなどにより、仮設工で約1,800万円の増額となり、次に⑦のその他としましては、現地精査による埋設側溝等の撤去、処分の追加、県道アスファルトの厚みの増の撤去、処分の追加及び河川や国道のり面及び敷地境界部の支障流竹木の撤去、処分の増により、その他として約3,400万円の増となり、総額で1億1,495万9,900円の増額となったものであります。

本工事につきましては、造成部の盛土はおおむね完了し、現在は国道南側の公園部や太田地区に向かう県道部を施工しており、令和3年3月の完成に向け、最後の仕上げを進めております。今後とも安全第一に工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） この造成工事もいよいよ今年度で全て完了するのかなと思うのですが、一時期砂が飛散して、セブンイレブンなりスタンドなり車の整備工に飛散して大分問題が起きたように聞いているのですが、その後担当課の計らいでトンネルの、山ズリですか、それを上にかぶせて飛散しないような手を取ったということで、非常にその後処理はよかったのかなと思うのですが、いろいろ車に傷ついたとかどうのこうのという話で聞きましたので、そういう部分はきちっと話をして了解済みなのかどうか、その1点だけお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、車に傷がついた、いろいろそういうトラブルございました。そちらにつきましては、請負者の西松も真摯に対応していただき、町としても丁寧にご説明させていただきまして、

被害者の方についてはご理解をいただいております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） それでは、議案第101号 工事請負契約の変更についての内容をご説明申し上げます。

議案第101号別紙資料を御覧ください。工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事請負契約の変更を行おうとする工事の名称は、富岡町アーカイブ施設建築工事です。工事の請負者は、株式会社鴻池組東北支店、常務執行役員支店長、加藤康です。第1条に係る内容につきましては、別紙資料2でご説明させていただきます。概要といたしましては、建物の耐久性を伸ばすコンクリートの膨張剤の追加や排水処理設備の見直しに伴う減などとなっております。第2条において、これらの工事の変更内容に係る工事請負代金額の額として1,669万3,600円を増額する旨を記載しております。その他は、現工事請負契約書のとおりであります。

次に、別添、議案第101号別紙資料2を御覧ください。本資料は、今回変更に係る概要図になります。図面左上の表に主な変更概要を記載しております。主な変更の位置は、資料右半面の着色及び吹き出し表示の分であります。主な増額変更内容は、コンクリート工においてコンクリート床の耐久性を向上させるためのコンクリート膨張剤の追加、鉄骨本体の数量増は施工図を作成し、建設を進める中、角形鋼管の数量や軽量溝形鋼の鋼材が必要となったものです。附帯工事は、空調ダクト、冷媒配

管ルートを確保するためのはりの削孔及び削孔箇所の補強が必要となったものです。また、自動ドア箇所3か所に挟まれ防止ガードを追加したことなどによるものです。主な減額変更内容は、耐火被覆の仕様見直しや防火区域の見直しによる防火扉の減、排水処理変更による合併浄化槽の減などであり
ます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2点ほど聞きます。

この中に建物の中においての展示物も含めた防火施設について、今回一応消火器等を記載されているのですが、アーカイブ施設は特殊なものを展示したりするので、それに対しての防火的なもの、例えば火災を予防するものの対応策というのは今回のっているのでしょうか。

それとあと、この建物の外構の中の平面図あるのですが、ここは町民の方もいらっしゃると思うのですが、駅等から来る場合、巡回バス等が回った場合のその巡回バスの停留所とか、そういうのを施設に近いところに設けるのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 質問にお答えいたします。

防火対策につきましては、一般的なスプリンクラー等の防火設備と、それから消火栓、それから消火器等の防火対策となっております。

それから、バスの停留所ですが、現在ではバスの停留する停車場所については設置をするというふうな考えはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

まず、防火施設のこと、対応というか、それについて今ご回答をいただいたのですが、アーカイブについては一部町民のお宝、物をお借りして展示したりするというを言っている状況下において、はっきり言えば水をかければ消えるという問題ではなく、逆にそういう貴重品なものの対応策をちょっと聞きなかったのですが、一般的な消火栓と、また火災報知機等ということだったので、もっと深く、その対応するのかどうか、もしあったらもう一度再度教えてください。

それとあと、バスの停留所は考えていませんということですが、将来性、やっぱりそういうものも考える必要があるかと思えますけれども、検討課題にこれからのってくるのか、ちょっとその点質問をさせていただきます。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 今のところ消火設備につきましては、特別なものというのは

ちょっと伺ってございませんで、そのものに対しての消火がどのようなものになるかはちょっと調べさせていただきたいと思います。

バスの停留所に関しましては、敷地の中で乗り降りができる場所が確保できれば、これも停めるということであれば考えてまいらねばならないとは考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。もちろん検討はしていただきたいのですが、やっぱりこれを建てる時に専門的な、こういう施設を建てる専門の方が建てられているということもございますので、そういう方たちのもちろんご指導をいただいて造るのだと思うのですが、やっぱり各美術館、博物館、そういうのも検討しながら、火災予防に対しての対応策はもう一度検討をしていただきたいと思います。

それとあと、バス停に対しては検討していただくという形のご理解をいただいたと思うのですが、あくまでもあそこちょっと一般道との流れもございまして、ぜひとも中で乗り降りができるような施設をもちろん考慮していただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） バスということですので、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 巡回バスのバス停の件についてお答えいたします。

既存の巡回バスにつきましては、現在学びの森までは来ておりますので、担当課としましては今の既設のバス停を利用させていただきまして、アーカイブを利用していただくというような考えを持っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 防火の件につきましては、現在でも専門家の指導を受けながら進めてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） よろしいでしょうか。

○8番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっと所管なのですけれども、1点だけ確認させてください。

これ主な減額内容で防火扉2か所がゼロで減額対象になっているのですけれども、これだけいろんな人が集まる施設でないよりはあったほうが良いと思うのですが、燃えないような仕上げ、仕様になっているから防火扉要らないのだよということだと思うのですが、わざわざ減らさないで、つける箇所があったとすればつけておいたほうがよかったのかなと思うのですが、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 防火扉につきましては、建物の中の防火区画というのがございまして、その基準に沿っていきますと防火区画の扉が必要ではないということになりましたので、減額としているところでございます。ご理解お願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。ちょっと根本的なところを聞きたいのですけれども、施工段階でこれだけ鉄骨の本体と附帯工事、防火区画の見直しがあったということは、根本的に設計変更があったと考えてよろしいのですか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 鉄骨関係の件でございしますが、大きい建物につきましては最初発注段階では参考数というような形、それから数量に関しても参考数量というようなことで従来のところでは実施しております。その中で、施工上、作成しながら建物を造り上げていくという中で、やはり必要性が出てくるといったところで鉄骨等の数量を増としているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 大きな設計変更がない状態で、鉄骨の本体がこれだけのトン数、建築ですので、特に鉄骨造の建物ですと、申し訳ないのですけれども、構造計算をして建物を出しますので、施工図云々でこんなトン数が変わるというような設計は、はっきり言ってしまったら設計ミスに近いような、積算ミスに近いような状態だと思うのですけれども、当然参考見積りですので、若干の行った来たはあろうかとは思っているのですけれども、ただ鉄骨本体というのは構造体に関わる場所なので、設計事務所がもしこれで、ここがちゃんとしていなかった、防火区画も役所とのすり合わせできちっとできていなかったということになると、施工のところの増額があると同時に、設計事務所もきちっと責任なりなんなり明らかにしないといけないと思うのですけれども、これ設計ミスではないのですか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えいたします。

図面等、それに関しましてはちゃんと図面は建築できるような図面となっておりますが、やはり簡単に言ってしまいますと拾い漏れとかもございまして、それは、あくまでも参考数量として出していますので、設計ミスとは認識してございません。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時53分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第102号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第102号 動産の取得についてご説明いたします。

今回の動産の取得につきましては、子育て世代の支援と子育て環境の充実を図ることを目的として、今年度中の開館を目指し建設を進めております富岡町地域交流館において、子供たちが触れて楽しめる大型の遊具をはじめ、遊びながら効果的に体を動かせる器具など、施設の運営に必要な物品を購入するものです。

別紙資料49ページ、議案第102号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書であります。契約件名は、富岡町地域交流館大型遊具等物品購入です。契約金額は、消費税を含め1,427万8,000円、納入期限は令和3年3月12日、契約の相手は福島県双葉郡富岡町大字小浜字大膳町34の1、ヴィラ・シミズB棟101号、有限会社シープラス、代表取締役、白石宗生であります。

50ページには、入札状況調書を添付しております。

次に、51ページ、議案第102号別紙資料2と53ページ、議案第102号別紙資料3を御覧ください。今回の物品の一覧と館内での使用予定場所となります。主なものをご説明いたします。まずは、青囲みのアクティブエリアでのものですが、エアトラックとなります。エアトラックは、体育の授業などで使用するマットとトランポリンを融合させたようなとても弾力のあるマットで、飛び跳ねて遊びなが

ら体幹やバランス感覚を養える遊具となっております。サイバーホイールは、ビニール製の空気で膨らませる大きな筒で、ごろごろと転がして遊ぶもので、中心部にも入ることができ、回転運動を通してバランス感覚を養う遊具となっております。続いて、緑囲み、三輪車サーキットでは、通常の三輪車のほか、バギータイプのものなど5台を配置いたす予定であります。次に、紫囲み、想像遊びコーナーのままごとキッチン、指先だけではなく腕全体を使いながら、コミュニケーション能力や創造力を育むままごと遊びができる木製の大型キッチン模型となっております。赤囲み、アートコーナーに配置するスリーステーションイーゼルは、落書き感覚で伸び伸びと絵を描くことが楽しめるアクリルボードを組み合わせたお絵かき板となります。黄色囲み、砂遊び場では、固まりやすく衣類からも払い落としやすい屋内での砂遊びに適した砂を約25センチの厚みで敷き詰められる数量として準備いたします。

続きまして、資料52ページ、色はございませんが、全館での使用となる他の遊具となります。24番のキューボロスタンダードは木製、25番のマグフォーマーベーシックセットは磁気内臓のプラスチック製で、いずれも幼児向けのパズルのような知育玩具であります。27番から30番は、ポブルス社製の高密度スポンジの遊具で、ワニやドーナツの形をした本体に乗ったり寝そべったりしながら、自然と体を動かせるものとなります。以降、バランスボールやバドミントンセット、昔遊びが体験できるよう竹馬や大縄などを備えてまいります。なお、これらの遊具は持ち運びができることから、館内においては入替えをしながら活用してまいります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） それでは、議案第103号 動産の取得について内容をご説明申し上げます。

今回取得しようとする動産は、避難所用感染症対策資器材一式であります。

別添資料55ページ、議案第103号別紙資料1を御覧ください。今回の動産の取得に係る物品購入契約書です。契約番号、第20—0502—11036号、契約件名、避難所用感染症対策資器材購入、契約金額は消費税を含め646万8,000円であります。納入期限は令和3年3月19日、納品場所は富岡町小浜地内外2か所、受注者は双葉商事株式会社、代表取締役、渡辺清です。

なお、56ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料57ページ、議案第103号別紙資料2を御覧ください。今回の避難所用感染症対策資器材購入の概要になります。購入の目的は、今後地震や風水害等の災害発生の際に、住民が避難する避難所内における新型コロナウイルス感染症等の拡大を防止するために内閣府等から発出されたガイドラインに基づき、間仕切り等の資器材を購入、配備するものです。数量等につきましては、組立て式ベッド1床が配置できる単身世帯用屋内用間仕切りセットが200セット、組立て式ベッド2床が配置できる複数世帯用屋内用間仕切りが100セット、組立て式ベッドが400セットとなっております。

なお、財源につきましては、本年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 不動産の処分についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第104号 不動産の処分についての内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、富岡漁港並びに毛萱、仏浜地区海岸背後地のおおむね200メートルの範囲において福島県が行う防災林整備事業に伴い、事業用地として必要とされた町有地を売払い処分するので、富岡町公有財産審議会の審議を経た答申をもって、大字毛萱字浜畑及び字前川原地内並びに大字仏浜字釜田地内の68筆、1万4,976.39平方メートルの土地を3,341万5,636円で福島県相双農林事務所長を契約の相手方として売り払うことの土地売買仮契約が調ったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるべく、議案を提出したものであります。

なお、議案第104号別紙で売払い処分いたします土地の明細をお示しし、また議案第104号別紙資料1並びに別紙資料2で土地売買仮契約書の写し並びに売払い処分する土地の位置をお示ししておりますので、ご確認をくださいますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号 不動産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 財産の出資についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第105号 財産の出資についてご説明申し上げます。

今回の財産の出資につきましては、町内上手岡地区で合同会社富岡杉内ソーラーが平成30年3月より開始した太陽光発電事業に出資をしております一般社団法人グリーンファイナンス推進機構の匿名出資持分の権利を取得するものです。出資価格は9,100万円であり、本出資により発電事業者より売電益の一部を分配金として受領し、町再生エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例の規定に基づき、町復興事業に活用するものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。全協で説明いただいたところなのですが、改めましてこのソーラーに対して出資する収益及び出資するに当たってのリスク、そのリスク回避について改めて教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ご説明いたします。

まず、今回杉内ソーラーへの9,100万円の出資でございますが、そちらに対しまして分配金としまして町に約2億4,000万円が受領されます。そちらについては、まちづくりの事業に活用していきたいということでございます。

また、全協でも説明をいたしました。出資をするリスクということでございますが、町としては出資した9,100万円が分配金として戻ってこないということがまず一番のリスクであると考えております。その中で、災害等によりまして発電設備が壊れたというような状況の中で、全員協議会でもご説明しましたが、保険の内容等があります。その中で、地震の際に5%ということですが、そちらについては事業者を確認をしまして、保険の5%で十分対応が可能であるということを確認しております。また、保険の中で1年間の売電量の保証というものもありますので、そちらについては町として出資に当たり十分リスクは低いものと考えて今回出資を決定しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号 財産の出資についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日18日午前9時より会議を開きます。
これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時20分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 啓 憲

議 員 渡 辺 正 道

第 9 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和2年第9回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和2年12月18日(金) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

議案第107号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第108号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第109号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第110号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第111号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第112号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第113号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一	君
副町長	高橋保明	君
副町長	滝沢一美	君
教育長	岩崎秀一	君
会計管理者	猪狩力	君
総務課長	林紀夫	君
企画課長	原田徳仁	君
税務課長	志賀智秀	君
住民課長	植杉昭弘	君
福祉課長	杉本良	君
健康づくり課長	遠藤博生	君
生活環境課長	黒澤真也	君
産業振興課長	坂本隆広	君
参事兼 都市整備課長	竹原信也	君
教育総務課長	飯塚裕之	君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一	君
郡山支所長	斉藤一宏	君
参事兼 いわぎ支所長	三瓶直人	君
総務課 主幹兼課長補佐	猪狩直恵	君
代表監査委員	坂本和久	君

○事務局職員出席者

議事事務局局長	小林元一
議事係局長	猪狩英伸
議事係主任	杉本亜季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 高野 匠 美 君

6番 遠藤 一 善 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) おはようございます。議案第106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第5号)の内容について説明をいたします。

今回の予算補正は、各事業の進捗状況を踏まえ、また次年度の事業展開などを見据え、事業費の精査や整理を行ったものであり、既定の予算から歳入歳出それぞれ5億905万9,000円を減額し、歳入歳出の総額それぞれ217億9,768万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。第1款町税3,393万5,000円の増額は、第1項町民税において納入実績による徴収額の見込み

により2,260万3,000円の増、第2項固定資産税において78万1,000円の増、第3項軽自動車税において235万1,000円の増、第4項町たばこ税において820万円の増によるものであります。

第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金2,016万8,000円の増額は、交付実績によるものであります。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金379万円の増額は、減収補填特例交付金の交付額確定によるものであります。

第10款地方交付税、第1項地方交付税2億859万7,000円の増額は、交付の実績によるものであります。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金41万2,000円の減額は、老人福祉施設入所負担金の減によるものであります。

第13款使用料及び手数料85万円の増額は、第1項使用料において総合スポーツセンターなどの使用料が97万円の増となる一方で、第2項手数料において12万円が減となったことによるものであります。

第14款国庫支出金7,545万8,000円の増額は、第1項国庫負担金において自立支援給付費負担金の増などによる766万9,000円の増、第2項国庫補助金において原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる廃炉交付金が9億7,000万円と確定し、電源立地地域対策交付金が8億9,554万9,000円減となるなどしたことにより7,509万7,000円の増、第3項国庫委託金において事業費の確定などによって福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金を730万8,000円減とすることによるものであります。

第15款県支出金1億8,249万7,000円の増額は、第1項県負担金において災害弔慰金支給実績に基づく福島県災害弔慰金等負担金の減などによる3,138万9,000円の減、第2項県補助金において農村地域防災減災事業補助金やふくしま森林再生事業補助金の追加交付、また避難地域復興拠点推進交付金の交付見込みなどにより2億1,369万2,000円の増、第3項県委託金において19万4,000円の増によるものでございます。

3ページ下段から4ページ上段を御覧ください。第16款財産収入275万8,000円の減額は、第1項財産運用収入において再エネ施設出資配当金の確定により338万6,000円の減、第2項財産売払収入において63万1,000円の増によるものであります。

第18款繰入金、第2項基金繰入金9億9,946万2,000円の減額は、歳入歳出予算の精査、整理により財政調整基金繰入金11億1,008万8,000円の減や福島再生加速化交付金基金繰入金、農水省分2億591万2,000円が減となる一方で、町勢振興基金繰入金2億8,000万円の増や福島再生加速化交付金基金繰入金、国交省分1億7,976万7,000円が増となるなどしたことによるものでございます。

第20款諸収入3,172万5,000円の減額は、第1項延滞金、加算金及び過料において7,000円の増、第2項雑入においていわき市四倉工業団地における仮設建築物の解体を先延べすることにしたことによる中小企業基盤整備機構助成金の減などにより3,173万2,000円が減となることによるものであります。

す。

これらにより、歳入合計 5 億905万9,000円の減額補正となったものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。おめくりいただき5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費428万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による研修旅費や普通旅費などの減によるものであります。

第2款総務費1億9,550万1,000円の増額は、第1項総務管理費においてまちづくり活性化事業により曲田土地区画整理事業保留地を活用することと保留地の土地購入費として1億1,700万円の増や、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる廃炉交付金をこの後において公共施設の整備に活用することと公共用施設整備基金に積み立てるための積立金8億5,000万円が増となるなどの一方で、電源立地地域対策交付金が減となることに伴い基金造成を中止することにより、公共用施設維持運営基金積立金4億9,999万9,000円の減や公共用施設維持基金積立金2億3,204万9,000円が減となることなどにより1億9,718万2,000円の増、第2項徴税費において60万1,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において105万9,000円の減、第5項統計調査費において6万4,000円の増、第6項監査委員費において8万5,000円の減によるものであります。

第3款民生費4,856万1,000円の減額は、第1項社会福祉費において新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みた敬老会や各種会議の中止などによる当該経費の減、申請給付の実績による助成金や給付事業費の減、また老人保護措置費の減などの一方で、財政安定化支援事業繰出金や保険基盤安定繰出金が増となるなどして859万9,000円の減、第2項児童福祉費において認定こども園運営費などが減となる一方で、児童出産記念手当支給事業費や子育て世帯定住促進事業費などが増となることで215万1,000円の減、第3項災害救助費において災害弔慰金の支給実績を踏まえた東日本大震災救助費の減など3,745万1,000円の減によるものであります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費2,311万円の減額は、住宅清掃費補助金の申請実績を踏まえた環境衛生事業費の減やとみおか診療所施設管理運営費の減などによるものであります。

第6款農林水産業費7,872万6,000円の減額は、第1項農業費において事業費の精査により農業復興対策事業費や営農再開支援水利施設等保全事業費などを減とする一方で、農村地域防災減災事業費などが増となったことで7,783万4,000円の減、第2項林業費においてふくしま森林再生事業費の増などにより1,815万8,000円の増、第3項水産業費において水産業振興事業費1,905万円の減とすることによるものであります。

第7款商工費、第1項商工費2億2,347万1,000円の減額は、工業団地事業費などが減となる一方で、太陽光発電会社へ財産を出資することに伴う再生可能エネルギー事業費の増などによるものであります。

第8款土木費2億69万円の減額は、第1項土木管理費において29万9,000円の減、第2項道路橋梁費において橋梁補修工事費の増による道路橋梁管理費の増などにより2,544万3,000円の増、第3項河

川費において事業費の事業年度の見直しにより4,660万円の減、第4項都市計画費において定住促進化対策新築住宅助成金の申請実績を踏まえた減などによる都市計画事業費の減や曲田土地区画整理事業特別会計繰出金の減などにより1億7,923万4,000円を減とすることによるものであります。

第9款消防費、第1項消防費2,681万3,000円の減は、常備消防経費や防災行政無線経費などの減によるものであります。

第10款教育費2,845万5,000円の減額は、第1項教育総務費において75万4,000円の減、第2項小学校費において44万8,000円の減、第3項中学校費において134万1,000円の減、第4項幼稚園費において2万4,000円の減、第5項社会教育費において事業の進捗に伴う事業費の精査による歴史民俗資料館事業費の減など777万9,000円の減、第6項保健体育費において事業の進捗に伴う事業費の精査による学校給食管理事務諸経費や体育施設管理費の減など1,810万9,000円が減となったことによるものであります。

第11款災害復旧費7,045万円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費において復旧工事の実施年度を見直したことにより5,700万円の減、第2項公共土木施設災害復旧費において復旧工事の実施年度を見直したことにより1,345万円を減としたことによるものでございます。

これらにより、歳出合計5億905万9,000円の減額補正となったものでございます。

次に、継続費の補正について申し上げます。8ページ、9ページ、第2表、継続費補正を御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡産業団地整備事業について、補正前の総額49億7,853万円を補正後の総額46億8,710万1,000円に変更し、併せて令和2年度の年割額を16億8,707万1,000円に変更するものでございます。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、太田モリタリング道路整備事業については、継続費の総額の変更はありませんが、継続事業年度を令和3年度までと変更するものでございます。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道施設等災害復旧事業について、補正前の総額1億1,000万円を補正後の総額6,000万円に変更し、併せて継続事業年度を3年度までに、また令和2年度の年割額をゼロ円、令和3年度の年割額を500万円に変更するものでございます。

次に、繰越明許費の補正について申し上げます。10ページ、第3表、繰越明許費補正を御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農村地域防災減災事業において1億8,000万円、同第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業費において1億8,700万円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡産業団地整備事業において1億2,000万円、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、道路橋梁管理事業において5,080万円、同第2項、事業名、道路新設改良事業において1億7,000万円、第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、施設管理事業において3,640万円のそれぞれについて繰越明許費の追加設定を行うものでございます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。11ページを御覧ください。第4表、債務負担行為でございます。富岡町役場庁舎機械警備委託料をはじめ、第4表記載の全31事業について、記載の

機関並びに記載の限度額をもって債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。16ページをお開きいただきたいと思います。16、17ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 一番上段の個人の町民税なのですが、納入実績により金額が増えているわけなのですが、人が増えているのか、1人当たりの納税額が増えているのか、その辺どういう原因で伸びてきているのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） 予算の場合、歳入欠陥になってはまずいので、当初厳しく見ているものですから、後半でだんだん実績が出てきた場合には増えてくるということでございます。人口が増えたとか、そういう特別な要因ということではございません。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。総務課長の答弁等ありましたが、歳出で少し触れられていたかと思うのですが、旧長期発展対策交付金についての減額理由と原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる廃炉交付金についてですけれども、こちらの交付金の活用内容について、もし具体的にあれば、何に充当されるのか教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、旧長期発展対策交付金、総務費の方でございます。マイナス8億9,554万9,000円でございますが、そのうち通称廃炉交付金、こちらに組替えということで1億5,350万円が組替えとなっております。また、消防車両購入の中止ということで1,000万円の減となっております。

ます。また、運営基金及び維持基金造成に7億3,204万9,000円、こちらを組替えするというものがございます。それに基づきまして、下のほうの廃炉交付金9億7,000万円でございますが、その組替えの財源組織組替えということで1億903万円が上乗せと、プラス夜ノ森駅東口の環境整備に1,297万円、さらに公共施設整備基金の造成ということで8億5,000万円という形で組替えをしております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。廃炉交付金につきましては、20年後には交付される金額がゼロになってしまうということですので、計画的に活用していただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 貴重な財源でございますので、計画的に運用させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。37ページの町づくり活性化事業についてでございますが、土地購入費、こちらについてどこの土地を購入するのか、どのように利用されるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 土地購入費でございますが、こちらは前回全員協議会で説明させていただきました富岡駅前保留地の購入という形でございます。こちらにつきましては商業区画、それから複合交流施設と駐車場兼イベントスペースでございますが、今回の予算につきましてはこの2つの部

分でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。この土地利用を皮切りに町のにぎわいを取り戻すための事業を進めていただけて、企業誘致等も頑張っていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 既に富岡駅前で活動、活躍されている企業もいらっしゃいますし、さらに交通関係の方々もいらっしゃいます。関係者一同でしっかりとにぎわいづくり形成していきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。43ページ目の障害福祉サービス費940万円なのですが、これについての中身、どのようなところに使われるか教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。障害福祉サービス費ですが、こちらは障がいの手帳をお持ちの方とか、そういった方に生活支援等のサービスを行っておる事業でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。手帳の関係ということで、特段コロナウイルスに関連しての補助というか、補正と、そういうわけではないですか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。こちらの増額につきましては、実際コロナで外出を控えている方の外出支援なんかは減額となっておりますが、対象者が増えてございます。それと、サービス内容も変わってございまして、サービス内容によりまして給付が変わってきますので、ちょっと高額なサービスを利用されている方もいらっしゃるという関係から今回増額の補正となっております。

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 4目児童館費のところの児童クラブ運営費なのですが、当初予算から50%近く今回減額しているのですけれども、この理由を説明ください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございます。まず、こちらの工事費というのが郡山にありました児童クラブとして運営していた部分の解体工事に係るものであります。この建物の解体につきましては、県事業と一体として行うものでありまして、県が契約した相手方との随意契約というような形で行ってまいりました。当初予算のときには県の単価、解体工事に関する単価に建築面積を平米数掛けて計上しておりましたが、県の入札結果及び事業精査によりまして、結果250万円の減額となったものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 農業振興費の中の有害鳥獣捕獲報奨金、これ340万円の減額なのですが、今年の実績、何頭ぐらい捕獲して報奨金どれくらい払ったか、あとは全体的に捕獲が少なくなってきているのか、その辺詳しくお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、本年度の実績につきましてはちょっと準備をさせていただきます。捕獲数ですが、町内、帰還困難区域も含めまして、前年度の比較としまして約180頭ほど少なくなっております、捕獲につきましては。

今年度の実績につきまして、申し訳ありません、帰還困難区域と含めまして356頭ということになっております。ちなみに、申し訳ありません、環境省がやっております帰還困難区域が146頭、あと解除区域が210頭ということで、イノシシと小動物の合計となります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 前年度から少なくなっているということなのですが、有害鳥獣の頭数がだん

だん減ってきているから少なくなってきたのか、捕獲隊がだんだんと高齢化したりなんかで動きが少なくなったから少なくなってきたのか、その辺の分析はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） これまでの捕獲数等も見ますと、基本的には年々減少といたしますが、捕獲数も減っておりますが、全体的に減ってきている傾向にあると思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 所管課のところで申し訳ないのですけれども、今の鳥獣被害のところなのですけれども、この定例議会が始まる前の12月15日に学びの森で鳥獣被害に対するシンポジウムがございました。ウェブで会議の内容出ていたので、ちょっと確認していたのですけれども、その中で明らかにイノシシとか鳥獣の巣になっているところ報告があったわけなのですけれども、最近また親ではなくて子供のイノシシ等が随分町内を荒らしているところが目につくのですけれども、ここで捕獲の報奨金を減額するというところで出てきているのですけれども、そういう場所が特定されているのであれば、そういうところを集中的に捕獲に入っていくというような作業も必要かなと思うのですけれども、あのシンポジウムちょっとウェブで見ていたので、役場のどの方々が出ていたのか分からないのですけれども、ああいう研究結果に対してどういうふうに取り組んでいくのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

こちらにつきましては、現在大学とも連携しまして、町内にセンサーカメラ等も約30基ほど設置しております。そういう情報を捕獲をいただいています実施隊と情報共有しまして、そちらで箱わなの移動等も行っております。

今回報奨金の減額でございますが、こちらにつきましてはこれまでの捕獲数を考慮しまして、今回の当初予算からのまず見込みといたしますか、3月までの見込みを出しまして、今回340万円の減額をしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然実績を基に減額をしていくというのも大切なのですけれども、実際に鳥獣捕まえる時期というのはいろいろあるわけで、予算があるからというわけではないのですけれども、やはり鳥獣被害、イノシシの被害とかあるわけで、そういう研究が出てきて場所が特定されたのであれば、そういうところに向かって後半戦でもできるわけで、やはり安易にちょっと減額するべきではないと思ったのですけれども、対策は今年度はそういうところを集中的にやるというような計画はないのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

基本的にはいろいろと関係機関と協力しまして、情報共有して実施隊の捕獲に努めております。基本的にデータ等があって、この辺に多いというような情報があれば、そこに箱わなを移して捕獲をやっておりますので、そういう状況でこれまでも継続しておりますので、よろしく願いいたします。
以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 7款商工費の中の中小企業等支援事業費の工事費、減額ありますけれども、何の工事がやめになったのか、繰越しになっているのか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

こちらにつきましては、四倉工業団地の仮設施設がありますが、そちらに12社ほど入っております。随時町内に移動されている方もいますが、退去されたところの解体工事でございます。今回コロナの関係で協議ができなかったということで、今年のを来年と含めて一緒に解体をさせていただきます。
以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。79ページ、学校給食費の給食運搬車ラッピング業務委託につきまして、内容を教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございますが、まず事業を導入したいという経緯なども含めて説明させていただければと思います。この事業につきましては、このたび産業団地に進出なさいました宮田運輸様が行っている社会活動、こどもミュージアムプロジェクトの一環でございまして、その内容というのは子供たちの描いた絵をラッピングしたトラックで運送することにより、優しい気持ちでの運転を促し、交通事故の撲滅を図ろうというものであります。今年の夏、サマースクールにおきまして富岡校、三春校の子供たちが描いた絵を富岡の産業団地内にありますトラックにラッピングしたということがございました。この事業というのは、交通安全啓発をしながらラッピングの講習をしたり、施行後のお披露目会などもあったわけですが、そのときの子供たちの関心度が高く、効果があると見込まれたものですから、こういった意識を継続したいということで、また全国的な広がりへの協賛ということで、私どもでもぜひ導入したいということで計上させていただいたところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。富岡の子供たちの元気な、元気に過ごす子供たちをアピールするためにもぜひそういった活動を広めていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 2点ほどお答えください。

まず、オリンピック・パラリンピックが延期になりまして、新たに先日コースはそのままというようなことで新聞発表等ありましたが、今回業務の委託料ということで上がっているのですけれども、

どういふうな形で、縮小とかも含めてどのような形で開催する予定なのかお聞かせください。

それから、学校給食費のところの調理場の設計委託料なのですがけれども、これ多分精査で1,000万円の減だと思ふのですけれども、ちょっと予算のときからすると随分減額幅が大きいのですけれども、その辺もちょっと併せてご説明ください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） オリンピック・パラリンピックの開催の準備でございますけれども、これは富岡駅から富岡校までのルートでございます、そこで閉会式とか、そういったときの内容の委託ということでございます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 学校給食費の減につきましては、予算編成上のお話になりますので、私からお話をさせていただきます。

質問の途中で様々精査、それから請け差等々であろうというふうなお見込みをしていただいていたのですが、実はそのとおりでございます、これだけ大きなものが出たというのは、当初予算編成時においては設計の内容であったり、調査の内容であったりということがしっかりと確定できずに非常に大きなつかみで計上せざるを得なかったと。予算上、当初予算は安全を見て計上させていただいたと。実際いろんなものが見えてくる中で、精査した結果がこういう結果でしたというところでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） パラリンピックのことなのですがけれども、使うのは当然やるので、昨年度もありましたから、ただパラリンピックのやつは今年度、富岡の場合は今年度中にあると思うのですけれども、どのような、このコロナ禍でまた中止とかある可能性はあるのですけれども、現在でどのような形で開催をするような考えをされているのかということをお聞かせ願いたいということなのですけれども。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） コロナの関係もございまして、沿道とかの応援とかは大分少なめの形でやるというようなことでございますし、閉会式につきましてもイベントということではなくて、小規模にやっていくということで、おおむね沿道とか、そういうところのそういった準備にかかる委託をしていくということでございますので、よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） オリンピック・パラリンピックの聖火リレーは、多分3月の定例会以降だと思ふので、できましたら決まりましたら応援の方法とか町民、それでは遅いのかもしれないのですけれども、いろんな注意事項等出てくるのだと思ふのですけれども、そういうことも含めてお知ら

せいだければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、すみません、もう一点、スポーツ施設の宿泊の補助金なのですが、今年コロナの関係で減額になったと思うのですが、実際どのぐらいの利用があって、有効に働いているのかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの部分でございます。現状、先ほど生涯学習課長申し上げましたが、富岡駅を出発して富岡小中学校まで、それから富岡小中学校に入りましたら校庭の中をランナーが走る、それをサポートランナーと一緒に走るといふところ、立てつけ自体は昨年度3月時点で決定していた内容から大きく変わるものではございません。ただ、応援の仕方について、やはり新型コロナの対応というものがようになってきます。声を出して声かけ、声援というものがなかなか認められないものですから、ハリセンを使って音を出して応援をしていくといふようなことを基本スタイルとしまして、できるだけ観客の方々も密にならないようにといふところでございます。先ほど議員おっしゃったように、これから大会本部と様々打合せがございまして、内容が最終的に固まっていくといふところになるかと思っております。皆様にまたルートでどんな注意をしながら応援をしていただきたいかということは、新聞も含めてしっかりと告知をさせていただき予定とさせていただいておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 前年度におきまして、実績によって今年度の予算を計上しておりましたが、議員おっしゃるとおりコロナウイルスの関係で今年度は1団体が2回、サッカーで宿泊の補助を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。1点、同じページの、79ページの文化芸術振興一般事業費の中で、基本的に今回は減額という状況は分かるのですが、コロナの関係で、どういう形の活動かということと、あと今富岡町はアーカイブ施設ができます。いろんな面で文化的なものも復活し、また元に、皆さんに見せてあげる地域が出てくる、物を造っている状況下において、今までの地域の郷土の文化、芸術を記録に残すとかという事業も行っているのか、ちょっとその点教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 文化芸術振興一般事業費につきましては、各種会議等のため

の旅費等を計上していたわけですが、コロナの関係で中止等がございましたので、減額としてございます。各種事業費の負担金も、こちらも講習会とか、そういったときの負担金でございまして、それもコロナの関係で実施されなかったということで減額となっているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 内容は分かりました。ただ、あともう一点、今アーカイブ施設とか、昔の富岡町を知っていただく、また震災後の状況も知っていただくという施設の中において、各文化的なものが今ところどころで富岡町で復活しています。そういう面で考えると、それも含めて昔の、震災前の状況下の記録というのは、このところに合っているかどうか分かりませんが、残しているのか、記録として取っている状況下なのか、そこだけを1つだけ教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 記録等でございますが、こちらは震災前の記録等々は確保してございますので、残していくような状況になると思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、ございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 総括ということなので、個別の案件ではなくて全体的な話をさせてください。

建物を解体して除染した後、最近草が物すごいのです。これ基本は、やはり土地の所有者が草刈りとか除草をやるべきなのですけれども、東京電力あたりでは何か草刈りを手伝ってくれたりする制度もあるみたいですが、町内全体を考えればとてもやり切れる問題ではないのです。町は、除草剤を提供して、おのおの自分でまいてきなさい、これは当然自分でやるべきことで、ただ今町の美化とか、そういったものを見たときに、町の中がもう草ぼうぼうでセイタカアワダチソウだったり、竹やぶだったり、いろいろなものが生えてきている状態で、できればシルバー人材とか町内の公共事業に協力している建設業の方とか、こういった値段で例えば坪当たり幾らとか100坪幾らとか1区画どれくらいだったら私らがやってあげますよとか、そういったときに例えば町は除草剤でなくて、粒剤というのかな、除草する液、そういったものは提供してくれるよとか日当は自分、所有者が払いなさいとか、何か将来に向けた枠組みのようなものをつくってもらいたいと思うのですが、その辺何かお考えあればお願いします。

○議長（高橋 実君） 答弁する前に。解除区域、困難区域含めての答弁してください。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、町内、特に解除された区域においては人が出入りしてはいるものの、人口も少しずつは増えてきているものの、解体した土地等そちらの荒れている状態というのがやはり見受けられます。そういったところに関しましては、町としては先ほど議員おっしゃられたように、個人が管理するという原則の下に除草剤等を配布しておるところでございますが、それに関して前回の定例会におきましても、堀本議員の一般質問から防草シートの活用であるとか、そういったものを検討できないかといったようなご質問もございましたので、その辺りを総合的に含めて、勘案して、解除済み区域の荒れ地の防止といたしますか、荒れ地にならないような対策の今後進めていき方、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

また、帰還困難区域におきましても、一度除染したところというのがその後手入れがなされていないとやはり草が生えてしまうというようなこともございますので、帰還困難区域の方に対しても除草剤の配布というのは行っております。一時立入りした際に除草剤の配布をして管理していただくというようなことも行っておりますので、今後そういったことも継続して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今議長言ったように、帰還困難区域とか解除されたところとか、全ての地域、富岡全体を見渡して、帰還困難区域だと例えば環境省だったり、解除になったところだったら町村

圏組合でごみの収集だったり、担当が分かれているのだよね。例えば草を刈りました、これはどこに持っていつてくれるのですか。それは、ごみ集めには来ませんよと、ここ困難区域ですよとか、そうするとフレコンバッグの大きいやつで、それはどこにあるのですかとか、どこに置けばいいのですかとか、いろいろ分からないことがいっぱいあるわけです。そういったところのど真ん中に町が入って、基本は所有者です。自己負担です。だけれども、町はここまでお手伝いしますよとか、環境省とか町村組合とかいろんなものの調整役、これと先ほどお願いしたような人手、やはり遠くに避難していれば当然自分の宅地に戻って草刈りをやる、これ当たり前なのだけれども、私もカヤの根っこ、ああいうものってちょっと、もうしばらくやっていない人は、ああいうものがぼんぼん出てこられたら、とてもではないが、やりきれないというような状態になっているところもあるので、やはりせつかく町並みをきれいにしていく、ところどころもう見るに堪えないところもありますので、その調整をやってもらいたいのです。シルバー人材だったり、あとは例えば農家の生産組合だったり、法人なんかでも、春と秋は忙しいけれども、その他は暇だというのであれば、もしそういったところに一区画これくらいでできるのならばやっていただけませんかとか、そういう調整をやってもらいたいのですが、その考えあるかどうかをお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

議員ご提言の、ご提案の件でございますけれども、こちらに関してはこれからの町に帰還を進めるためにも必要なことかと思えます。ただ、町ができることというのがやはり限られておりますので、今後どういったことができるか、町としてどういったことができるか、その辺りについてしっかりとほかの課ともしっかりと協議を行いまして、今後その問題についてはできる限り解決を図るべく進めていきたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今の議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

確かに議員のおっしゃるとおり、原則は個人がお支払いするというのが原則です。ただ、窓口、町が一本化になって何かできないかということであれば、それは確かにシルバーとかあります。言われましたけれども、シルバー人材も人が今なかなか集まらない状況なものですから、その辺は今後前向きに検討させていただきながら、いい知恵があれば、また教えていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了します。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第107号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税の課税実績と、また国庫支出金の交付見込額確定などに伴い、歳入歳出それぞれ481万1,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ25億7,923万円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。99ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税は、課税実績及び収入実績により118万1,000円を減額するものであります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金1億1,783万円の減額は、災害臨時特例補助金における補助率の引下げによるものであります。

第4款県支出金、第1項県補助金1億1,651万9,000円を増額は、特別交付金において額確定により保険者努力支援分131万1,000円が減額される一方で、第3款において減額された国庫支出金について特別調整交付金において補填されることから、同款の減額分と同額となる1億1,783万円を増額することによるものであります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金458万1,000円を増額は、額確定により保険税軽減相当額繰入金328万2,000円、財政安定化支援事業繰入金480万4,000円、保険基盤安定繰入金171万1,000円を増額する一方で、職員給与費等繰入金531万6,000円を減額することによるものであります。

第8款諸収入、第3項雑入272万2,000円を増額は、第三者行為による損害賠償金や資格喪失後受診に係る返還金等によるものであり、歳入合計481万1,000円を増額補正となるものであります。

100ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費10万6,000円を増額は、第1項総務管理費において職員手当の増額により職員費11万9,000円を増額する一方、第

3 項運営協議会費において県国保運営協議会負担金 1 万 3, 000 円を不用額として減額するものであります。

第 2 款保険給付費 214 万 6, 000 円の増額は、第 1 項療養諸費において診療報酬審査件数の増により手数料 14 万 6, 000 円の増、第 2 項高額療養費において高額療養費支出見込みの増により 200 万円の増によるものであります。

第 3 款保健事業費 70 万 4, 000 円の増額は、第 2 項保健事業費において健診データ分析システム構築に要する費用等により 108 万 2, 000 円を増額する一方、第 1 項特定健康診査等事業費において町内での特定健診が終了したことから、不用額として 37 万 8, 000 円を減額することによるものであります。

第 4 款国民健康保険事業費納付金は、第 1 項医療給付分において国庫支出金 1 億 1, 783 万円が県支出金に振り替わったことによる財源の更正によるものであります。

第 6 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付金 5 万円の増額は、東日本大震災に係る特定健診国庫補助金につきまして、精算により令和元年度分において返還が生じたことによるものであります。

第 7 款第 1 項予備費において、会計内調整のため 180 万 5, 000 円を増額し、歳出合計 481 万 1, 000 円の増額補正となるものであり、このことにより補正後の歳入歳出の総額を 25 億 7, 923 万円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから歳入歳出一括して質疑を承ります。

104 ページから 117 ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第 107 号 令和 2 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時20分まで休議します。

休 議 (午前10時04分)

再 開 (午前10時18分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

次に、議案第108号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長(竹原信也君) それでは、議案第108号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗により歳出予算の精査を行い、不用見込額を減額する補正であります。これに伴いまして、本特別会計の歳入歳出予算の総額としましては、歳入歳出の予算額をそれぞれ20万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,618万円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。121ページを御覧ください。歳入予算としましては、第3款繰入金、第1項繰入金として、歳入歳出予算の調整により20万円の減額補正を行うものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。122ページを御覧ください。歳出予算としましては、第1款下水道事業費、第1項下水道事業費として、特環下水道維持管理費において光熱水費及び通信運搬費の実績により不用見込額として各10万円を減額し、歳出総額として20万円の減額補正を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件についても項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

126ページから129ページまでございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第109号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗により歳出予算の精査を行い、不用見込額を減額補正するとともに、公営企業会計に係る消費税の額確定に伴う不足する公課費の増額補正と国庫補助事業の着実な執行に向けた整備委託費の増額補正を行うものであります。これに伴い、本特別会計の歳入歳出の予算の総額としましては、歳入歳出の予算額をそれぞれ163万6,000円減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,868万5,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。133ページを御覧ください。歳入予算としましては、第4款繰入金、第1項繰入金として歳入歳出予算の調整により163万6,000円の減額補正を行うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。134ページを御覧ください。歳出予算としましては、第1款事業費、第1項下水道事業費の公共下水道維持管理費において、燃料費及び通信運搬費の実績による不用見込額として25万円を減額し、火災保険料及び処理場維持工事費においては事務の精査及び工事請け差により703万6,000円を減額。一方、公共下水道事業消費税といたしまして、令和2年の消費税の確定に伴い年度内に分納する令和3年分の間申分不足額265万円を増額し、公共下水道維持管理費として463万6,000円を減額。また、公共下水道整備事業費においては、国庫補助事業として進めている下水道事業計画変更に係る内示額との調整に伴い管渠調査設計委託料を500万円増額し、

一方公共下水道災害復旧事業費においては、事業の精査により調査設計委託料を200万円減額することにより、歳出総額として163万6,000円の減額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費の設定についてご説明いたします。135ページを御覧ください。今回繰越明許費として設定する予算は、第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、公共下水道整備事業であります。繰越明許として設定する理由としましては、国庫補助事業である下水道事業計画変更の内示額の調整に伴って、同国庫補助金で今回一連で実施することとした管渠調査設計委託料の業務発注が1月以降となることにより、本業務の必要履行期間を確保するためのものであります。また、予算額は今回補正を行う管渠調査設計委託料に下水道事業計画変更の残予算を含めた1,000万円であります。

次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。136ページを御覧ください。今回債務負担行為として設定する予算については、令和3年度の年度当初より業務を開始しなければならない施設の管理に係る水質検査業務委託、限度額は600万円、管渠維持管理委託、限度額は350万円、処理場維持管理委託、限度額は4,400万円の3事項であります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

140ページから145ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第110号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗により歳出予算の精査を行い、不用見込額を減額補正するものであります。これに伴い、本特別会計の歳入歳出予算の総額としましては、歳入歳出の予算額それぞれ21万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億345万1,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。149ページを御覧ください。歳入予算としましては、第3款繰入金、第1項繰入金として、歳入歳出予算の調整により21万3,000円の減額補正を行うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。150ページを御覧ください。歳出予算としましては、第1款集落排水事業、第1項集落排水事業費として、集落排水維持管理費において通信運搬費の使用実績により不用見込額として20万円を減額、また火災保険料の額確定により予算残額の1万3,000円を減額し、歳出予算総額として21万3,000円の減額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費の設定についてご説明いたします。151ページを御覧ください。今回繰越明許費として設定する予算は、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費であります。繰越明許費として設定する理由といたしましては、集落排水災害復旧事業として進めている特定復興再生拠点内の国庫補助事業の管渠災害復旧工事の発注が家屋解体との調整により年度をまたいで工期を設定しなければならなかったため、今回本工事に係る予算額として3,890万円を繰越明許費として設定するものであります。

次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。152ページを御覧ください。今回債務負担行為として設定する予算については、令和3年度の年度当初より業務を開始しなければならない施設の管理に係る水質検査業務委託、限度額は600万円、管渠維持管理委託、限度額は300万円、処理場維持管理委託、限度額は1,300万円の3事項であります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

156ページから161ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第111号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保留地処分金の増額と事業の進捗による不用見込額の減額及び保留地処分金の使途調整のための予備費の補正であります。予算総額といたしましては、歳入歳出の予算額をそれぞれ560万2,000円減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,805万7,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。165ページを御覧ください。歳入予算としましては、第1款財産収入、第1項財産売払収入において、保留地処分金として1億1,699万9,000円を増額し、第2款繰入金、第1項繰入金として歳入歳出予算の調整により1億2,260万1,000円を減額、歳入総額としまして560万2,000円の減額補正を行うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。166ページを御覧ください。歳出予算としましては、第1款事業費、第1項事業費として、土地区画整理事業諸経費において事業の精査による普通旅費の不用見込額18万9,000円を減額し、土地区画整理事業整備費において事業費の精査により手数料1万6,000円を減額、また調査設計委託料で共有名義の土地の権利者との調整に時間を要することとなつ

たため、換地設計図の作成などの業務を次年度事業として見直す必要が生じたため、これに要する予算額9,480万円を減額し、上下水道負担金で上水道の配管ルートの見直しにより700万円を減額できたことにより第1款事業費、第1項事業費で1億200万5,000円を減額。一方、同款第2項予備費においては、保留地処分金を次年度以降の人件費などの単独対応分に充当するため、今回歳入となる処分金から今年度の人件費、町単独予算を控除した9,640万3,000円を増額補正し、歳出総額としまして560万2,000円の減額補正を行うものであります。

次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。167ページを御覧ください。今回債務負担行為として設定する予算については、令和3年度の年度当初より業務を開始しなければならない発注者支援業務として、限度額2,000万円を設定するものです。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

172ページから177ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第112号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、介護保険給付費の伸びに伴い、令和2年度国庫支出金の交付見込額の増などにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,411万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,173万3,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。181ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は、現段階における介護保険料滞納繰越分の収納分として9万9,000円を増額するものです。

第3款の国庫支出金1,523万1,000円を増額は、介護給付費負担金の増額などによるもので、第1項国庫負担金において介護給付費負担金で365万1,000円、低所得者保険料軽減負担金で506万6,000円をそれぞれ増額し、合わせて871万7,000円を増額するものです。第2項国庫補助金において調整交付金で497万9,000円を増額、地域支援事業交付金で113万5,000円を減額、災害臨時特定補助金で267万円を増額し、合わせて651万4,000円を増額するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費の増額に伴う介護給付費交付金の増額により、介護給付費交付金で526万8,000円を増額、地域支援事業支援交付金を47万8,000円減額し、合わせて479万円を増額するものです。

第5款県支出金466万8,000円を増額は、介護給付費負担金の増額などにより、第1項県負担金において介護給付費負担金で270万1,000円を増額、第2項県補助金において地域支援事業交付金で56万6,000円を減額、低所得者保険料軽減負担金で253万3,000円を増額し、合わせて169万7,000円を増額することによるものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、地域支援事業の減額などにより一般会計繰入金で125万4,000円を減額するものです。

第9款諸収入、第3項雑入は、介護認定審査会からの負担金の返還により58万1,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において補正総額を2,411万5,000円を増額とし、歳入予算総額を18億4,173万3,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。182ページを御覧ください。第1款総務費の331万1,000円の減額は、第1項の総務管理費で介護システムの改修などにより117万円を増額、第3項の運営協議会費で新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議の開催を控えたことなどにより17万3,000円を減額、第4項の介護認定審査会費で新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として一部の介護認定期間の自動延長が可能となり、審査件数が減少したことなどにより430万8,000円を減額したことによるものです。

第2款保険給付費2,174万4,000円を増額は、第1項介護サービス等諸費において各種給付費の増に

より居宅介護サービス給付費で353万円、地域密着型介護サービス給付費で801万6,000円、施設介護サービス給付費で573万3,000円、居宅介護サービス計画給付費で219万2,000円、特例居宅介護サービス給付費で46万5,000円、合わせて1,993万6,000円を増額、第2項介護予防サービス等諸費において、介護予防サービスの受給者数の増により介護予防サービス給付費で176万1,000円、介護予防サービス計画給付費で4万6,000円、合わせて180万7,000円を増額、第3項その他の諸費において、介護サービス利用者件数の増により審査支払手数料1,000円を増額したことによるものです。

第3款地域支援事業費340万6,000円の減額は、第1項介護予防事業費において新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、介護予防事業を一時見合わせるなど、その事業規模を縮小したことから、負担金補助金及び交付金で177万3,000円を減額、第2項包括的支援事業において在宅機会が拡大したことにより、任意事業費で29万8,000円の増額、成年後見制度の利用者の減により、成年後見制度利用支援事業費で35万7,000円の減額、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議数の減などにより、包括的支援事業費で30万8,000円を減額、在宅医療・介護連携推進事業費で1万6,000円を減額、生活支援体制整備事業費で1万2,000円を減額、認知症総合支援事業費で121万8,000円を減額、地域ケア会議推進事業費で2万円を減額し、合わせて163万3,000円を減額したことによるものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として908万2,000円を増額するものです。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、過年度の所得更正による還付金が発生したため、第1号被保険者保険料還付金6,000円を増額するものです。

以上のことから、歳出において補正総額を2,411万5,000円を増額とし、歳出予算総額を18億4,173万3,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。186ページをお開きください。186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 194、195ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。192、193ページ、あとごめんなさい、194、195ページと196ページにもわたるのですけれども、介護サービス等諸費、あと介護予防サービス等諸費のところなのですが、国、県一般財源で給付、補助されるということなのですから、この中身についてちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問のご説明をさせていただきます。

介護サービス給付費全体についてお話しさせていただきますが、要介護認定を受けた方々が施設、デイサービス等々のサービスを受ける際に給付されるものでございます。こちら今回増額となっておりますが、コロナにおいて外出機会は減少しているものの、施設内でのサービスは配食、それから入浴、そういったものもございまして、そちら事業者の努力により縮小することなく通常どおり行われておりました。それに加えて、電話をかけたことにより安否確認とか様子をうかがうことなどもこちらの介護事業の一環としてカウントされましたので、トータル的にサービス量が増大しております。ということで、全体的に今回増額補正させていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今コロナの関係で県内でも各所、福島とか郡山もそうですし、かなり驚異的な数値が出てきているのかなというところで、いつ感染しても分からない状況になっていきますけれども、運営側、あと従事者の方もそうだと思うのですが、やはり絶対感染させてはいけないという気持ちでかなり心身的な不安であるとか、そういった部分が多々あると思いますので、町としてもしっかりとソフト面だとかハード面も含めて支援していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。私どもも事業者と会う機会があるごと、その都度そういった悩み等々伺いながら、協力できるところは積極的に協力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 202、203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第113号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、実績による後期高齢者医療保険料の減額やシステム改修による委託料の増額などにより、歳入歳出それぞれ66万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を5,890万2,000円とするものであります。

207ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明申し上げます。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料137万2,000円の減額は、実績により普通徴収保険料を減額することによるものであります。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金71万の増額は、税制改正に伴い保険料算定システムに改修の必要が生じたため、その費用を賄うため、事務費繰入金を増額するものであります。

以上により歳入合計66万2,000円の減額補正となるものであります。

208ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費71万円の増額は、税制改正に伴い保険料算定システムに改修の必要が生じたことによるシステム改修委託料によるものであります。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金137万2,000円の減額は、納付金額の確定によるものであります。

以上により、歳出合計66万2,000円の減額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,890万2,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

212ページから215ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願い申し上げます。

それでは、11時20分まで休議いたします。

休 議 (午前11時05分)

再 開 (午前11時15分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

○委員会報告

○議長(高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔総務文教常任委員会委員長(安藤正純君)登壇〕

○総務文教常任委員会委員長(安藤正純君) 報告第43号、令和2年12月18日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月18日午前11時7分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)教育総務課に関する件、(6)生涯学習課に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の経過。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長(宇佐神幸一君) 報告第44号、令和2年12月18日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月18日午前11時7分より富岡町役場第2委員会

室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 福祉課に関する件、(5) 健康づくり課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査を申出いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第45号、令和2年12月18日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、12月18日午前11時8分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第46号、令和2年12月18日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月18日午前11時10分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第47号、令和2年12月18日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月18日午前11時12分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の経過。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和2年第9回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時28分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 高 野 匠 美

議 員 遠 藤 一 善